

著者本多利明は越後の人にて、江戸に住し、通稱は三郎右衛門、魯鈍齋と號し、音羽先生と稱す、天文算數の學に長じ、物産學を善くす、夙に蝦夷樺太等、北地の經營を以て自ら任す、世人之を目し、て北夷先生と云ふ、本書及下記の補遺、後篇等、皆其の抱負を吐露したるものなり、文化六年加賀藩に聘せらる、文政四年江戸に歿す、年七十八。

農商務省農務局纂訂農事參考書解題中國家豐饒策後編（即ち本書の後編）の下に「魯鈍齋は美濃高須藩の儒者にして、川内甚左衛門と稱し、一に當々山人と號す、安政年中、九十六にて物故す、尤も經濟を以て自任じ」云々とあり、川内甚左衛門とは、著者利明のことなるか、美濃高須藩の儒者たるも、頗ぶる疑はし、或は川内某なる者に、偶々魯鈍齋の號あるに依て、誤傳したるものにあらざるか、姑く記して後の考證を待つ。

賤策雜收（日本經濟叢書）

本書は先づ第一に、享和元年三月に、著者が幕府當局の手を経て、將軍に上りたる長文の建言と札差に關する一件を收め、又次ぎに享和元年に著作したる、朝鮮國通信私考なる短文一篇を收め、其次には矢張其筋へ上りたる、建言體のものにて、琉球一件と題する一篇と、享和二年八月に認めたる、

「乍恐御仕法」と稱する上言書を收めたるものにて、建言は何れも別に收載せる天明七年の建言と同じく、痛切に時事を批評し、其人を論ずるに至りては、忌まず憚らず、無遠慮に之を褒貶し、一讀痛快に堪へざるものあり、殊に世人の爲めに買被られたる樂翁公を攻撃して、「越中守御老中被_三仰付、主殿頭の惡習を矯め直さんと仕候志はよろしく候へ共、世人初め見込候と違ひ器量小く、世を安すべき深意の會得疎にて、片端より押直さんと仕、瑣細に取動し候故、大小の罪科夥敷出來り、猶も隱密横目のもの至らざるなく、穿鑿し出し、諸事疑心を離れ候は無_レ之、利を專一と仕候事は主殿頭に上越し、衆歛益々重く、士民大に望を失ひ、却て田沼を恨み候は、うしとみし世ぞ今はこひしき、當時よりあきはてたる田沼の方、はるかましなりと申合候は能々の事に御座候」と云ひ、又「實に越中守、言葉と業と違ひ候事多く、諸事に疑心深く、一々蔭の事をさぐり候に付、精忠の志有_レ之ものにて候とも、爲すべき様無_レ之候、…衆歛の意、主殿頭に上越候とも、劣るには無_レ之、御簡略細密に鄙吝といふべき程に至り、天下の融通ひしと差支候は、主殿頭取計に幾倍に可_レ有_二御座_一哉、士民ともに刑罰せらるる者夥敷は、權現様御代より以來承り傳へ不_レ申候、…表に合せみせ、内實は益々不人情の筋を増し、五倫五常の實意は、甚だすたれ候事に御座候」と云ひ、又「惣て越中守執政以來、公家堂上は甚憤り候趣相聞え、國主、外様、御譜代の大名は、主従共に、御公儀の狭少に相成候を思はざるは無_レ之、

御旗本、御家人はせちにしめ付けられ、すくみ切り候て、身の賸ばかり仕候へば、實の御用に可立と心掛候有餘も無之、衆民は融通差詰り、困窮の者次第に相増、恨み罵り候」と云ひ、遂に越中守が、享和二年五月朔日、登城あつて退出の節、御玄關を下らんとする時、寄合横田某の足輕某なる者、大勢の人をかき分け出て、越中守の面を指差し「あいつを見ろ、世の中を悪しく致したるは、あいつにて、馬鹿なるやつなり」と侮辱したる者あることを記し、其他越中守家中に、怪異の事多かりし事實などを擧げ「越中守不仁にて、人を多く殺し、人を多く痛め候、積惡の餘殃に御座候」と説破したるが如きは、樂翁公を盲信する人々の一讀すべきものなり、其他經濟上、及社會上、種々の問題に涉りて、詳に評論したる中には往々見るべき卓説なきにあらず。

本書の題名は後人が假に名稱したるものにして、固より著者の題名にあらず、而して内容の篇目亦甚だ不明瞭にして、殊に最終の建言の如きは、其首尾分別し難きものあるは、本書が完全なる成書の體裁を爲さざるに依るならん、著者植崎九八郎の略傳は同人上書の條下に出づ。

富 國 策 (日本經濟叢書)

本書は貧富の分る、所以を簡單に説きたるものなれども、行文難澁にして通解に苦む所多し。

著者、林子平、名は友直、六無齋と號す、仙臺の人なり、寛政五年、年五十六にして歿す、子平才子にして慷慨自ら任じ、勤王家として聞へ、明治十五年正五位を贈らる、著す所本書及上書の外に三國通覽圖説、海國兵談等あり。

上 書 (日本經濟叢書)

本書は第一上書、第二上書及第三上書の三篇より成り、第一上書は思慮、學政、武備、制度、法令、賞罰、地利、儉約、章服、雜の十章より成れる長文の上書にして、仙臺藩の政府へ差出したるものなるが、書中の要旨は、奢侈を禁じ、困窮を救ひ、諸士を勵まし、武道を盛にし上下合體して國の富強を計るべしと云ふにあり、第二及第三上書の主意は、自分は非常の人物なるが故に、藩政改革を自分に一任せられ、二十年間何人も干渉がましきことを云はずに、放し飼に放任し置かるゝならば、自分は大枚一千兩の金子を調達して、之を元金となし、二十年間高利貸をなして、貨殖の途を計るべしと云へる大抱負を述べたるものなり、其の仕方は左の如し。

金千兩を元金に仕り候て、二十年貨殖の次第を荒増胸算用仕候に、元金千兩二歩懸に二十年分算用仕候得ば、二十年目三萬兩程に相成り申候、二分半懸りに仕候得ば八萬兩程に相成、三分懸りに仕

候得ば二十萬餘に相成申候、扱貨殖の儀は最早二三千にも相成候得ば、只壹人にては難働候に付、金銀の殖候に隨候て、豪富の才人を五人も八人も手先に用候て相働候得ば、三分懸には推付られ可申候、しかし二十年目取仕舞際に働候手先の者へ、二千兩宛も謝禮に與へ候積りに仕り見候得ば、手先十人にて二萬兩はつぶれ申候、又外に二三萬は蹈倒され候見詰にて、都て三分懸り二十餘萬の内にて五萬は無き物に仕候得ば、残る十五六萬は手に入り申候、先内場に十五萬と見候ても、一方請持候御經濟は出來可申候

而して此の純益金十五萬兩は、大略左記の費途に充つる計畫と見ゆ、

金十五萬兩也、此内一萬兩は學校の入用に可仕候、其一萬兩の遣ひ方、千兩は普請、二千兩は書籍を買入れ、二千兩は馬、或は武具、馬具、天官道具、又は樂器等を買可申候、残る五千兩は學校附の金に仕り、諸方へ貸付置候て息錢を取候て學校永代の遣ひ用に可仕候、又二萬は御買穀一遍に振向け置候て、一ヶ年兩度宛も折返し御買穀被成置候は、一方の御益に相成可申候、又残る十餘萬は先づ十貫五兩の割を以て、總御家中へ十年賦に貸附可申候、荒増を積り候に、總御家中へ十五萬貫出居り候見詰にて、七萬五千兩有之候得ば、總御貸付行渡り申候、又残る三萬餘は所々へ振向可申候、所々と申候内第一に長町口を丈夫に見事に普請仕度奉存候、拙者儀諸國遍歴仕候て

諸城を見候に、何れの城下も内は不存候得共、何れも入口は存じの外見事に仕置候、是は古實にて壯觀を示し又國威を現はす爲に御座候、然るに御城下は南北共に入口甚危相にて、其上取締りも無之候故、他國人など一覽致候ても、是が仙臺御城下歟と侮り候容子にて千萬殘念至極、且は御國威も軽く候て、彼是甚あしき事に奉存候得ば、此處に二千も入れて普請を仕、又千兩も橋附に除け置き候て、上の如く息錢を取可申候云云

當時自ら非常の人物を以て任じ、世俗も亦大豪傑を以て目する所の林子平其人の意見は、大體先づ斯くの如きものにして、當時と今日とは、貨幣の價值に如何に莫大の差異あるにもせよ、六十萬石、否、事實百萬石以上の大藩と稱せられたる仙臺藩の財政改革案としては、餘りに「シミタレ」たる仕方にあらずや、殊に小城門を壯にして國威を示すなどに至ては、聊藪豎の玄關政策の如き氣味なきにあらざるが如し、然れども藩中の殖産工業を獎勵し、所謂三木即ち桑・楮・楮の植付を盛にし、煮海・乾鮑等を製し、鹽・馬・織物等の國産を興し、日用の小間物・膳・椀・草履等より、食料品など、悉く自國に於て生産して、國外（他藩）よりの輸入を防ぐべしと云ふ説などは、大に見るべきものなきにあらず。

第三上書中にある楮幣事略なるものは、甚奇抜なる考案にて、所謂楮幣とは、紙幣にあらずして、

銅板を用ひ、一種の銅錢を鑄造せんとするの案なり、而して其の之を行はんとする理由は、「去年中一旦緒幣を行はれたるも、御仕方思はしく無_レ之、御國の人情にかなひ兼候故、止み果候事に罷成候、乍然公儀へも願ひ濟みの上にて、折角相始められ候を、下より止められ候て、其の儘に被_ニ捨置_一候ては、第一公儀への御申分けも難_レ立、又下より止られ候て、其儘に被_ニ指置_一候は、御國家の御威風も薄ぐ様に御座候云々」と云ふので、全く武士の意地づくに行はんとするのである、封建時代に於ける武士の經濟説は、往々斯る瘠我慢に基因するものなることを記憶せざる可からず、然れども子平が、此の銅幣を發行するに付、其の兩替引替相場を、事細かに算定したるが如きは、流石林子平にして、その思慮の周到なるは、他の慷慨家一流の遠く及ばざる所である。

第二上書は、天明元年に差出し、第三上書は同五年に差出したるものなれども、此の兩書は、殆んど同一の主意を一貫して、開陳したるものなり。

西域物語 (日本經濟叢書)

本書は著書の序文に依れば、和漢西域の事を、ごた交せに有の儘に記したるものなれども、和漢の事は、人々の知る所なれば、只西域を用て標題とせりと云へり、而して書中の記事は、主として、西

域即ち西洋の事情を述べたるものにて、其の記事中には勿論此の時代に於ける他書と同じく、妄誕無稽の談多くして、往々噴飯に禁へざる事柄なきにあらざるも、我日本の海國たる立場より觀察して、渡海運送交易の必要を痛論し、且つ日本船、異國渡海交易ありたらば、今程は渡海の法も開け、且金銀銅も、かほどまで多く拔行こともなく、國家も富て、今の如く良田畑を亡處する事もなく、西域にみなれたる石家作杯も、いつの間にか流行して、都會の地は、大概石家作となり、火災の憂を知らざるに至らん者を、停止なりしは、日本の不幸なり」と慨嘆せるは、如何にも尤千萬の卓見ならずや、又「物價の直段は私ならざる故ありて、猥に上ゲ下ゲと命令すれば逆せぬ事なり、物價の高下は賤民の産業より出て、自然と立つ相場なれば、妄りに綺_ぢふ事ならざるものと云ふべし」と云へるが如きも、今日夫の米價調節などと稱し、疑はしき政策に苦心する政治家よりも、其の着眼する所數等高しと云はざる可らず、又人口の増殖に應ずるには、食用に差支へざることを計らざる可らず、食用の差支なきを欲すれば、他國の力を假らざる可らず、他國の力を假るには、海外渡航の必要ありと主張するが如きも、亦今日の世論に符合するものと云ふべし、其の他奥羽に於て、著者が目撃せる饑饉の慘狀を續述し、又同地方に於ける米價が、江戸の米價と甚しき相違あつて、商人が之を利用して、非常の大利を貪りつゝある、事實を記したるなどは何れも好個の經濟史料である。

著者本多利明の略傳は經世秘策の下にあり。

海保青陵經濟談 (日本經濟叢書)

海保青陵の經濟談は、其の部數詳ならず、余の調査せる所に依れば、善中談・天王談・萬屋談・養心談・前識談・諭民談・富貴談・燮理談・舛小談・各一巻、稽古談五巻・洪範談三巻、(以上十一部)の外占考談・活眼談・驕民談・卒伍談・三子談・字說談・及端談、(以上七部未見)の二十部にして、占考談以下六部の書は、著者の談中、若くは他書に就て、其の存在し居たる由記るしあるを見留めたりと雖も、其の外何部ありしや、今之を確むること能はざるは余の甚だ遺憾とする所である、蓋し本書の如き、我が經濟學上、最も重要な著作が、從來長く學界に知られず、殊に占考談以下の六部は、爾來數年間、力を竭くして搜索したるも、何れの文庫にも其の存在することを聞かず、今や全く蠶魚の腹中に葬られ去りたるかと思はるゝは、返すくも遺憾の極みである、然れども余が苦心の結果曩きには前記善中談以下八部十五巻を得、續いて上田貞次郎博士に依つて富貴談を發見せられ、又燮理談は故宮崎幸麿翁の手に於て發見せられ、遂に合せて十一部十七巻の大經濟書を経めて閲讀し得らるゝに至つたのは余の聊か満足する所である。

本書は、大抵皆大坂・京都・加賀・越後等所々に於ける著者が講演の筆記にして、其の聽講の席に列したる人々は、他の普通の儒者が重にも幕下、又は諸藩の士大夫に向て説きたると全く其の趣を異にし、多くは常に其所々の商人、若くは農家を集めて、講演したものなれば、其の論題の主意、及引例等、概して農工商の利害に適切ならざるはなく、自分は堂々たる門閥に生れたる立派の侍にして、而かも儒學の造詣深き、一大名家たるに拘はらず、少しも生武士の氣風もなければ、腐儒の臭味もなく、洒々落々と説き來り説き去て、何等の拘滯を爲さざるは、當時の學者中、稀に見る所である、而して其の意見は、儒者の口を借て、之を評すれば所謂申韓刑名の學にして、頗る峻酷を極め、隨て中庸の旨に反くの嫌なきにあらざるべきも、其の社會の真相を看破し、經濟的關係に非常の重き措きて、武家士大夫の不心得を痛斥し、兼て又商人を激勵して、目先の明かならざる可らざる事を、切論したるが如きは、一讀痛快を覺ゆ、加之ならず書中に記する所の事實は、著者の實見實聞に係るもの多く、隨て單に經濟的の史實として、之を觀察するも吾人の參考とすべき事、甚だ鮮なからざるが如し、今此に各談を一括して、其の中最も奇抜なる意見と、編者の創聞に屬する事實の大要を列舉すれば左の如し

余昔備前ノ國ニ遊ビシトキ、五明屋ノ某ト云モノ、余ヲ請ジテ其別業ノ記ヲ需メタリ、此別業ハ備

ノ南邊ニ有テ新田ノ中ナリ、新田夥シキコトニテ幅二里餘アリテ、長サハ五六里モアルベシ、海へ築キ出シタル新田ナリ、余モ感心シテ新田多キヲ賞セシトキ、五明屋ノ老奴申セシハ、コノ新田ガコノ國ノ貧ニナリタル濫觴ナリ、此ハ熊澤了介ト云儒者ノ富國ノ術ヲ致サレタル心ハ至極宜ケレドモ、算用ニ詳カナラヌ人ユヘニ無算用ニ出來サレシコトナリ、其譯ハ新田開發ト云コトハ富國、金ノ有リ餘ル國ノスルコトニテ、貧國ノ今日ノ急ヲ救フ人ノスルコトニアラズ、如何ニモ土地モ廣フナリ、人民モ多フナルコトナレドモ、借金モ多フナルコトナリ、金借ズニ開發出來ルコトナラバ、發開スルコト智ナリ、金ヲ借テ開發スレバ、利息ハ新田ノ上リ高ニテハ償ハレズ、富國ヲ賑ハス術ニテ、貧國ヲ救フ術ニテハナシ、他國ノ富國ニ心有ル、能々其國ノ富貧、其術ノ遠近、人力ノ多少ヲ見クラベテ取掛リ玉フベキコトナリ、熊澤子ノ忠ハ今ハ判シガタシ、永々此借金ハ拔マジキナリト云ヘリ、熊澤ヨキ學問ノ人ニテ富國ニ長ゼシ人ナレドモ、此老奴ノ見處ニ却テ及バヌ處アリ、サレバ何レ其國ヨリ金銀他處へ出ルハ貧ニナル道ナリ、既ニ新田ハ他國之人ヲ用ユルニモアラズ、自國ノ人ニテ用事足ルコトナレバ、備前ノ金ハ備前へ落ル理ナレドモ、大阪ヨリ借タル金ノ利息、他へ出ルユヘ、其國ノ貨財年々耗ル理ナリ、少々バカリニテモ年々出ルハ大イナル損ナリ、少々バカリニテモ年々入ルハ大イナル徳ナリ、新田ノ徳利息ノ損ヲ償ハヌハ少々バカリノコトナルベケレド

モ、此ヨリ備前ハ貧ニナルト此老奴物語セリ、是國ノ經濟ヲ執ル人聞テ置テヨキ話ナリ云々（善中談）

次ぎには、津山侯が登城の時、熊本侯に遇ひ、熊本の經濟が、其の名臣堀平太左衛門の力に依て、整理せられたる顛末を尋ね、遂に津山より、家老某を堀の許へ遣はして、經濟の傳授を受けしめ、某津山へ歸りて、種々の計畫を爲したる中に、無盡講を仕組みたる事を記し、且つ曰く

扱家中ノ者へ申付、閑金ヲ集テ無盡講ト云モノヲ始ラル、家中ノ者ドモハ武士ノコトユヘ、米ヤ金ハ天カラ降リデモスルヤフニ覺ヘテ、ヘラリト喰フテアル、是レ鼠ガ家ノ内ニアルニテガヒタルコトナシ、唯米ヘルバカリナリ、ヘラリト喰テ居ユヘ、米金ノ貴キコトヲ知ラズ、其上武士ノ風トシテ、金ヲ賤シムコトナリ、金ヲ賤シムユヘニ、金ヘラ／＼ト無ナルナリ、金ヲ貴ブ人ヲバ大ニ笑フテ、商賣中ノ人ナリト云コト、武士一統ノ風ナリ、商賣人ノ風トテ笑フホドナラバ、己レハ商賣ハセスカト云ヘバ、先大國ノ大名ヨリ、年々米ヲ賣リテ金ニシテ、扱公用ヲ勤メ萬事ト、ノフナリ、米ヲ賣ルハ商賣ナリ、大國ノ大名ヨリ、皆商賣中ノ人ナリ、商賣中ノ身分デ居ナガラ、商賣ヲ笑フユヘ、己レガ身分ト所行ト違フナリ、貧ニナルハズノコトナリ、米ヲ賣リテ金ヲツカフハマダ／＼ヨキ分ナリ、彼商人ヲ欺キタラシテ、アヤマリ證文同前ノ手形ヲ書キテ、金ヲカリテ金子調達スレ

バ、鬼ノ首ヲトツタル心ニ、功ニ伐リテ喜ビナガラ、又商賣ヲ笑フハ、ナントツマラヌコトニテハナキヤ、今ハ弑父弑君ノコトモナシ、亂世ニモアラズ、賣買ヲセネバ一日モ暮サレズ、金銀ヲ賤ム世ニアラズ、商賣ヲ笑フ時ニアラズ、笑ヘバ先己レガ身カラ笑フガ順ナリ、アヤマリ證文ノ手形ヲカク男ヲ笑フベシ、商人ヲ欺キタオス男ヲ笑フベシ、國ヲ貧ニスル男ヲ笑フベシ、ヘラリ／＼ト鼠トトモニ米ヲヘラス男ヲ笑フベシ、是レ笑フベキ所ヲ笑ハヒデ、笑フマジキ所ヲ笑フト云フモノナリ云々(善中談)

又萬屋の主人が、鯛屋の鯛を買はんとしたるを、店の小僧が、大に諫めて止めたる奇談を述べ、其れより人民の取扱、國家の治方に論及して

今ノ仁者ト稱スル人ハ、兎角民へ馳走ヲシテ悦セル仕方也、大愚ト云ベシ、民一度馳走ニナレバ、年中馳走ニナリタフ覺ユル也、イツソ馳走ニナリタルコトナケレバ、馳走ハ知ラス也、馳走ヲ知ラネバ不馳走モ知ラズ、一度馳走ヲスレバ、馳走セズバ不馳走也、民ヲ不馳走ニセマヒト思ナラバ、馳走ヲセヌコト也、法トハ式目、掟ト云コト也、其國其家ノ旦那ト云トモ曲ルコトナラスハヅノコト也、術トハ心ノヤリクリ也、其場合ニヨリ其事宜ニ應ジテ繰出ス也、法ハリチギナル老人ノヨフナルモノ也、術ハ智者ノ氣轉キ、ノヨフナルモノ也、兩方揃ハネバ國家治マラス也、如シ法計デ

天下治ラバ、書物ヲ讀人サヘアレバ亂レヌ也、書物讀百萬人有テモ亂ル、ハ術ナキ故也、術バカリデ天下治マラバ、書物ハ入用ニナキハヅナレドモ、利口モノバカリデモ亂ル、ハ法立ヌ故也、法立テ、曲ル人アリテハ法トハイハレヌ、術アリテモ決斷シテ行ハネバ術ノ甲斐ハナシ、云々(萬屋談)

次に又學者の爲すに足らざる事を論じて、曰く

凡ソ儒者ハ青表紙ニクラマサレテ、眼一向ニ見ヘヌ也、アホウバカリ云テ居ル也、必々儒者ノ論ニ拘ハルベカラズ、唯目ノコ算用ニ、聖賢ノ言ヲギシ／＼推シテ見ルベシ、タトヘドノヨウナル立派ナ論ニテモ、今ノ世ニ用ニ立ヌ論ハ、畢竟ムダ議論也、先王ノ禮樂刑政イフテ見レバ、見事ナルバカリニテ、今ノ世ニ用ニタズ、眞ノヒマツブシ也、云テ見レバ玩弄物ナリ、子供遊也、子供寄合テマ、ゴトヲスルヲ見ルベシ、木ノ實ヤ、木ノ節ヤ、泥ノカタマリナドヲ拾テ、此ハ御燒物、此ハ御平・御坪・御吸物・二ノ膳・二ノ汁・御飯御酒・御殺ト種々ノ料理立派也、左レドモ夕飯ジブンニナレバ、其御料理ヲ蹴チラシテ、各々宿ニカヘリ、大ニヒダルガリテ眞ノ飯ヲクフ也、今マデクヒタルハ、腹ノタシニモ何ニモナラス木ノ節・泥ノカタマリ也、儒者先生ノ禮樂ヲ立派ニ説並ブレドモ、今ノ用ニ立ヌ故、政ノ談ニナレバ、隅ヘヒツコミ、目ヲバチ／＼シテ、黙シテ見テ居ル

也、ソコデ身代直シノオヤジ出デ、眞ノ政ヲスルコト也、儒者ハ子供ノマ、ゴト也ト思フベシ、邪魔ニナルトモ助ニハトントナラヌ也云々(同上)

又其れより加賀に於て、國法を犯したる者を、寛大の扱にしたるを、不可なりとして

法ハマゲラレヌガ法也、此男ノ首ヲ刎ルハムゴキコト也ト思ヒテモ、法ガ首ヲ刎ル法ナレバ仕方ハナシ、此男一人ト萬代不易ノ法トハ、輕重小兒マデモ辨フベシ、凡ソ書ヲ讀ム人ハ書ニ醉タル醉客也、醉客ガ仁ノ字ヤ善ノ字ヲ辨ゼンヤ、法ヲマゲヌコソ仁トモ善トモ云ベキ也云々(同上)

又曰く

鶴(著者ノ名)國ヲ經タルコト三十、儒者ニ逢タルコト數百人、博ク書ヲ見テ覺テ居ル人モ澤山アリ、字ノ音ヲ覺テ居ル人モ澤山アリ、腕ノ達者ニ文章ヲトリマハス人モアリ、杓子定木デナキ人ハ一人モナシ、聖人ノ意ヲ語ル人モ一人モナシ、智慧ニ益ヲ得タル人モ一人モナシ、唯諸國ヲ經メグリテ、處々ニ逗留ヲ長フシタレバ、江戸ヲ知ルコトヲ覺ヘタリ、鶴ハ江戸ニ生レタル故江戸ガ定木ナリト思タリ、定木マガリテモ外ニ定木ナケレバ、定木ハ直ナルモノトバカリ覺テ江戸ニ少シニテモチガヘバ是ハマガリ、是ハヒヅミ、是ハイナカ、是ハアシ、是ハ本ノ人間デハナシト思テ、ドノヨフニ考テ見テモ、江戸ノマガリハ見ヘズ、江戸ノヒヅミハ見ヘズ、江戸ノ田舎ハ見ヘズ、江戸ノ

惡シキ所ハトント見ヘザリシガ、諸國ニ久シク滯テ江戸ヲサツバリ忘レテ、江戸ヲ他國ノヨウニ見ルヤウニナリテ、始メテ江戸ノカツコウヲ能見タリ、諸國ヲ遍歴シテノ益ハ是バカリ也、今年ハ江戸ノマガリモ、ヒヅミモ、江戸人ノ氣モ、江戸ノ土モ、江戸ノ風モ、言葉ニ述ラレルヨウニナリタルナリ云々(養心談)

と説きて、江戸の風俗を攻撃したるは、面白し。

次に孫贖が田單をして競馬に勝たしめたる「三分一見切の術」なるものを述べて、其の經濟上の適用を論じたるは、大に理あるの言にして、吾人の最も服膺すべきものなりとす、其の説に曰く

譬バ錢百文ヲ三ツニ割バ三十三文ヅ、也、三十三文ハ世話ヲヤカヒデモ得ル三十三文也、三十三文ハ世話ヲヤキテモ費ベキ三十三文也、アトノ三十三文ハ徳ノ方ヘ入レバ徳ニナリ、損ノ方ヘ入レバ損ニナル三十三文ナリ、世話ヲヤカヒデモ取レル三十三文ハステオクガヨロシ、世話ヲヤイテモ取レヌ三十三文ハ捨テ見切ルガヨロシ、世話ヲヤケバ取レテ、世話ヲヤカネバ取レヌ三十三文ハ、唯三十三文ノコトナレバ、イカヨフニモ世話ヲヤキテ徳ノ方ヘ入ルベキヨフニスルコト也、然レバ世話ヲヤケバ唯三分ノ一ニテ、アトノ一分ハステオキテ取レル財、今一分ノハ見切ルベキモノナレバ、其ノ身モラクナルコト也、又皆九十六文共ニ取ラント云バ大ニ誤リ、天ノ理ニナキコトナリ、

六十四文フエテ、三十二文ヘルノガ眞ノフエルナリト心得ベシ、不_レ殘得ル世話ハ皆過ニテ天理ニ違ナリ、三分一ハマケテ三分二ハ勝ガ眞ノ勝ニテ、不_レ殘勝ト云コトハナキコト也、天ノ理ニ違フ也、今身上ヲヨフスル人モ不_レ殘取タル人ニアラズ、三分一ハ損ヲシテ三分ノ二フヤセシ也、今身上ヲアシフスル人モ皆急ニナフシタルニアラズ、三分一ハフヤセドモ三分二ヅ、ヘラシタル人也、是三分一見切ト云コトハ其捷路ニテ、人ノ合點ノユキヤスキコトナレドモ、行ヒガタキ處也、云々（前識談）

次ぎに大坂は日本國中に於て、金を溜める事に、最も熱心なる所なりとて、其の風俗の面白き事を述べて、曰く

誰ニテモ貧ハイヤニテ、富ハ好マシキコト人情ナリ、人情ニチガハヌヨウニ世ニ活キテオレバ、福ヲマヌカレテ福ヲ得ルニチガヒナキコトナリ、唯平生ニ貧ハイヤナリト思フ心ノキヘヌヨウニシテオレバ、一生貧ヲスルコトアルベカラズ、大阪ニテハ豪富ノ家ニハ皆送究ノ式アリテ、毎月毎月ツゴモリニハ、キツト貧乏神ヲ送ルコトナリ、是レ即チ貧ヲイヤニ思フコトヲワスレヌ爲ナリ、京ニモ江戸ニモコノ式ナシ、風ノ神ヲ送ルコトハアルナリ、風ヲヒキテワヅラフハイヤナルコトユヘニ、風ノ神ヲ送ルナリ、貧ハ風ヲヒクヨリモ又々ズツト人ノイヤガルコト也、然ルニ貧乏神ヲオク

ラヌハ貧ノ字ヲワスル、ユヘ也、士大夫ハ別シテ貧ヲイヤナリト思フ心ウスキ也、故ニツネニ貧ヲワスレテオル、貧ヲワスレテオルユヘニ貧ナリ、扱節季ニナレバ色青ザメテ、處々へ出デ、金ノ才角ヲスル、其時ノ勞困イフバカリナキコト也、扱節季モスミテシマヘバ、又貧ノ字ヲワスレテアル、又節季ニ色青ザメル、サリトハ不養生ノ事ナリ、壽命ノチママル仕掛ケナリ、……扱大阪ニテハ焼味噌大法度ナリ、決シテ味噌ヲヤカヌコト也、焼味噌ノ臭ヲ貧乏神_コノムトシタルモノ也、ソコデ月ノツゴモリニバカリ、臺所ニテ番頭ヤキミソヲヤキテ、貧乏神ヲ皆臺所へアツメルト云術ナリ、ソコデニツヤキテ、扱一ツノヤキミソヲバ、ノケテヲキテ、一ツノ焼味噌ヲ手ニテワル也、ワリテクテヲアケサセテ、臺處中ヲ持テマワルコト也、臺所ノコラズ持テマワリテ、最終リニヤキミソノクテヲ堅クシメテ、ソレヲ川ヘナガス也、扱一ツノヤキミソヲモ又手ニテワリテ、坐敷ヨリ。見世・居間・次ノ間・女部屋・男部屋マデ持テマワリテ、最終リニ口ヲ堅クシメテ、川ヘナガス也、其番頭衣服ナドヲヨフハタキテ、味噌ノ臭氣ノナキヨフニシテ家ニ入ル、是送究ノ式ナリ、究鬼ト云モノアロフハツナシ、唯ケ様ニシテ手代初メデツチニ至ルマデ、貧ヲイヤニ思フコトヲ知ラス云々（論民談）

大坂の商人が、上方贅六の譏を受けながら、今日猶我が國經濟界の大立物となり、苟も大事業を起さ

んとすれば、東京にても、名古屋にても、兎に角、大坂商人の鼻息を伺ひて、處決せざる可らざるの實あるは、寔に偶然にあらざるを知るべし。

著者の稽古談は、其の論法最も穎利にして學說として、參考に資すべきもの甚だ尠たしとなさず、今その一例を擧ぐれば

田モ山モ海モ金モ米モ、凡ソ天地ノ間ニアルモノハ皆シロモノナリ、シロモノハ又シロモノヲウムハ理ナリ、田ヨリ米ヲウムハ、金ヨリ利息ヲウムトチガイタルコトナシ、山ノ材木ヲウミ、海ノ魚鹽ヲウミ、金ヤ米ノ利息ヲウムハ天地ノ理ナリ、田ヲステ、ヲケバ何モウマヌナリ、金ヲネセテヲケバ何モウマヌナリ、田ヲ民ヘカシツケテ、十分一ノ年貢ヲ取ルハ、コレ一割ノ利ヲ取ルナリ、周禮ニハ漆ノ木ハ二十五ノ五ト云ヘバ、是レ四朱ノ利ナリ、勿論利ヲウムニ、物ニヨリテ遅速アルユヘ、利息ニ多少ナフテカナワヌコトナリ、云々（稽古談）

と云ふが如きは、歐米の經濟學說と全然吻合するものにして、殊に其の末段に「勿論利ヲ生ムニ物ニヨリテ遅速アルユヘ利息ニ多少ナフテカナワヌコトナリ」と斷言したるは、其の主旨ジョン、レー及ベーム、パウエルク等が、後年唱道せる資本金利論の根本思想即ち粗笨ながら時差説に、先鞭を著けたるものと云はざる可らず

古ヘヨリ君臣ハ市道ナリト云ナリ、臣ヘ知行ヲヤリテ働カス、臣ハチカラヲ君ヘウリテ米ヲトル、君ハ臣ヲカイ、臣ハ君ヘウリテ、ウリカイナリ、ウリカイガヨキナリ、ウリカイガアシキコトニテハナシ、凡ソウリカイノコトハ、君子ノスルコトデナイト云ハ、皆孔子ノ利ヲイトフコトヲ丸ノミニシテ、ノミコミソコナフタルナリ、君臣ハウリカイデハナイトイヒタルヨリ、喰ツブシト骨折損ト澤山アリ、喰ツブシハ君ノ損ナリ、骨折損ハ臣ノ損ナリ、甚不算用ナルモノナリ、天地ノ利ニチガフテアルナリ、…一體天地ハ理ヅメナリ、ウリカイ利息ハ理ヅメナリ、國ヲ富サントナラバ、理ニカヘルベキコトナリ、理ニカヘリテ見レバ、周禮ハ甚ヨキ手が、リナリ、天子ハ天下ト云シロモノヲモチタル豪家ナリ、諸侯ハ國ト云シロモノヲモチタル豪家ナリ、コノシロモノヲ民ヘカシツケテ、其利息ヲ喰フテアル人ナリ、卿大夫士ハ己レガ智力ヲ君ヘウリテ、其日雇賃錢ニテ喰フテアル人ナリ、雲助が一里カツギテ一里ダケノ賃ヲトリテ、餅ヲ得酒ヲ得ルニ何モチガイハナシ、聖人ノ御代ニハ下々ノ民マデ、路ニ捨ルヲ拾ハズト云語ヲ見ルニ、面白キコトナリ、聖人ノ御世ニハ刑措ヲ用ズト云語ヲ見ルニ、感シタルコトナリ、…扱刑措テ用ヒズトハ上ノ御政ユルサヌユヘナリ、ユルセバ民ガ刑ヲ犯ス、キツト刑スルユヘニ、民刑ヲオソル、ナリ、刑ヲ民ガヲソルレバ、刑ニアハヌヨウニスルナリ、民ガ刑ヲ犯ス、上デキツト刑スル、是ウリカイ算用ハツキリトキワマリタルナリ、

韓非ハ罪ヨリモ重クスルガ仁政ジャト云ヘリ、民ヲ一人モコロスマイト思ハ、罪ヨリモ刑ヲグツト重クスルニシクハナシ、巾着切一向ニ引合ハヌナリ、ユヘニ巾着切ヲ止ル理ナリ、喧嘩ヲスル人ヲ死罪ニスレバ、是レ喧嘩ヲスル人引合ヌナリ、是天下ニ巾着切モ喧嘩師モナキ理ナリ、ウリカイ算用、ハツキリキマレバ、天下靜謐聖人ノ御世ナリ、云々（稽古談）

論、此に至りては、人間社會の關係を、總て損益勘定より打算するものにして、因より中道を失するの言なりと雖も、其主旨を玩味すれば、半面の眞理なきにあらざるが如し。

宋の蘇轍が、王安石の青苗法を論じて、民に金を貸付け、秋になり、一割の利息を取りて、返済するは、其法是なりと雖も、民は不智なるが故に手に金が入れば、つい浮々と遣ひ果して、秋に至り、上納の時に及べば、百計盡きて、不納の罪を造るが故に、青苗法は結局實際に宜しからずと云ひたるを反駁して、

蘇ガ論モ面白キ論ナレドモ、マダ／＼左様バカリデモナキモノナリ、ヤハリ春貸附テ秋ニ至リテ利息ヲ付ケテ上納サス方ガ、ナンデモ天下ニシロモノ、フエル理ナリ、……兎角土地ヨリ澤山ニ物ノ出ルヲヨシトス、下デ德ヲトロフトモ、ソレニハカマワズ、土地ヨリ物澤山ニ出ル方、富國ノ計算ナリト思フベシ、……民ハ手ニ金ガアレバ、デキニツコフテシマフテ、秋ニナレバ大ニクシ

ミテ、テン／＼マイラスルト云フ論ハ確論ナリ、コノ處ハ大キニ心得テイネバナラヌコトナリ、サレドモ一體ヲミレバ、土地ヨリ出ルモノ一本モ多キガ天下ノ富ナリ、今青苗ノ法ヲ立テルトキニ、百人ノ中始メハ七十人油斷シテ、三十人出精シテモ、ツマルトコロハ三拾人ノ出精ダケ、天下ニ穀ノフエルト云フモノナリ、油斷シタルモノ、テン／＼マイラシテ、他借シテ先ニ上納ラシテモ、來年モ又油斷スルト云人ハズルケモノナリ、民ヲクルシメマイトスルコト、アシキコトナリ、民少シクルシメテモ、始終ノ處ガ民ガ安樂ナルガヨキナリ、唯少シノ間、民、樂ラシテモ、イク久シククルシミテハ、民ヲ安ンズルト云フモノニテハナキナリ、少シノアイダクルシメテモ、イク久シク民ヲ樂ニスレバ、民ヲ虐スルト云フモノニテハナキナリ、蘇ガ論ハ姑息ノ論ナリ、……天下デハ蘇ガ論優レリト云ハ、民ノ愚情ニ叶ヘルユヘナリ、民ノホメルコトハ、多ハ民ノメイワクニナル法ナリ、灸ラスエルコトヲ小兒ニ相談スレバ、皆灸ハイヤナリト云フナリ、灸ハスヘサ、ヌガヨイトイフ人アレバ、小兒ハスヘサ、ヌ人ヲ仁人ナリトホムルナリ、灸ラスエレバ、一體小兒ノ徳ニナルコトナレドモ、小兒ハ今日ガアツイユヘ、灸ヲイトフト云ヨフナル氣味、始終民ヲアッコウ人ノ入用ノコトナリ云々（稽古談）

次ぎに又當時江戸に、元方御納方及拂方御納戸と稱する、二ツの役名ありて、元方（即ち收納方）

と、拂方（即ち支拂方）とは、並立て共に、重大の役目なるも、實際左はなくして、人々拂方のみを、やかましく云つて、元方を度外視するは、心得違なりと論じて、左の説を爲せり、

江戸ニ御役名ノ元方御納方・拂方御納戸ト云御役アリ、コレ甚面白キ事ナリ、江戸ノ事ハ鶴知ズ、大名家ノ政事ヲミルニ、拂方計リノシラベアリテ、元方ノシラベハ至極ザツトシタルモノナリ、拂方ハ出金ノコトナリ、元方ハ入金ノコトナリ、イヅレノ經濟ヲミテモ、出金ノセワバカリニテ、入金ノセワヤクト云コトヲ聞ヌナリ、割儉約ト云モ拂方ヲツメル仕方ナリ、一體儉約ト云字モ拂方ヲツメルト云字ナリ、元方ノ役目ハ無モ同ジコトナリ、拂方ヨリ詰出ス金ヲ納メルバカリノ役ニテハ、拂方ハコトノ外ニ繁多ナルモノニテ、元方ハ一向ニ誰レデモ出來ル役ナリ、ゾウサモナキ役ナリ、一體元方拂方トワケテ役名ヲ付タル最初ハ、ケ様ニカタカシキノコトニテハアルマジキナリ、拂方ハ出金ノコトナレバ、少シモ出金ノ少フナルヨフニトスル役ナルベシ、元方ハ入金ノコトナレバ、少シモ入方ノ多フナルヨフニトセネバナラヌ理ナリ、拂方ハ買ノ字ノ役ナリ、物ヲカフ方ナリ、金ヲ出シテ物ヲカフ、金ヲ出ス故ニ拂方ト云ナルヘシ、元方ハ賣ノ字ノ役ナリ、物ヲウル方ナリ、物ヲウリテ金ヲ取ルユヘニ元方ト云ナルベシ、今諸國トモニ買ノ字ノコトヲバ、ヨフカレコレトサワギ廻レドモ、賣ノ字ノコトヲバ、一向ニザツトシテオルナリ、コレハ武士ハ物ヲ賣ト云コト

ハナイト云意ナルベシ。物ヲウルコトナケレバ、カフコトナキ筈ナリ、カワネバナラヌ世ノ勢ナレバ、賣ネバナラヌハヅナリ、武士ハ物ヲ賣ヌモノト云フコト、ヲカシキコトナリ、貧ニナル證據ナリ、物ヲ買フ金ハ何カラ出タルモノナリヤ、一體事ノ理ヲ責テ見ヌコト甚シキナリ、武士ハ物ヲ買コトヲバ辱トセズ、物ヲ賣コトヲ大恥辱トスルコト、カタカシキノコトナリ、コノ間違ヨリシテ萬事グレハマトナレリ、武士ノ取モノハ米ナリ、何萬石何千石ト云テ米ヲ取ナリ、此米ヲ賣テソレカラ物ヲカワネバ買ヘヌ理ナリ、濱運上ト云ハ濱ヲウリテ金ヲ取コトナリ、凡ソ入ト云ハ皆賣ノコトナリ、租税ハ賣ナリ、物ヲ賣ラヌハ仲間バカリナリ、仲間ハ金二兩二歩、金三兩トイフ金ヲ主人ヨリトル、物ヲウラズトモスムナリ、一體己ガカヲウルコトナレドモ、貫タ物ヲバウラヌナリ、武士ハ米ヲ貫フユヘニ米ヲウルナリ、大名ハ濱ヲ賣、田畠ヲウリ、米ヲウリ、國產ヲウルナリ、何モ物ヲ賣ルコトガ耻辱ナルコトモナキコトナリ、武士ハ物ヲ賣ヌ物トスルユヘニ、國中ニシロモノフエヌナリ、入金多フナラヌナリ、大キナル了簡違イナリ、物ヲウルハ耻辱ナル事ハナキナリ、金ヲ町家ヨリ借テ返サヌガ大耻辱ナリ、其上ニ年々ニウリテヲキテ、ウラヌト云コト何ノコトナリヤ、凡ソ賣ルコトヲ耻ナリト云論出テヨリ、國ハ貧ニナルコトナリト思フベシ、周禮ノ法ハ物ヲウル法ナリ、皆一割ノ利息ヲ取ル法ナリ、聖人ノ法ナリ、聖人ノ法ヲ耻辱トシテ、聖人ノ禁ジテ誅スルトコ

ロノ、人ノ物ヲ唯トルコトヲバ耻辱トセヌコト、トントサカサマナルコトニテハナシヤ、阿蘭陀ハ國王ガ商ヒヲスルト云テ、ドット云フテワラフコトナリ、サレドモ己レモヤハリ物ヲウリテ物ヲ買ナリ、物ヲ賣テ物ヲ買ハ世界ノ理ナリ、笑フコトモ何モナキナリト云ヘリ、(稽古談)

と説きて、それより丹波園部侯の侍に、非常の大才子あつて、當時の武士論に構はず、面白き經濟を工夫し、百姓より出す産物を、百姓各自の荷物(之を納屋物と稱す)として、京都へ輸出する時は、甘味は悉く問屋に取らるゝゆへ、京都の園部屋敷に於て、自國の産物を一手に集め、君侯の荷物をして、賣捌く事となし、之が爲め君侯も百姓も、莫大の利益を得たる實例を述べ、曾て小濱侯も、三條の自邸に於て國産の賣捌を爲し、其後又彦根侯も、同様の政策を取りたる事ありて、園部侯の遣り方は、全く此の兩家の先例に據れるものなる事を記して、

一體土地ノ物ヲ出スハ土地ノ性ナリ、取レバヘルト云理ハナキコトナリ、取レバ取ホド出ルコトナリ、人ノ髮ヲ結ブ時ニ、髮ノオチ毛ノ出ルヨフナル物ナリ、髮ヲ結バズニオケバ、ヲチ毛出ヌナリ、髮ハ枯レテスクナフナルナリ、シバ／＼梳ケバ、オチ毛澤山ニ出ルナリ、左レドモ髮ハ益ヨフナルナリ、髮ノ頭ニハヘルハ頭ベノ性ナリ、土地ノ物ヲ出スニチガイタルコトナシ、鶴南西ハ讃州マデ行リ、北ハ越後マデ行リ、扱南海ハ魚甚多ク、北海ハ魚甚少シ、南海ハ魚ヲ取コト甚多ク、北海ハ

魚ヲ取コト少シ、少ウトル方ハ魚少ウテ、多フ取方ハ魚多キモ、髮ノ落毛ノ理ト見ユルナリ、土地ヨリ産スル物モ澤山ニ取ル處ハ澤山ニ出ル、トラヌ處ハ却テ出ヌ物ナリ、園部ナドモ百姓面白ガリテ力ニマカセテ出シタルユヘニ、産物昔トハ何雙倍モフエタリト承ル云々、(稽古談)

此の説は、土地の物を出すは土地の性なりと云ふ、前提に依て推測すれば、勿論經濟學上に所謂收得遞減法を否認する様の意見なれども、又一方より之を見れば、生産者が一同奮勵して、大に生産に従事する場合には、之に隨て生産の方法の改良、生産物賣捌の設備等、皆必整頓するに至るべければ、著者が「澤山に取る所は澤山に出る、取らぬ所は却て出ぬ物なり」と云ふ事は、實際或る點に達する迄は、一理なしと云ふ可らず。

次に大阪の兩替商、升屋平右衛門の番頭、小右衛門(此の人は有名なる山片芳秀の事にて「夢の代」の著者なり)なるものが、仙臺の財政整理を引受け、其主人升平を金主として、仙臺米の扱を一手に専有し、藩中に米札を發行して、其窮迫を救済したる顛末を詳記し、それと同時に大名へ金を貸すには、返金して貰ふと思ふ様な愚なる考ではないと云ふ事を論じ、「武士ニハ返金ノアル金ヲ借スコト無術ナルコトナリ、返金セズトモスム金ヲ借スベキコトナリ」とて、一割五朱の金を、十二年貸し、月々利息を取り立て、十二年かゝれば、一割に廻はりて、元利とも皆済といふ算用となる事

を述べ、無智無計算なる武家武人への貸金は、此の方法に依らざる可らざる事を論じ、又空米先納と稱し來年大阪に入津する米を、今年切手にして、之を金主に差入れて、借金する事あることを記し、又講仲間と云ふ金主方のシンジケートあることを記して、其便利なる事を述ぶるが如きは、皆重要な事實なり。

又藝州侯が自國の米のみならず、他藩の米まで安く買入れて、大阪へ輸出し、高く賣捌きて、大儲を爲したる始末を記し、

以上ノ計策ハ皆其利ニカシコスギタルコトニテ、儒者ナドガ聞ケバ大キニイヤガルコトナリ、ナルホド利ニカシコスギタルコトハ、人品ノヨキト云モノニテハナキコトナリ、サレドモコノ方ニテ上品ニ人柄ヲツ、シミテラレバ、他國ニテデキニ始テ此方ノ國へ損ヲカケル世ノ中ナリ、スコシモ早フカシコキコトヲ始タル方ガ貧ヲ免ル、ナリ、貧ヲ免ズトモヨケレバ、カシコキコトヲセズニ、上品ニシテオルガヨキナリ、貧ハイヤナリト思ハバ、津開ニテモ、買賣ニテモスルコト計策ナリ、天下一統ウツカリヒヨンナレバ、ヨキコトナレドモ、段々諸國ニテカシコキコトヲシテ、コノ方バカリ上品ニ古例ヲ守リテラレバ、皆アトヘマニナルコトナリ云々（稽古談）

と論じ、それより加賀の藥種屋が、因循にして目先の利かざるが故に、其の天産の特産物たりし黄蓮

が、丹波の人造黄蓮の爲めに壓せられて、大坂の得意は、皆丹波に取られたる事を喝破し、

凡ソケ様ニカシコキ世ノ中ナレバ、己ガ國產ヲジマンニシテオルウチニ、デキニ、ワキ方ニテ其國產ヲ作ルナリ、コ、ニオイテ眞ノ物ハ直段サガリテ、其國へ財寶ノ入ルコトスクナフナルコトナリ、皆油斷シテウツカリヒヨントシテオルユヘニ、人ニセンヲトラル、コトナリ、人ニセンヲトラレマイト思ハバ、諸國ノ話ヲキ、テ、カシコキ計策ヲタヅネ出シテ、見合セテ智ヲハゲムベキコトナリ、古例ヲノミ守リテオレバ、皆人ニトラレテ自國ノ貧ニナルコトナリ、天下一統ニケ様ノ計策ハ用イヌ世ノ中ナラバ、古例ヲ守リテ上品ニシテオルホドヨキコトハナキナリ、天下一統古例ヲ守ラズニ、策ヲ用イル世ノ中ナラバ、此方ニテモ用イネバ、此方一軒貧ヲ好ムデスルト云モノナリ、ユヘニ諸國ノ策ヲバ何ンデモ一色モ多ク聞キ出シテ、自國ノ油斷ニナラヌヨフニスベキコトナリ云々（同上）

文化時代の儒者の口より、斯くの如き警拔の語を聞くは、又一奇とするに足れり。

次に又秋元侯が、其の家中の貧窮を救はんが爲めに、家中工業を起した事を述べたるは、經濟史上に於ける最も重要な事實なるべし、家中工業とは、余が勝手に創作した言語であるが、所謂家中とは、各藩の士分を云つたものにして、維新前には、各藩の侍を、どこそこ家中とか、藩中とか云習はしたことにて、秋元侯は最初甲州の谷村と云ふ所に居られし頃（谷村は其後廢城になる）固より小大

名にて侍ども、何れも窮迫の極に陥れるも、祿米を厚くして、之を救済する事も叶はざるより、家中の者に何にか内職にても、授けたらんには、此の急を周ふの手段ともなるべしと、思案の末谷村は富士山の中腹なる郡内と稱する地にて、頗る寒き所なれども、其の邊一面桑原にて、殊に谷間の水は富士の雪水にて、清冽此の上も無く、蠶絲を煮るには、最も適當にて、之が爲め郡内の絹は、皆光澤ありて他國の産に比し、大に優れりとの事なれば、秋元侯は此に着眼して、家中の内職に袴地を織らしめたるが、郡内平の濫觴であると云ふ事を記して、

秋元公谷村ニ居城ノ時ニ、家中ノ内職ニ夏袴ヲ織リタルガ郡内ヒラナリ、其後川越へ移ラレテ、家中内職ニ又夏袴ヲ織ル、コレ川越ヒラナリ、今山形へウツラル、家中又袴地ヲ織ル、コレ仙臺ヒラナリ、是ガ家中内職ノ冠タルベシ、谷村ノ時モ、川越ノ時モ、山形ニテモ、家中ノ内職在町ニウツリテ、今ハ三ヶ處トモニ其土地ノ産物トナレリ、鶴又川越ニアツビテ見ルニ、夏袴ノミナラズ種々ノ織物デキ、今ハ甚結構ナルモノヲ織リ出ス、川越モ寒キ處ユヘニ、川越ヨリ北厩橋・館林・桐生・皆赤城山ノ裾ニテ、桑ノヨフデキル處ユヘニ、川越ナドニテモ蠶ヲバスル人アリ、北邊ヨリ澤山蠶ノワタヲウリニ來ル處ナリ、川越平ノ大雙ニナリタルハ、秋元公ハ七萬石ニテ、川越公ハ拾五萬石ナルユヘナリ云々（稽古談）

此等の事實は、餘り他事に見へざる所なれども、我國經濟史上の研究に従事する者の、最も深く注目を要する所なるべし。

著者の經濟談の中、最も重要なものは、稽古談なるも、升小談も亦一讀の價值あるものである、升小談とは、前記大阪の兩替商、升屋平右衛門の番頭、小右衛門の事を主として記したるが故に、題名としたものなれども、内容は經濟上に於ける種々の雜事を論述し、就中大阪と江戸とは、金の扱に大なる差異あることを説きたるなどは、中々面白し、其の説に曰く

大阪ノ金ハ江戸ノ金トハ大ニチガヒテ皆代ロ物ナリ、ツカフテハナラヌ金ナリ、譬へバ米屋ノ米、吳服屋ノ吳服物ノ通り也、己レガ宿ニテ用ユベキモノニアラズ、是ヲマワシテフヤスモノナリ、利息ヲウマスルモノ也、江戸ニテハ借ス金ハ代ロ物ト云フ心モチアリ、利息・進物・扶持米ハ決シテ代ロ物トハセヌ也、代ロ物デナキ故ニ自由ニスル氣味アリ、大阪ニテハ利息・進物・扶持米ヲモヤハリ代ロ物トスルユヘニ、亭主ノ自由ニスルコトナラズ、ユヘニ自然ト始末宜シフテ、江戸ノ様ニカハリスルコトナシ、金ノ仕ヒアンバイハ、江戸モ格別ニ大阪ニ違ヒタルコトナケレドモ、心ハ大キニ違フナリ、江戸モノハ小兒ノヨフナリ、馬鹿者ノヨフナリ、甚初心ナリ、金ヲ延スコトニハ甚不鍛鍊ナリ、江戸ハ金ハモフカル地ナリ、唯マフケル人無キナリ、五畿内ハ金ノモフケニク

キ地ナリ、マフケル人ハ甚澤山ナリ、故ニ五畿内ノ智惠ニテ江戸デマフケレバ、ツカミドリニ取ルヨフニ取レル理ナリ、是仙臺ノ金ヲ江戸ニテ廻スモ同ジ事ナリ、一體伊勢町・本船町ハ仙臺米ヲ取リ扱フ地ナレバ、外ハシラズ仙臺ノ金ハ伊勢町・本船町へ取ヨセテヨキ理ナリ、唯江戸者ノイカニモ金ノ理ニ疎キ故ニ、此金サヘモ大阪へ取ラル、也、イハ、残念ナルコトナリ、恥辱ナルコトナリ、江戸ハ元金ヲ皆取ラントスルユヘ也、大阪ハ元金ヲステ、シマフ、此二ツノ分レニテ、仙臺ノ金江戸へ廻ラズニ大阪へマワル也」云々（升小談）

又續きて江戸の與みし易きことを論じ、

凡ソ智者事ニツケ物ニ付テ、其透キマ、其不足ノ所、其行届カヌ所へ、目ヲ付テサジコム事第一也、言テ見レバ人トシテ金ヲマフケントセザルモノハナキ也、天下中ノ人皆金ヲ設ケタガルコトナレバ面ハ親シミ睦マジキ體ニテモ、心中ハ相互ニ競ヒ争フナリ、競ヒ争フハ角力ヲ取ルニチガヒタルコトナシ、角力ハ向フノ人ノ透マヲネラヒテ差込ムコト第一ナリ、故ニ江戸ノ透間ヲ見ルコト專一ナリ、江戸者皆々我等遠フシト云流儀ニテ、江戸ホド善地ハナキトノミ思フテオル也、江戸ホド事物ノソロフテ油斷ノナキ所ハナシト思フテオルユヘニ、江戸ノ不足ノトコロ、江戸ノ透間ヲ見付ルコトデキヌ也、江戸ホド不足ノコト澤山アル地ナシ、江戸ホド透間ノアル風ナシ、唯江戸人ズルケテ

プセフナルユヘ、不足スキマヲ見出サヌナリ、江戸ハアラキ所ナリ、物事ニヨラズ精シフスルコトノナラヌ風ナリ、細カニ精シフスル人ヲイヤガリテウルサガルコト江戸ノ風ナリ、故ニ江戸ニハ拔目澤山アリ、透間澤山アルナリ、行届カヌ所甚多シ、是ヲ見テ差込ムコト智ナリ云々（同上）是れも亦大に商略に適へるの言であらう。

其他升小談には、前記稽古談にも記せる如く、升小が仙臺の財政を引受けた件を、所々に記述してあるが、其の外に最も注目に値ひするは、升小の經濟の立て方である、著者の述ぶる所に依れば、其の方法は左の如し、

天子ノ天下ヲ治ムルモ、諸侯ノ國ヲ治ムルモ、庶人ノ身ヲ治ルモ、寸法コソ違ヘ仕方ニ違フコトナシ、法ト云フモノヲ立テ、人皆此法ニ付テ働ケバ治マルニ違フコトナシ、法ヲ外レテ働ケバ亂ル、ニ違ヒナシ、升小ガ升平ノ家ヲ興シタルハ、家法ヲ立テタルガ始マリ也、今ハ升小ノ法ヲ諸家ニテ寫シ取リテ、鴻池加島屋ヲ始トシテ皆升小ヲ師トシテ法ヲ立ル事ナリ、升小ノ法ハ目附役ヲ一人見世ノ者ノ中ニテ堅キ老輩ニ云付テ何モカモ此目付役ノ意ヲ背カヌヨウニスル事ナリ、目附ハ執法ナリ、法ヲ手ニモチテ法ノ邪ヒナマヌヨウニ潰レヌ様ニ、チャント立テ、置ナリ、天下ニセイ身ニセイ、法ガ無テハ治ラヌト云所ヲ、升小ガ見タルユヘニ目附役ヲ立タルナリ、今迄モ目附役ハ家々ニアレ

ドモ、法が究ラヌ故ニ目付ノ權輕シ、目附の權輕ケレバ、法ヲ犯ス人アリテ罪人出來ルナリ、升小ノ工夫ノ目附ハ、今迄ノ目附ト事カハリテ居ルナリ、今迄諸家ニ立タル法ハ甚嚴シキ法ナリ、ユヘニ目附ガ宥免シテ見通シニスル事ナリ是法ハ嚴シウテ、法ヲ執ル人ハ一向ニ涙モロキ人ナリ、升小ノ工夫ハサカサマ也、法ハ甚ユルヤカナル法也、誰レニテモ守ラル、ヨフニシタルモノナリ、目附ハ一向ニ嚴敷人ナリ、一分一釐ニテモ法ヲ背ク人ヲバ、直ニ捕ヘテ詮議シテ決シテ宥免セヌナリ、法ノ通り掟ノ通りニ仕置ラヌル也云々（升小談）

著者の升小談は、武州河越に於て、吳服と米穀とを兼業とする、豪商某の爲めに講演したるものにして、其の主意は、升小を營業の手下とすべきを勧めたるものならん、是も亦筆記と見えて、文意連續せざる所あるも、他の諸談と與に、一顧の價あるべきや、疑を容れず。

洪範談は、筆記者なる門人、武田尙勝の題言に、富貴談・燮理談・善中談・天王談等の例に依て、洪範談と題名したる由を記すと雖も、これは筆記者が、著者に向ひ、他の諸談に云へるが如き、所説の根本は、何くに存するかを尋ねたるに、著者乃ち洪範・老子・易・論語・孟子等の述ぶる所に歸着する旨を答へたるに依り、先づ取り敢へず、洪範の講義を聞き、其の説を筆受したるものにして、書中の内容は、前記諸談とは、全く其の性質を異にし、單に洪範の本文を、逐節講釋したるものに外ならず、

然れども著者は、諸談の所説に於て、其の大略を窺知し得るが如く、非常の卓見家、偉大の活眼者にして、他の腐儒と大に其の見所を異にするが故に、此の洪範の講釋に於ても、往々獨創の發明なきにあらざるが如し、洪範は支那の政治經濟に關する、根本思想を述べたるものにして、著者の意見多くは之に淵源せり。

最後に海保儀平書なるものは、著者が加賀に於けるの講演筆記にして、何人に向つて述べたるか、明かならざれども、加賀侯に近侍せる、士人の爲めに述べたることは疑を容れず、故に其の説く所は、概ね政治論にして、國家の大計に關する事多し、先づ開卷第一に王霸の別を論じて、

天下ノコトヲ王トイヒ、國ノコトヲ霸ト云也、此王霸ノ差別トイフ證據ヲイフベシ、王トハ外ノ無キ名也、天下丸持ユエ鄰國ト云者ナシ、法度觸ヲ出セバ天中ノ惣法度也、偕東國ノ金銀ガ西國へ行キテモ、天下丸持ナレバヤハリ此方ノ金銀ナリ、故ニ世界ヲ花美ニシヤウト質素ニ仕様ト、此方ノ手ニアル也、金銀ノ流通スルハ、巾着ノ金ヲ鼻紙袋へ移ス様ナル物ナレバ、氣ニカクルニ及バズ、故ニ王道ハ易々タリト古ヘヨリイフ也、唯廣大ナル故ニ急ニハ行カヌ也、故ニ孟子ニモ仁者ハ天下ヲ保チ、智者ハ其國ヲ保ツト云フ、王道ハオチ付ハラヒテ、氣ノ長イ親仁ノスル役目也、霸トハ外ノ有ル名ナリ、鄰國四方ニ引續キテ居ル也、法度ヲ出シテモ鄰國ヘハ觸ラレヌユエ一國ギリ也、我

國ノ金銀他國ニ行ケバ此方ノ用ハタラヌ也、故ニ世界ノ風俗ノ此方ノ自由ニナラヌ而已ナラズ、此方ノ風俗モ此方ノ自由ニナラヌナリ、此方ノ金モ他國ヘ行ケバ、此方ノ金モ此方ノ自由ニナラヌ也、故ニ霸道ハ智者ノ役也、落付タル親父ノ役目ニアラズ、流行ヲ已レガ、國ヨリ出サズニ、他人ノ出セル流行ヘ合セテ行ネバナラヌユエ、餘程スルドキ男ノ才氣ノ雖ノ末ノ様ニ、イラノ、スル程輝ヤク男デナケレバナラヌ役目ナリト知ルベシ、云々（海保儀平書）

著者が所謂王とは、幕府の大政を云ひ、覇とは加賀の如き大大名の藩政を云ひたるものにして、此の説に依れば、天下丸持の幕府は、宜しく王道を行ふべく、其の當局の人々は、氣の長い親仁にして可なりと云ふの説なるが如しと雖、其實然らずして、幕府も亦四方に強大なる隣國を有するが故に、平々蕩々たる王道は到底行ふ可らずして、却て鋭き才智を要する霸道に依りて立たざる可からざること々々を意味するならん、（此の事は養心談に自白せり）故に此點より之を看察する時は、著者の所説は、大に肯綮を得たりと云ふべし、

然レバ霸道ノ急務ハ觸ノ出シ様ト、金銀ノ他國ヘ出テモ又ソレダケ入リノ有ル様ニスルトニアリ、是ハ如何スレバ宜キト云フニ、簡法嚴刑ト云フコトヲ行ハルレバ、此二ツノ患サラリト解ル也、鶴久々逗留シテ見ルニ、此方様ノ仕方ハ此簡法嚴刑ノウラハラ也、言フテ見レバ煩法寛刑也、イカニ

モ簡ニスベキ所ガ煩ニテ、イカニモ嚴ニスベキ所ガ寛也、此ニテハ他國ノ金銀入ラヌ筈ナリ、流行ニ後ル、ハヅ也、簡トハ竹ノ節ノ間ノ遠キコトナリ、事ズクナト譯ス、嚴トハ和語ノ急度シタルト云處ヘ當ル、云々（海保儀平書）

と説きて、加州の法令の繁多なるを論じ、

御府内は煩法也、……何故ニテケ様ニ煩法ニナルゾトイフニ、御先代様御令御流レニナラヌ故也、江戸ニテハ御先代様ノ御令盡ク流レ、當御代ノ御命令ガ眞ノ御命令也トシタルモノ也、故ニ今權現様、台徳院様・大猷院様杯之御墨付杯ヲ持出テモ、御取上ゲナキコト也、其御代ニ當リテ其御代ノ御墨付ヲ持出タル者ニハ、御墨付ノ通りニ仰セ付ラルベシ、御先代ノ御墨付ハ當御代ニテハ御取上ゲナシト被ニ仰出ニ事例也、此方様ハ御先代ノ號令モ、當御代ノ御令モ、皆御一同ニナサレテ置ル、故ニ煩法ニナル筈也、此通りニテハ一年々々ニ煩法ニナル理也、既ニ御國禁ニ御家中之ニ三男御奉公モセヌ者モ他國ヘ御出シナサラヌコト也、町在共ニ他國ヘ出ルコト禁也、罪人追放ナドニナリタル者モ他國ヘ出サレズ、是ハズツト最初軍陣中ノ御令ナリ、陣中ニテハ味方ノ密謀敵ヘ知レテハナラヌコト故ニ、國中ノ人ハ一軍ノ人也、一軍ノ人他國ヘ出ルハ、何レノ軍法ニテモ禁制也、只今ハ太平ノ御代ニテ、軍陣ノ沙汰一向ナシ、如レ此民ヲ他國ヘ御出シナサラヌ故ニ、何ノ御用ニモ立ヌ者

並居テ此國ヲ喰ヘラスナリ、云々（同上）
と云ひ、尙進んで、他國の金を、自國へ吸ひ取る仕掛をするの必要を説き、他國の金を自國へ吸ひ取らざれば、自國の金を、盡く他國へ吸ひ取らるべきを論じたるが如きは、宛然「マーカンチリスト」の所論を聞くに似て居る。

著者は憾らくは人間の欲望が、經濟的活動の要素たることを認めない様であるが、（此の事の證據は稽古談四卷にあり）人間が日常不足を感ぜざれば無理になつて働かないと云ふことを信じて居つたのである、故は食物器用の缺乏は、人間の働きを刺激するの要素なりと雖も、人民大に働きて、食物器用隨て充實する時は、又必情心を生ずるの患あるが故に、一國の經濟政策は此の情心を防止するが爲めには、斷然輸出の禁を解いて、國內の生産物を、國外へ排出するに在りとし、どしどし働きて、どしどし輸出すれば、食物器用常に足つて、而かも情心を生ずるの患なしと結論せり、今著者の言に依て之を示せば、

サレバ食物器用ニ不足ナケレバ民ハ働カヌ理也、食物器用不自由ニナケレバ民ハ出精セヌ理ナリ、
僭民働カネバ食物器用國中ニ少ナフナル理也、民働ケバ食物器用ハ國中ニ多クナル理也、今多ケレバ民働カヌユエニ、津出（輸出ノコトナリ）ヲセネバ國貧ニナル也、津出ヲ禁ズルハワザ／＼ト食

物器用ヲ少ナフスル也、食物器用多キガ少ナフナラネバ、他國ノ金ガ入ラヌ理ナリ、他國ノ金ガ入ラネバ、上ノ御身上惡フナル也、上ノ財用不足ナレバ、下ヲ削ルヨリ外仕方ナシ、民ヲ削ルハ不仁也、民ヲ責テ働カスハ仁政也、津出ヲスルハ仁政也、云々（海保儀平書）

右の如く津出即ち輸出を自由にすると同時に、又入津（輸入）の禁をも撤回し、國中に遊山所、面白き場所、慰み所等の設備を爲して、國外人の續々入來する事を奨勵するの必要を論じたる點は、「マーカンチリスト」に反して、自由貿易論を主張するに似たれども、これは當時加州の政策は、頗る偏狹なる門戸閉鎖主義を執り、其の結果、經濟社會をして、全く萎靡不振の極に陥らしめたるの實ありしかば、著者は其の狀況に顧みて、故らに斯くの如き自由説を唱へたるなるべし、蓋又其の時の政策論として、止むことを得ざりしものなりしならん。

海保儀平書に附録したる或問は、是又確かに一讀の價值あるものである、第一「民ヲ質素朴實ニスルガ宜キヤ、奢侈浮華ニスルガ宜キヤ」との奇問に對し、奢侈は天下一統の奢侈なれば致方なし、止むなくんば、此の一統の奢侈に應ずるの手段を講ずるの外なしと答へ、又「江戸ノ號令ハ能ク行ハル、モ國ノ號令ハ行ハレ難シ如何」と云ふの間に付きては、松平樂翁が執政となり、大に威權を振へるの事實を例示して、役人に威權の必要を説き、又「役人ハ老人ガ宜キヤ若年ガ宜キヤ」と云へる、最

も珍奇なる質問に對して、上座は老人が宜し、末坐は若輩が宜しと、造作もなき返答を與へて、其の然る所以を説明し、次に金澤の公事場奉行の事を尋ぬ、最後に「娼妓ハ國ノ害ナリヤ風俗ヲ惡フスルモノ成ヤ」との間に付き「娼妓は國の益なり風俗を宜しふするものなり」と斷言したるは、思ふに著者が各國を經歷しての實驗説なるべし。

之を要するに著者の意見は、頗ぶる刻薄にして、往々人情に戻るが如き言語ありと雖も、其の論法明晰にして、條理の整然たることは、東洋の學者中稀れに見る所にして、この經濟談十一部十七卷は何れも多少の謬説あり、矛盾あるに拘はらず、我國徳川時代の經濟書中、比較的最も完全なるものにして、徂徠の政談、春臺の經濟錄、竹山の草茅危言に比すれば、一層優るとも劣る所なく、殊に所謂經濟界の狀況を詳かにし、商工業の實務を明にして、其の利害を論辯するに至りては上記の儒者流は勿論、佐藤信淵の如き専門の經濟學者と雖も、尙或は後に瞭若たるの觀なきにあらざるべし、信淵は農政學に長じ、農業上の意見に就きては、或は之に拮抗する者なかりしなるべきも、其の商業上の知識に至りては、乃ち然らず、彼が家學の根本たる、通移輕重、開闢決塞の説なるものは、伊尹の正傳と稱し大言壯語して、盛に之を吹聴するも、其の實は漢儒の井田復古論に外ならぬのであるが、青陵の經濟談は、之に反し、大抵皆實際の事實に基きたる確論にして、眞面目の意見なることは、之

を一讀したる者の必ず正さに首肯する所ならん、故に余は農政學に於ては信淵を推し、商業學に於ては青陵を推して、徳川時代の二大經濟學者とすることを斷言するに憚らないのである、但し青陵は非常の卓見、偉大の活眼を具備せるに拘はらず、商工の性質その物に付きては、更らに正確なる思想を有せざりしのみならず、此時代の多くの學者及夫の「フヒキシヲクラツト」の抱持せる普通の誤謬即ち商業を以て不生産的事業と爲したるの誤謬を免かれざりしは、彼が商交ニ易有無、非ニ化ノ物者、非ニ生ノ物者、非ニ造作者、乃空位也（其著談五行）にありと云へるの一言に依つて、之を明證するを得べし、如何なる大學者と雖も、一般に行はるゝ時代思想を、全然離脱すること能はざるは蓋此の類なるか。

海保青陵、名は平鶴、字は萬和、青陵は其の號、通稱儀平と云へり、青山大膳（尼ヶ崎城主、後に丹後宮津へ移る）の家老角田市左衛門の子にして、寶曆五年、江戸に生る、長して宇佐美瀧水の門に入り、護國の學を修め、専ら文章を以て鳴る、明和八年父市左衛門、尾州侯に召さる、青陵父に従つて尾侯に謁し、留書と云ふを申付けられしも、辭し去つて、青山侯の邸に歸り、その儒官となる、居ること七年にして、諸方を遊學し、東海南海近畿中國及北陸地方を遍く歴遊して、到る所に經濟談及文章論等を講説し、大阪に二回、京都に數回滯留す、其の自ら記する所に依れば、東海道を往來する

事十回、木曾街道を二回、北陸道を一回往來し、有名の高山に登りたるは數百ヶ所なりと云ふ、又奇人なりと云ふべし、角田の家は弟某に譲り（弟は其後尾州に仕へ先手物頭三百石となる）自分は祖父の本姓、海保に復し、専ら學問を以て自ら任じ、意の向ふ所に隨ひ、諸方に流寓して、悠然その生を送る、是より先き、尾藩の儒官細井平洲、大病にて月並の講義出來ざりしかば、青陵再び尾侯に召出され、平洲に代つて儒官となりしも、青陵の身體虛弱にして、江戸の水土に適せずと云ふ理由に藉口し、在職三年にして、其職を辭し、又去つて加越地方に遊び、二年を経て、遂に復た京都に入り、帷を下して講席を開きけるが、文化十四年、年六十三にして歿せり、（稽古談の末尾に著者自傳を附記せり、詳傳は之に就て見らるべし）著はす所は、前記諸書の外、文法披雲三卷あり、刊本世に行はる、諸家著述目録には、此外尙ほ、讀書日課法一卷、詩學闡蒙二卷、青陵山人集六卷を列記しあるも、余は未だ之を見ず、青陵は學問文章の外、兼て又六法の技に長じ、董九如・杜徵・文晁等と交厚く、相共に研鑽して、斯道の發達に貢獻する所尠なからざりしと云ふ。

野 雙 獨 語 （日本經濟叢書）

本書は我國武備の弛廢を慨嘆し、魯西亞と戦つて、迎も勝算なき所以を詳述し、方今の急務は、且

らく彼が要求に應じて魯國と通商交易の約を結び、其の間に上下勉めて節儉を行ひ、銳意して武備の充實を計り、以て他日彼に對して、大に爲すあるの根本を養ふべしと云ふの主意を、問答體に述べたものである、而して其の交易の必要を論ずるや、専ら一時彼が壓迫を緩和するの手段に過ぎずして、眞に交易その物の利害を研究したるものにあらずと雖も、當時此等の所論は、學者間に往々行はれたる所にして、本書は比較的詳密に、其説を開陳したるものであらう。

著者杉田鶴齋、名は鳳、字は子鳳、通稱は玄白（一に元伯に作る）鶴齋は其の號なり、若州小濱の蘭醫杉田甫仙の子にして、壯年江戸の人西玄哲の門に入て、醫學を修め、又譯官西幸作なる者に從ひ、蘭語を研究して、大に得る所あり、同志前野良澤、中川淳庵、桂川甫周等と、相共に解體新書の翻譯に従事し、三箇年を経、稿を改むること十一回にして、始めて成ると云へり、其の他著譯する所の醫書少なからず、文化十四年、々八十五にして歿せり。

茅 窓 漫 錄 （日本經濟叢書）

本書は著者の自序に云へる如く、其の初年の頃より、群書を涉獵して、目に觸れたる種々の雜事を書抜きたる隨筆體のものにして、其の事頁は經濟上に關係なきもの大部分を占むれども、其の最後の

一頁、即ち「飛鳥寺銘并三貨由來」と題せる一條は全書の殆んど三分の一を占むる長文にして、其の内容は主として、我國神代より、降つて明和年間に至る迄、金銀銅の産出、輸出入、及鑄造等に關する沿革の概要を述べたるものにして、此の問題を研究する者の爲めに、欠く可らざる好個の史料なるべしと思はる。

著者茅原定は、中國の儒醫にして、博學該通、六經、史子、醫書、本草學等、皆精通せざるなく、文化文政の頃、帷を京師に下して、生徒に授け居たるも、其人と爲り、不羈卓犖にして、世に容れられず、遂に多く人に知られずして歿せり。定（一に玄定又玄常に作る）字は叔同、通稱は文助、茅窓、虛齋、長南等の號あり、著はす所は、本書の外、詩經名物集成五卷あり、其の歿年詳かならず。

神武不殺篇（日本經濟叢書）

本書は易學の書なり、經濟書にあらず、然れども易學は數理の學なり、洪範の基づく所なり、天地化育の理、開物成務の道は、皆此の易學に出でたる根本思想に淵源するものなり、故に本書は東洋經濟思想の根本を知るの便りとなること少なからず、殊に書中第三冊武德止戈の章に於て聖王が國家を治むるの術は、一方には生々仁慈の德を本とすると同時に、他の一方に於ては刑罰兵革を用ゆるの必

要あることを論じ、更らに進んで「武德の要は干戈を止めて用ひしめざるを主とす」を述べ、聖人が武の字を製せられたる微旨は、戈を止むるに在りて存する事を示して「兵革干戈を止めて永く久しく起し用ふる事尤からしむるは是れ武德の極位」なりと云ふの主意を問答體に詳論したるは、所謂「アームド、ピース」(武裝的平和)の意味を最も精確に説明したるものならん。

著者松井輝屋(一作暉晨)字は苗賚、通稱は七郎(一に甚五郎に作る)羅洲又耕讀園と號す、大阪の儒にして博學の名あり、特に易學を以て一家を爲せり、文政五年々七十二にして歿す、著す所は本書の外に周易象徵音義・同象徵樞機・同解故・同解故翼・象圖變通・象變辭古考・立象盡意・消長準衍活・活用解・感通方書・感通掌故範圍秘鑰・精義入神篇等あり、其の校定本には正續文章軌範・莊子因・讀書作文譜等あり、皆世に行はる。

滑川談（日本經濟叢書）

本書は初めに述意と題して其の作意を明にし、それより洪範九疇の數にかたどりて、全篇を儉約・和同・人情・公私・法制・賞罰・好惡・禮義・學問の九章に分ちて、道德・政治・經濟に關する事を、親切に論述したるものである、著者はその後序に云へる如く竊かに自ら孔子・孟子を氣取つて此の九章を述

べ、又我國の循吏青砥左衛門の故事に因んで滑川談と題名したるが如く、其の抱負大なれども別に卓説として見るべき程のものなく、先づ當時の儒者に普通の儉約説など述べたるものなり。

塚田多門、名は虎、字は叔隤、大峰と號す、初め其の父旭嶺に學んで、程朱の學を奉ず、長じて自ら古今の書を獵渉して、學問に流派を立つるの不可なるを覺り、常に人に謂つて曰く、我は經に依りて、經を解するのみと、是より自ら諸經の注解を作りて、自説を主張し、其の名大に著はる、天明年間尾州藩の侍講となり、文化八年明倫堂の督學に擢でられ、爾來専ら經義を以て、後進を誘掖す、天保三年、々八十八にして歿せり、著はす所は、本書の外に隨意錄八卷・大峰先生詩文集十卷・其他數十部あり、本書は寛政三年に成れるもの、板本にて多く世に行はる。

伍家制令詳解 (日本經濟叢書)

伍家制令とは、所謂五人組規約である、本書は讃州高松藩に於てその邦内へ頒布せる、五人組規約の本條を擧げて、逐條詳かに之を解説したるものなり、此の書の傳來は著者の自序及其の男知彰の題後に於て、之を詳述せり、元來此の五人組規約なるものは、當時諸藩一般に行はれたものであつて、其の條文は何れも大同小異なれども、本書は著者の注意の厚き、諄々乎として最も丁寧説示したるものなれば、其の記事中、吾人の參考に資すべき所、少しと爲さず。

著者三野元密は、高松藩の儒にして、三野藻海の子なり、夙に經世の學に志し、長じて香川以西五郡の教職となり、大に郡民を誘導して、孝悌力田の事を勵ましめ、各郡、翕然として、その徳風を仰ぐに至れりと云ふ、著者の歿年は詳かならず。

田畝里程考 (日本經濟叢書)

本書は諸書を引用して周代の井田を始め、其後に於ける支那歴代の田制を詳説し、最後に國田と題して、我が邦孝徳天皇以來の田法及租法を考證したるものにて、全篇總て漢文を以て之を記せり、此の種の研究に従事する者には、一讀の價直なきにあらず、著者黒田玄鶴は、越後の人、金城と號し、儒醫にして、好んで經濟を談ず、著はす所は、本書の外に、度量衡考三卷・天命辨々一卷・算學新書二卷・金城文集二卷・石綿論一卷、其他醫書及雜書等、數部あり、著者は此等を總合して「經濟文庫」とせり、經濟とは何の意義であるか、著者の説明なきを遺憾とするのみ。

本書は文政元年に成れる、門人原澤玄風の跋、及同三年に成れる、林銑の序を附して、板行せるものなり。

經濟十二論 (日本經濟叢書)

本書は立教・尙賢・納諫・服制・建都・制祿上下・内政・勸農・禁游・貴穀・防夷及兵備の十二目に就き、著者の意見を論述したるものにして、其中經濟上に直接の關係あるものは、建都・制祿、勸農・禁游、及貴穀の數目に過ぎるも、これとて又奇論名説あるにあらざるのみならず、其の頁目の分類亦甚だ紛雜にして彼此混同を免かれざるが如し、然れども儒者の意見としては流石の大家なれば往々聞くべきの説なきにあらず、殊に農民が田畝を棄て、都會に集中するの弊を痛斥し、坐食游閑の民をして、各々其の本職に就かしめんことを論ずるに至りては、其の説固より新奇ならずと雖も、蕃山・徂徠等の所論と、對照して參考に資すべきもの鮮なしとなさざるべし。

著者井上四明、名は潛、字は仲龍、四明は其の號、別に又佩弦園と號す、本姓は戸口氏、越後の人、少くして江戸に出で、井上蘭臺の門に入り、刻苦儒學を修め、尤も文章を好くす、蘭臺子なきを以て之を養ひ、嗣子となす、因て井上氏を冒し、養父の後を襲ふて、岡山侯の儒官となる、年八十五、職を辭して都下に居る、時人之を目して、當今第一の宿儒となす、文政二年病んで歿す、年九十七、著はす所は、本書の外に、論語鈔解・孝經鈔解・經義諸説・佩弦園文集等數部あり、而して其の著

述目錄中には、大東食貨志なるものあり、余は多年之を搜索するも、未だ其の存否を確かむること能はず。

自修篇 (日本經濟叢書)

本書は道學書なり、綱常彝倫の道を明かにし、士風民俗を振興せんが爲めに、著作したるものに外ならず、然れども其中卷に於ては、士、農、工、商の四目を設けて、四民の心得を詳述し、又其の下卷に於ては「經濟」の目を設けて、經濟の要は人心を得るにある事を述べたるなどは、斯學を研究する者の爲めに最も有益の言なりと云ふべし、龜田綾瀬本書に序して「玉川先生……下……絳帷、坐……比、揮塵說經、其言近而旨遠、約而義盡、聽者悚然敬服、或有慙前過而泣下者、其羈旅草野、艱阻多憂之間、猶兀々枯坐、執筆著書、其書次第成編、凡數十部、斯編所尤加意也、首明綱常彝倫、所以不可一日離之義、終言士民日常常行之道、其修諸身、措諸事業之法、粲然明悉、言各有條理、又豈可以常談比、以常體論哉」云々と云ひたるは、固より過稱にあらざるが如し。

著者小町雄八、名は玉成、字は溫卿、玉川は其の號なり、武藏國北多摩郡狛江村和泉の人にして、井

伊掃部頭直弼に仕へ儒臣となる、平生専ら心學道話を講説し、大言壯語、儒者を以て自ら高ぶるを屑しとせず、勉めて卑近の語を以て、諄々乎と世俗を諭す。其の効果却て偉大なりしと云ふ、晩年病を獲て、南總に退き、其の少しく癒るに當り、曾て講述する所を録して若干卷を得たり是を本書となす、爾來行事傳はらざるも、天保九年八月歿す、著書は本書の外玉川百詩、手土産各一巻あり。

黍稷稻梁辨 (日本經濟叢書)

本書は五穀の名義を明にし、品類の異同を辨じたるものにして、其の考證皆據る所あり、其の剖析甚だ詳かなる事は、成島司直の序文に述ぶるが如し、所説は固より經濟學説と云ふべきものにあらずと雖も、亦頗ぶる參考とするに足る。

著者龜田鵬齋、名は長興、字は稗龍、鵬齋又善身堂と號す、江戸の儒なり、初め井上金峨に従て學び、夙に才學の聞えあり、後ち師事する所なく、獨學刻苦、大に得る所あり、友人山本北山と親み善し、一日相共に約して他日二人文柄を執り天下を二分して各其の一方に覇たるべしと誓ひ、幾もなく二人の名隆々として揚り、博學洽聞、此の二人に及ぶ者なかりしと云ふに至れり、而して鵬齋は故あつて志を仕途に絶ち、詩酒の間に放浪して、其の跡を晦まし、遂に文政九年、年七十三にして、家に歿せ

り、著す所は論語撮解、大學私衡、中庸辨義、老莊拮解、善身堂一家言、侯鯖一樹、鵬齋居雜識、善身堂文集、鵬齋詩鈔、律數解及富國雜議等ありと云ふ。

富國雜議 (日本經濟叢書)

本書は著者が何れかの藩公、若くは其の執政に上りたる意見書なるべしと思はる、先づ最初に收斂は管た臣下の迷惑なるのみならず、君上に取つても、亦甚だ不利益なることを述べ、それより奢侈の戒むべきことを痛論し、上たる者よりして、節儉の先鞭を着け、君上自ら棉服を服し、朝夕の食事等は一汁一菜に限るべしと勸告し、又勘定方、拂方、賄方など稱する役目は、長く勤績すると種々の弊害を生ずるに付、長くも四五年にて、役替を申付くべしと論じ、又農民が商業をして、田畝を荒らすは、甚だ不埒の事なるに付き、之を嚴禁し、代官等は賄賂を貪つて依估最員の行ある故に、其の撰拔を謹まざる可らざることを述べ、江戸にて使用する仲間の員數多きに失して、却て種々の惡弊を生ずるの原因たる事を記し、又疾病不具者の取扱、老年の者の扶持方法等より、燒畝閑田を擇んで樹木の植付を奨励するの必要ある事等を、詳かに陳述したものである。

著者龜田翼は其の傳詳かならざれども、是れ或は鵬齋の初名にはあらざるか、翼と云ふ名は、鵬齋に

縁故なきにあらざるのみならず、或る書に、鵬齋の初めの字は、圖南と云ひしことを記しあり、是れ亦翼の字に因縁ある事なれば、鵬齋は壯年の頃には、翼と稱したる事ありしにあらざるか、殊に著述目録を見れば、鵬齋の著書中に、現に富國雜誌なる書名を掲げあり、旁々鵬齋の初名と推定するは必ずしも妄斷にあらざるべし、若し果して鵬齋とすれば、天明元年（著者が本書を某氏に奉呈したる年）は彼が宛も三十歳の時にして、血氣旺盛なる壯年時代なり、余は今本書を通讀して、其の語氣文勢の決して老功者にあらざるべきを信ず、暫らく記して博識の垂教を待つ。

農業餘話（日本經濟叢書）

本書は農業に關する著者の實驗談にして、上卷は専ら米の事を述べ、下卷は綿麻野菜等より、牛馬の事に至るまでを述べ、最後は菓材の部として、専ら樹木の事を述べたるものである、別に新奇の説あるにあらざるも、農業經濟に志ある者の爲め、往々参考とすべきことなきにあらず、例へば苗代の頁に於て、村中共同にて、苗代を作るの利便を説けるが如きは、恐らくは先人未發の説にして、吾人の注目に價ひするものならんと云ふ者あり、兎に角本書は此の種の著作として、あたら故紙中に、埋没すべきものにあらざること、其の序跋を讀過したるもの、首肯する所ならん。

著者小西篤好は、通稱藤右衛門と云ひ、攝州の農民にして、斯業に精しき老功者なれども、其の傳記詳かならず、某書には平田篤胤の門人とあるも、そは本書の跋文を匆卒に讀み誤りて推測したるものにあらざるか、篤眞の所記を見るも、其の父と、著者の間には、師弟の關係は、全く之れなかりしが如し。

本書は平田篤眞（平田篤胤の養子に篤實と云へる人ありしが是れ其の人か詳ならず）の跋文にある如く、著者が實驗談の草稿を本として、篤眞が其の父の面前に於て、更に著者の話を聞きつゝ、書き綴りたるものである、其の顛末は篤實の跋文と、井上主税なる人が、著者に代つて作れる序文とに明なり、參考すべし。

造幣策（日本經濟叢書）

本書は享和の初、蝦夷開發の一手段として同地に貨幣を通用せしめんと議あるに際し、當局者間に種々の議論ありて、或は特に之が爲めに紙幣を發行すべしと云ふ者あり、又或は鐵錢を使用すべしと唱ふる者あり、其他區々の意見あつて、何れとも決定し難かりしかば、當時其の當局の一人なる某より、著者に諮問せられたるに奉答したる意見書である、而して本書の傳來は、史學研究會講演集第三

冊に掲げたる、内田文學博士の講演筆記「馬場正通の生涯及其の著書」と題する一篇の中に詳かに之を述べられたるが、其の大意は左の如し

蝦夷地の通用貨幣の問題は實際享和二年より同三年に互り種々評議せられた事であつて、これに就いては勘定所よりも色々意見を申立て箱館奉行なる戸川、羽太の兩人は又能く／＼評論を盡し、之に答ふる所あり、更に勘定所より箱館奉行へ宛て直談の懸合書來り箱館奉行は又之に對し答書を發した等の事があります、其の次第及双方の論旨は大略「休明光記」卷四に見えて居る。右の如き事があつた故に羽太正養は馬場正通にも蝦夷地通用の貨幣の事につきて意見を徴したものだと思はれる、其の意見を徴した人の誰なるかは明記してないけれども、私は前後の事情より推して蓋し羽太正養であると推定するのであります、而して正通之に就きて享和三亥年の八月に認めて差出したものが「蝦夷地通用新錢之儀御尋に付御答書并圖式」即ち「造幣策」であると考定する。

内田博士の講演は、本書及「邊策發露」の傳來を述ぶること最も詳密にして、而かも此の二書の原本及關係書類等は總て著者の遺族の家に保存しあるを、博士が親しく實見調査せられたる所なれば、右の講演中に推定若くは考定と云はるゝは、素より博士の謙辭にして、事實之に相違なかるべきは編者の疑はざる所なり。

さて著者が兼好法師の徒然草を引きて、外國貿易の弊害を唱へながら、其の末段魯西亞との交易を論ずるに至りては、必ずしも反對の説を主張せざるのみならず、却て大に之を奨勵するの必要あるが如き語氣を洩らし、蝦夷産出の銅を海外へ泄出するは、決して懸念するに足らずと云へるは少しく矛盾の説にあらざるなきか、又蝦夷の金銀鑛、銅山の所在を穿索して、而して後ちに採掘したるものを以て貨幣を鑄造すべしと云ふ、果して實際に適切なる意見となすべきか、今試みに本書の要旨を摘抄すれば

只今蝦夷地にて銅錢を鑄立候半に於ては、内地の銅を用ひ不_レ申候て、蝦夷地に有_レ之候銅を掘出し用ひ候はゞ、便宜成儀と奉_レ存候、箱館近在其外シベツ山の奥クナシリ・エトロフ・ヅルツフ島にも銅出候地有_レ之候由、尤穿鑿いたし候はゞ、廣大の土地の事故、此外にも上好の銅出候名山いか程も可_レ有_二御座_一候、(中略)只今にても兎角金銀融通惡敷儀に御座候へば、此上蝦夷地之ごとき廣大の土地開け候に隨ひ、金銀多く渡り候はゞ、彌以内地の金銀拂底に可_二相成_一候間、此儀を兼て御懸念被_レ成候儀と奉_レ察候、彌右之趣に御座候はゞ、所詮蝦夷地限り通用之幣無_二御座_一候ては不_二相叶_一勢ひにて御座候、然ればとて紙鈔通用は御用ひ難_レ被_レ成候上は、新錢の外仕方も有_二御座_一間敷候、此儀も錢計之通用にては、五百文・壹貫文等の錢無_二御座_一候ては、後々差支之儀多く可_レ有_二御座_一候、

右等之錢は所詮實正之金銀を以御鑄立不被成候ては、永久の國寶には難相成候、其金銀は彼地にて採之、御鑄立被成候に於ては、内地金銀之障りにも相成不申、外國へ洩候御故障も有御座間敷儀と奉存候

是れ即ち本書の主眼とする所にして、其の説頗る迂遠に似たり、加之ならず蝦夷地より産出の金銀銅と、内地産出の金銀銅とを區別して、蝦夷地の分は、海外へ流出しても可なりと云ふは、甚だ徹底せざる聞えぬ説の様であるが、著者が貨幣は其の名目に相當する、實價を有するものならざる可らざることを主張したるが如きは、歐洲の學者中にも、今猶ほ往々唱へらるゝ學説にして、著者の見る所一概に誤謬なりと云ふべからず、否當時に在りては、寧ろ卓見として、之を稱揚するの價値なきにあらず。

著者馬場正通、字は子成、江州高島郡萬木村の人なり、幼にして學に志し、稍々長じて江戸に遊學し、一齋佐藤先生の門に入る、然れども志、經世に在りて、詞章記誦を爲すを屑しとせず、幕臣湯淺某に従て、蝦夷に赴き、還て勘定奉行中川飛騨守(忠英)に仕ふ、志を得ず、去つて又箱館奉行羽太正養に仕へ、遂に其の知る所となつて、頗る寵遇せられ、爾來其の幕僚の一人となり、箱館に赴きて大に獻替する所ありしが、居ること一年病を獲て江戸に歸り、幾もなくして歿せり、時に文化二年三

月十七日なり、行年僅か二十六、著はす所は、本書及「邊策發矇」の外「蝦夷古今變」二卷「浮島志」三卷、其他數部ありと云ふ。

邊 策 發 矇 (日本經濟叢書)

本書は中井履軒(著者は本書に中井徳三郎と記し居るも、履軒は麓庵の二男にて、他書には多く徳三と記しあれば、通稱は徳三郎にあらずして、徳二郎なるべし)が、蝦夷の事を論じたる小冊子を、逐條駁撃したるものにして、其の論ずる所、大に見るべきものあり、夫の履軒が蝦夷の開發を爲さずして、荒蕪のまゝに放擲し置かば、魯人などは、態々此の不毛の夷地に侵來するの患なかるべければ、蝦夷は開かざる方が却て得策なりと云へるが如きは到底取るに足らざる愚論にして、此の點に付ては、著者の著眼は、固より彼れに優ること、數等なるべしと雖も、細かに其の述ぶる所を視れば、本書も亦造幣策と同じく、書中の論旨頗る矛盾を免かれざる所あり、例へば外國交易の弊を痛論して、金銀銅の如き國家の重用品を、外國へ渡すの大害を述べつゝ、交易して有無を通ずるは、古聖人の道にして、なくてはかなはぬ事なりと云つて、外國交易を是認し、而して其之を爲すには、金銀を用ひずして、米穀を用ゆべしと主張し、されど米穀を外國へ渡すは、金銀銅を渡すよりも、其弊甚だしかるべけれ

ば、備荒の備をなして、其餘れるを外國へ出すべしと説き、米價の騰貴を國家の爲めに有害としながら、外國交易品としては、専ら米穀を用よと論じ、外國人が交易を望む目的は、他國の金銀銅を欲するが爲なりと斷定しつゝ、我れよりは米穀を出して交易すべしと云ひ、又外國交易を主張しつゝ、商人の權を抑ふるの必要を述ぶるが如き、何れも其の思想大に混亂して、少しも統一を得ざるの明證にあらずや、之を要するに、著者は才氣英發、熱情燃ゆるが如くにして、其の構思行文の際、往々語氣の輕重を失するの過あつて、爲めに讀者をして其の主意のある所を了解するに苦しむることなきにあらざるも、其の大體に於ては、當時天下に有りふれたる、腐儒の俗論よりは、比較的有用にして、耳を傾くに足るべきの言辭多し、現に本書の如きは學説としては前記の如く間々矛盾の嫌あるに拘はらず、其の記述する所の事實は、參考に資すべきこと鮮なからざるのみならず其の所論の中にも亦多少歴史的の價値を有するものなきにあらず。

本書は内田博士の講演に見ゆるが如く、世上に羽太正養の著作として傳へらるゝ「邊策私辨」と、内容全く同一にして、現に馬場氏の藏本には「私辨原稿」と記しある由にて、正養の「邊策私辨」の原稿なるべきは内田博士の考證の通りなるべしと信ず、博士の講演中に

羽太正養は中井徳三郎即ち屢軒の説に對する辯駁の書の起草を正通に命じ正通は其の最初の草稿を

書いて之を「邊策發瞭」と題したのであつて而して此の正通の書いたものに正養は手を入れ多少訂正を加へ書名を改めて「邊策私辨」としたのであらうと思はれます。

とあり、此の説の如く、果して正養の命に依つて、起草したるものなるか、將又自分一個で執筆しありたる草稿本を、正養に上呈したるものなるか、其邊は未だ之を詳にするに由なきも、兎に角本書が正養の「邊策私辨」の原稿たりし事は、疑を容るゝの餘地なきが如し。

詢 芻 通 言 (日本經濟叢書)

著者古屋高は、肥後熊本の人なり、通稱は十二郎、公歎と字し、昔陽又紫溟と號す、興(愛日齋と號す)の弟なり、江戸に住して、儒學を修め、學術言行、並び大に稱せられしも、世儒の浮華を惡みて、濫に著述を公にして、其の名を銜はざりし故、世上之を知る者鮮し、文化三年歿す、年七十二、著書は本書の外に古今學變考六卷、祭禮通考一卷、稷饋儀略一卷、答問錄一卷、紫陽慢筆數卷、其他詩文稿數卷あり。

本書は岡崎侯へ上りたるもの、由なるが、大體の主意は、正徳・利用・厚生之三事を説き、問々禮記・尙書などを引きて、國君の天職等を説明したるものなり、終りに漢文にて、己を知り人を知るは、治

國の要道たる事を附記せり。

經濟隨筆（日本經濟叢書）

本書の主意は、精里の説と同じく經濟の成否は、君主が其志を立つと、立てざるとに在ることより説き起して、經濟上種々の心得べきことを、談片的に書き集めたるものにて、中には往々注意すべき點なきにあらず、曰く、財は天下公共の物なり、富む者、一人私せんと欲すとも得べきにあらず、曰く、財を通ずるの大道は、人を倒すことを嗜ますとの一言なり、曰く、新田開發に心付く人は、其の地が田に成るか、成らぬかと云ふ事はかり謀て、他の害に心付く事淺き也、爰に欲する事あれば、心片寄て他の事は見え難し、鹿を逐ふ獵師は、山を見ずと云へる諺の如しなど、皆尋常平凡の語なれども、亦常に忘る可らざるの言である。

本書の著者は詳ならず、諸家著述目録には、山田慥齋の著作となしあるも、本書の奥書には、「慥齋校字」と附記しあつて、此の人の著作にもあらざるが如く見えたり、且その表題は、慥齋叢書とあり、如何にも他人の著作を慥齋が校正して、己れの叢書に、收載出版したらしく思はるれども、或は又自己の著作なるを、忌み憚る所あつて、故らに斯く曖昧にしたるものなるやも知る可からず、山田慥齋

名は聯、字は思叔、通稱は綱三郎と云ひ、京都の儒者にして、(爲貧説の序文を撰みたる靜齋の子なり)文化頃に生存し居たる人にて、其の著書には、經世叢論など云へるものもあり、當時所謂經濟有用の學に志したる者なれば、或は此人の自著にあらずとも斷言すること能はず、暫く記して後證を待つ。

徹法考（日本經濟叢書）

本書は主として周の田法及兵賦の説を考證したるものなれども、夏・殷の田法、即ち貢・助の二法をも併せ研究して、餘蘊を遺さず、此の種の著作中、最も詳細なるもの、一であらふ、夏后氏の田法を貢法と云ひ、殷人の田法を助法と云ひ、周室の田法を徹法といふ、徹とは通徹の意にて、周の世には、國中を都鄙郷遂に分けて、都鄙の都に遠き所には、殷の助法を用ひ、郷遂の部に近き所には、夏の貢法を用ひ、二代の法を通用したる故に、之を徹法と稱す、本書は則ち此の徹法を「王畿并九服」以下、總て三十三項に分ちて、最も詳に論述し、殊に附圖一卷を添へて、本文と一々對照する事を得せしめたるは、此の複雑なる問題を研究するに於て、非帝に便利なりと云ふべし、只恨むらくは著者は其の自序に於て、曾て自ら和漢の兵制を取調べたる事あり、其の折に取調の要領を、備忘の爲め片紙に記し置きたるものを、材料として、本書を著作したる如く云へるも、本書中には殆ど全く、日本の事實

を引證説明したる形跡なく、僅に「六郷毎家人數并賦役」と題する項下の細注に「皇國近世戰國以來の兵賦、此に本けり、別に詳に論之」の數言を付しありて、本書に於ては、全然日本の事實に論及せず、儒者の井田論の通弊を襲蹈して、單に一編の空談議に過ぎざるが如し。

著者平榮實は、何くの人なるや詳ならず、本書の自序中、命侍臣云々の語あるを見れば、其の貴人たること固より明白なりとす、而して當時貴人中に、斯る學識ある者は、其の數甚多からざるべければ、其の何人なるや、容易に分明すべき筈なるに、余の淺學なる、未だ之を判定すること能はざるは、甚遺憾とする所である。

封事 四編

本書は第一、第二、第三及第四の上書四編より成り、其の第一は漢文を以て記し、第二以下は皆邦文を以て記せるものである、第一は寛政九年、著者が年二十四の時、其の藩主に上りたる封事にして、此封事は著者が少壯の客氣に乘じ、少しも忌避する所なく、最も痛切に時弊を快論したるものなり、而して其の要旨は先づ初めに藩中の迂儒輩が功利を云ふ事を忌み、富國強兵を覇術として擯斥するの非なるを論じ、續きて當路の人々は、皆陰謀秘計、誦詐維れ勉むるの惡習あることを指摘し、外虜邊

徼を窺ふの急あるも、藩主は恬として因循姑息、爲す所なきを攻撃し、貧民、逋債に苦み、富豪兼併を肆にしつゝあるも、有司之を制する事を知らず、彼等は又興利を名として、大坂に金を借るの大害ある事を覺らざるを論じ、一國の士は商の如く賈の如く、奔競貪利の徒、充滿して禮義廉恥の風悉く地を掃ひ、教養素なく法令信なく、上下共に儉安に甘んずる事を極言して大に藩主及其の左右の當路を痛罵し、遂に苟も爲すあるの志あらば、宜しく自ら已を罪するの令を下して、士民の心を收めざる可らずと云ふに至る、著者の嗣子東湖の輯録せる幽谷先生略譜に記する所に依れば、著者は此の封事の爲め、不敬に坐して職を奪はれ、郷に歸り客を謝して益、古今を研究し、復た人間に來往せざりと云ふ、(此の封事の末尾に栗田寛氏亦此の事を附記せり)第二は文化四年に奉呈したるものにして、其の主意は經世大道は正徳、利用、厚生之三事にあることより説き起し、爲政の三綱領として(第一)御用の日帳方を御糺させ精密に取調べ候て政令の發する所を正敷被遊候事(第二)大吟味方の會計を明らかにして、理財の節度を制せられ、上下共に不足なく、仁政行はれ候様に被遊候事(第三)御郡方の課條を御立被成候て、牧民の吏、眞實に治績有之、邦本を固め候様に被遊候事の三箇候を擧げ、其れより屬僚政治の非なる事を詳述し、小量なる胥吏に政權を委ぬる時は、淺簿なる了簡を以て國事を紊るの虞ある事を痛論したるものにて、文中往々警拔の語あり、例へば「蟹は甲に似せて、穴を掘る

とやらん申候如く、鄙夫の了簡多くは卑劣瑣細にて、大に事體を失ひ候事有之筈と奉存候云々と
いひ、又「國家の武備にかゝり候事迄もそろばんの上にて打破り……大數の本を取極め申候には、小
吏杯の如くそろばんは入不申候、然るを出納の勘定を十重八重にこしらへ、巧に六ヶ敷仕り候事、皆
々奸吏欺罔の手段と可被思召候云々と云ふが如く、又「奸賊の吏次第に出來、一役所悉く小人の淵
藪に罷成、其惡弊近比の調達方（大坂などに至り金の借入に従事する役人）に至て極り申候云々と
云ふが如きは、何れも逆め今日の時弊を痛論しつゝあるものゝ如し、然れども文中餘り矯激に失して、
今日の經濟社會には、決して容る可らざるの言語なきにあらず、例へば「春秋傳にも有之候通、民間
にあまり財寶の自由なるは、驕奢而不務本の基に御座候」と云ひ、又當時御國產品如きもの、御國
にはやり候へば、却て無用の費多く、國の衰弊に罷成候などいふ類なり、然れども此の第二上書も
亦第一と同じく、一讀の價直あるものなること疑を容れず、第三は第二と同じく矢張正徳・利用・厚生
の三事等を敷衍して尙詳に之を論述し、第四は其の題下に注記するが如く、專御勘定方に關する吏員
并に職掌の本を詳述し、且其の吏員に關する歴史沿革の如きものを記したるものなり、此の第三及第
四の上書は、共に其の奉呈の年月を記さざれば之を知るに由なきも、皆議論一貫したる有用の上書で
ある。

著者藤田一正は子定と字し、幽谷と號す、通稱は初め與介、後に次郎左衛門と改む、安永三年水戸
に生る、幼にして穎悟、神童の稱あり、立原東里に師事して、學業大に進み、年十五藩公召見して詩文
を爲らしむ、筆を執らば數千言立ろに成る、公大に之を奇とし、頻に秩祿を進められ、寛政三年、年
十八にして彰考館の編修となる、同九年江戸に祇役中、第一封事を上り、職を奪はれて國に歸され、
同十一年赦に遇ひて又編修となる、其れより數年江水の間に來往し、文化五年出で、濱田郡の奉行と
なり、史館總裁の職を兼帶す、同九年奉行を罷め、爾來専ら史館の事に執掌して、献替する所少から
ざりしと云ふ、文政九年、年五十三にして歿せり、著す所は勸農或問二卷、幽谷先生遺稿五卷（東湖
編纂）の外數部あり。

勸農或問（日本經濟叢書）

本書五卷は勸農總論を最初に叙し、それより原弊五条と題し（一）侈惰之弊（二）兼併三弊（三）力
役之弊（四）横斂之弊（五）煩擾之弊の各條の下に、大體論を述べ、下卷に於ては總論五弊緩急と題
し、首めに去煩擾之術を論じ、次に除横斂之術を論じ、次に均力役之術を論じ、次に破兼併之
之術を論じ、次に禁侈惰之術を論じ、終りに節用愛人之術を論じたるものにして、農政經濟を研

究せんとする者に缺ぐべからざる良書である、殊に兼併の弊を記述する一段の如きは、參考資料として取るべきこと少なしと爲さず、本書は明治二十年の頃、水戸先哲叢書として出版せり。
著者藤田一正の傳は、封事の下にあり。

農政座右 (日本經濟叢書)

本書は著者が常陸鹿島郡紅葉村の郡衙にありし頃、故事の農政に關するものを抄録して、冊子に綴つたのである、著者の緒言には「寒郷書に乏しく、僅かに一二の友人より、借覽せるのみなれば、猶考ふべき書の漏たるも多くあり、又他書に引用せるを其儘取用ひて本書を見ざるもありて、其誤あらんも計り難く、實に無用の物なれど、今捨んも惜むべきこと鶏助に似たり」などと謙遜して記しあるも、本書は國郡、職役、田圃(以上卷之一) 歩段、租税(以上卷之二) 稻穀、帳簿(以上卷之三) 寶貨(卷之四)の八門に分類して第三卷までは専ら土地に關する各種の名稱を和漢の諸書に據つて最も詳かに考證し、最後の第四卷には、主として金銀銅鐵錢に關する諸事を考證して、處々に著者の私案を附記したるものにして、田地及貨幣に付きての名稱并故事の來歴を調ぶるに於て、眞に座右に缺く可らざるものである、本書は藤田一正の勸農或問と同じく水戸先哲叢書に收載せり。

著者小宮山昌秀は水戸の人、字は子質、通稱次郎右衛門、楓軒と號す(初め忍亭又芙蓉樓の號あり) 少くして立原萬(翠軒)に師事し、高野文助(富強六略、龍田の水及芻蕘錄等の著者)藤田一正等と共に秀才を以て稱せらる、其志す所吏務經濟にあつて詩文の末技に齷齪たるを好まず、其の鹿島に郡宰となつて紅葉村に赴くや、同地は他領接續の地方にして、公事訴訟間斷なく、且つ貧窮無頼の民多くして從來水戸領内に於ける第一難治の場所と稱せられたる所なるも數年ならずして郡民皆昌秀の德に化し、姦黠輕薄の風變じて、謹直敦厚の俗となり、各々産業を勵みて貧民亦次第に減少するに至れり、居ること十數年にして町奉行に轉じ、それより又累進して忽ち御側用人となり、藩公の爲め大に優遇せらるゝに至れりといふ、昌秀は博覽強記、勢力人に絶し、平生常に吏務繁劇の中に在りと雖も、少しく間暇あらば、手、筆を擱かず、日夕仔々として著述に従事し、其歿するや(天保十一年に七十五にて歿す)家に遺れるの書數百卷の多きに及び、就中垂統大記七十二卷、楓軒文書纂三十餘冊、水城金函錄三十餘冊、貫針錄二十七冊、同續錄二十八冊、楓軒筆錄五十二冊、水府志料十八冊、同續錄十冊、同附錄五十冊、其他楓軒叢記、同紀談、諷草小言等にして、之に文化四年祝融氏の爲めに奪はれたる盈篋錄五百卷を加ふれば、彼が一生の著作は優に千卷に上ると云ふ。

井田集覽（日本經濟叢書）

本書は主として孟子の井田に關する本文を掲げ、又其他諸書より關係の言辭を摘録して、之を注釋考證したるものにして、井田法研究の資料としては、最も有益なるものである、小宮山楓軒の序文に依れば、本書の性質は、友部好正の求めに應じ、同人の著はせる孟子井田釋なるものに、楓軒自ら先賢の諸説を補集して、改めて井田集覽と名けたる由記しあるも、好正の原著孟子井田釋は如何なるものなりしや、又楓軒の補集の範圍は何程なりしや今之を知ること能はず、楓軒の門人大内正敬なる者が著はしたる精慎録（楓軒の治民事蹟を録したるもの）には、楓軒の著述の事を記し、井田集覽、農政座右など云ふ書數部を著はし云々の語あるを見れば、本書は全く楓軒の著述として傳へられしものなるべく、隨て内容の大部分は同人の補集に成りしものにして、書中特に秀按の記入ある部分のみに限らざるや圖り知る可からず、而して今此等の事の明らかならざるは余の甚だ遺憾とする所である、友部好正通稱は正介、松里と號す、立原東里の門人にして文化五年彰考館に入る、歿年詳ならざれども、遺著には本書の外獨語あり、又頗ぶる參考とするに足る。

東山上書二篇（日本經濟叢書）

本書は盧東山が仙臺侯へ奉りたる上書であるが、余の見たるは二通であつて、其の一は曩きに日本經濟叢書發行の際第二十六卷へ蘆野東山上書として收載し、他の一は同第八卷へ單に上言として收載したものである、この第八卷の上言は初め何人の著作なるや明かならざりしかば、余は書中の内容に依り、仙臺の人の上言書なるべしと記して置いたのである、然るに其の後東京帝國大學助教授土屋喬雄氏が仙臺圖書館に就て調査せられたる所、此の無名の上言は同圖書館本には、明かに蘆氏上言と記るしあり、全然同一書であることを確められたのである、余の見たる所は此の二通だけなれども著者東山は政治經濟上に大抱負をもつて居つた人であるから尙他にも此の類の意見書が存在し居るかも知れないのである。

本書の上篇（假りに一通を上篇とし他の一通を下篇とす）は農は國の本と云ふことより説き起して農政の切急を高調し、仙臺領は中國邊とは違ひ土地廣漠にして開られてない所多きより、藩政府に於て之を開發して農民へ拂下げるように取計らい、又漆木を盛に仕立て、漆及蠟の産出を勵まし、又楮を畑の障りにならざる所へ植付け、紙漉の事業を起さしむるも可なれども、蠶絲業は自然と農業の

妨げとなるを以て嚴禁すべしと述べ、又金銀山も領内に見込ある所少なからざれば、藩政府より採掘者及機械など幾分づゝか補助して採掘せしむべき事を論じ、其の他米價の調節を計り、義倉を設けて下民を救済するの要務を懇切に述べたるなど見るべき點多々あり、下篇は其の項目を總論、儒業、諸士文武修行、諸士御惠、民間不可制文武、忠孝選舉、郡官曲直、郡郷諸官吏、諸公事裁判、大肝煎、御田地見、米穀上納並船頭奸曲、諸物駄送、御留野、御流木、御買米、御買夫、民害雜事、漆木楮桑、長蓄倉及學校料拙策諸士御借金、田畠興廢、儉省の二十二條に分ち、仙臺藩の政治經濟に關する自分の意見を詳述したる長文の意見書であるが、これ又一讀を要するものである。

著者蘆野東山は仙臺の大儒にして、名は徳林字は茂仲、東山と號す、父徳芳奥州東山澁民村に住し四子を生む、東山は第二子なり、幼にして穎悟、稍や長じて藩儒田邊整齋に就て學び、後京師に出て、淺井義齋の門に入り、又三宅尙齋に従つて學ぶ、享保四年仙臺に歸り同藩の儒員となる、爾後國侯の爲めに獻替する所鮮なからざりしが、享保の末故あり罪を得て石母田長門の采邑宮崎に幽閉せらる。彼の著名なる大著作無刑錄（十八卷あり明治十年元老院にて出版す）は實に此の間に成れりと云ふ、或人曰く室鳩巢東山の才學を稱し、託するに其子を以てし、且曰く日本律令の書闕迭して傳はらず、我れ曾て漢土諸儒の刑律に論及するものを採りて、一書を成さんと欲す、然れども今老てなすこ

と能はず、子我が志を繼て之を成せと、東山之に依て鳩巢の遺志を遂げしなりと云ふ、果して然るや否を知らず、東山の先は武州の岩淵に出でたるを以て舊岩淵氏を稱す、後ち奥州の葛西氏に仕へ、次いで又野州蘆野に居住し居たるが故に蘆野氏を稱せり、然れども東山自ら脩して蘆東山と稱す、依て子孫遂に單姓蘆氏を襲用す、安永五年東山年八十一にして歿せり、著書は前記無刑錄の外玩易齋日記六卷及門人の編纂せる東山實記等あり。

三 貨 圖 彙 (日本經濟叢書)

本書は我國金銀錢三貨の鑄造、及通用に關する、古今の沿革を詳細に記述し、且一々精確なる貨幣圖を掲げて、其の形狀色含量等を考證したるものにして、此の類の著作中、比較的最も完備したるものなり、著者は書中に往々近藤重藏氏の「金銀圖錄」を引證し、同書を重視すること、殊に甚だしきが如くなるも、是れは勿論著者の謙遜に出でたる言にして、其の實近藤氏の「圖錄」は、單に所謂弄錢家の玩具たるに過ぎざるも、本書は殆んど嚴然たる大貨幣史にして、經濟史を研究する者の爲めに、缺ぐ可らざる重要なものなれば、固より尋常「錢譜」の類と同視すべからず、明治八九年の交、大藏省紙幣寮に於て「大日本貨幣史」を編輯するに當り、本書を參考して、得る所少なからざりしと

云ふは、決して偶然にあらざるが如し。

著者の凡例にも記せるが如く、本書は寛政五六年頃より、文化十二年に至る、二十餘年間に涉りて漸く脱稿したる大事業なれども、著者は當時公私繁忙の實務に當り、勿論學究的に著作のみに懸り居たるものにあらず、此の長き年月間、本業の暇に、或は諸書を涉獵し、或は舊記を考證して倦まず怠らず、丹精を凝らして編述したるものなり、故に著者の自白の如く、書中處々に「文續ノ前後、或ハ重言、又ハ書寫ノ誤リ等」之れなきにあらざるも、これは所謂白璧の微瑕にして、固より本書の爲めに疾むに足らざるのみならず、斯くの如き小缺典は、偶々以て著者が本業の多忙の際、心血を濺いで身自ら著作したる眞面目を推知するに足るものあらん、之を要するに本書は一の成書としては、多少の不備缺典あるに拘はらず、材料豊富にして、經濟史の資料とすべき記事多く、就中「物價之部」の如きは、全く「錢譜」の形式を脱し、物價殊に米價の沿革、并に之に關する雜記等を蒐集したるものにして、吾人の參考とすべきもの鮮少に止まらず、今茲に此の物價部に就き主要の點を例示して見れば、金銀貨の位の高下、及錢の相場の高下に從つて、一般の物價、殊に米穀の直段に、多大の變動を及ぼしたることを詳説し、且つ米相場の取締に關し、時の當局者が種々の干渉を試みたることを、最も適切に評論したるものにして、學者の參考に資すべきこと多し、著者は物價に就ては元來

放任主義の論者と見へ、其の米價を論ずるや、「安キモ天、高キモ天ニテ、天地ハ不爲ニ物一托其時、日月ハ不爲ニ物一晦其明、豐凶高下ハ天地消長ノ道ナリ、樂極レバ則悲ミ、悲極レバ則樂シム、夏アレバ冬アリ、何ゾ一般ニ豐熟ノミヲ得ンヤ、能屈スルモノハ能伸ビ、米價下落極ル時ハ、又人氣起リテ令セザレドモ、後ノ高カラン事ヲ思ヒ、安キヲ見込、必ズ市民買置ノ心出來、自然ト高直ニナルモノ也、米價ノ高下モ金銀ノ融通モ、天理ノ自然ニテ人力ノ儘ニハ成リ難シ、然レバ士民恒ニ其覺悟アル可キ事ニテ、米價ノ高下ハ捨テ置テモ可ナラン」と云へるが如きは、眞に經濟界の實驗上に得たる卓見なりと云はざる可らず、又是れは直接物價には、關係せざることなれども、嘗て肥後の堀平太左衛門が「借財ハ借財セザル爲メノ借財」と云ひし言を引證して、借金の利用を説き、「儉約ノ發起ト云ハ、元來借財ノ多キヨリ起リシ事ニテ、則借財ハ儉約ノ守リ本尊ト云ベシ、程ヨク道筋ヲ立テ借財ヲ表ニシテ儉約スベシ然ラザレバ家中下民迄、質素ノ風化行ハレズ、借財一錢モコレナク、國家豊饒ナルトキハ、上ハ勿論士民迄モ、何トナク心緩ビ、自然ト質素ノ風薄クナリ、果ハ奢リニ長ジ、却テ國家ノ煩ヒトナル仍テ借財ハ儉約ノ基ト立テ、年々借財高ヲ諸侯ノ上聞ニ達シ、驕リノ長ゼヌ様ノ壓石トスベシ」と喝破したるなどは、言、稍々矯激に涉るに似たりと雖も、亦一理なきにあらざるなり、初めより全然無借金で済むことならば、勿論之れに勝ることなきは、著者の認むる

所なれども、世間普通の人は、無益の借金をなして、借金に借金を累ぬるの愚策に出づることを戒め借金をするからは、大に之を利用すべしと云ふの意味に外ならざること、著者が「借財ヲ死物ニスベカラズ」と云ふの一言に依つて、明白なりと云ふべし、蓋し此等の言は借金を以て、重き罪惡と思惟し居たる當時に在つては、餘程思切つたる言語にして、非常の脱俗者にあらざれば云ふ能はざる所なり、而して本書物價之部、第一卷は専ら右等の大體論を述べ、第二卷は天正年間に於ける金銀錢三貨の比價を考證して、米價其他の物價に論及し、第三卷は紀州湯川氏家藏の古文書・多門院日記及五奉行連書の書面等に依て、第二卷の主意を補足し、慶長末年までの記事に及び、第四卷は先づ初めに支那の常平倉・及我國の屯倉等・和漢備荒の大略を述べ、それより續いて、又本問題なる米金物價の關係を、最も詳細に記述したるは、我々經濟史を研究する者の爲めに、頗ぶる重要な資料にして、著者も亦此の點に重きを置きたることは、三貨圖彙著作の目的、此にありと云へるの言に徴して明なりとす、第五卷は藏元、米問屋の説明より、米賣買受渡に關する取締、堂嶋米相庭の由來を記し、最後に著者の先代が、家に傳へたる米市場濫觴の記を掲げ、第六卷は第四卷の主旨を續ぎ、支拂金銀（通貨）の種類に依て、米相庭に差違あることを詳述し、且古來各地方に於ける時々天災豊凶等に從て相庭に高低ありたる事實を對照して、其の狀況を説明し、第七卷以下第十卷に至る迄皆沿革的に同様

の事を記載し、文化十二年を以て記事の終りとせり、之を要するに如上物價之部十卷は其の記事、多少の錯雜を免かれずと雖も、徳川初代より凡貳百年間に於ける米價の高低、就中貨幣の品位如何が之に及ぼしたる影響を記述して、最も詳備したものである。

次ぎは附録之部九卷にして、其の第一卷第二卷は、權量の事を記し、初めは我が國史及古今の雜記を引いて、度量衡を考證し、中には小判一兩と黄金一兩と差異ある事、並に匁は錢の字の古字にして昔は匁目と書きしを、元和寛永の頃より、目の字を省略したる事などを述べ、（第一卷）、次ぎには升に宣旨升、武佐升、古升、京升等の差ある事、及諸國の古文書、又は實物に付き、各々其の形圖を示して、詳かに升の由來を説き（第二卷）、第三卷は紙幣及爲替の濫觴を記し、越後屋八郎右衛門が所謂六十日切爲替を始めたる元祖なる事、及當時の爲替組十二人の名前などを掲げ、それより又徳政の事を、古今の諸書に徴して、最も詳細に記述し、第四卷は田畑屋敷の永代賣、及金錢の貸借等に關する古證文類を集録し、第五卷は唐船及紅毛船の舶齎せる外國金銀圖を掲げて、關係の記事を述べ、其の卷尾に森島中良の發行したる「魯西亞錢譜」を收め、第六卷は青木昆陽の錢幣略記（元文四年の作）を收め、第七卷は新井白石の「本朝寶貨事略」を「國朝舊章録」より轉載し、且其の卷尾には小瀬進喜の輯録せる「太閤記金賦之事」とて、秀吉が天下一統の後、莫大の金銀を公卿及諸大名に分與したる

事を記したる短篇を載せ、第八卷には白石の「寶貨事略」に續きて、寶永六年より明和二年に至る間に、長崎より外國へ持渡りたる金銀銅の計數を掲げたるものにて、其の原本は「天壽隨筆」と題し、長崎の吏員たりし佐久間某が、其の公務の餘暇に記し置きたるものを、後人が復た再び追補したるものを收容し、第九卷は松平樂翁が天明年間に著作したる「庶有編」を採録して、三貨通用の狀況等を示したるものにして、如上の諸書は、何れも著者が本書に關係を有する参考書として、附記したるものなれども、今は此等の諸書は皆刊本又は寫本にて、多く坊間に傳はるものにして、格別重要なものにあらず、最後の遺考之部三卷は物價之部の補遺にして、文化十三年より文政八年まで、十年間に於ける物價（主として米價）の變動、金銀錢の相庭、及其の吹直等に關する詳細の事を記したるものにして、米價の高低及其の原因等を研究するには、物價之部と同じく、最も重要な參考資料なり、著者は大坂の人にして當時同地の經濟界に於ける、樞要人物の一人なりしかば、其の記述する所皆實際に適切にして、殊に通貨と物價の關係を明にするに於て、頗ふる意を用ひたるの跡あるは、我々の大に感服する所である、唯だ惜らくは本書に於ては、徳川時代に於ける、三貨流通の額いつも甚詳明ならず、又其の位品に關する事は、多く之を缺如し、金銀貨の含有純金銀の割合等を記載せざるは、凡例にも見ゆるが如く、著者憚る所ありて、故らに缺如したるものなるべきも、筆を下して此等の

の點に及ばざるは、宛も龍を畫きて睛を點せざるの憾なきにあらず、然れども是れ寔に時勢の罪にして、著者の過にあらざる事を忘る可らず。

著者草間直方は、通稱を伊助と云ふ、初め文次郎、又仲我と稱す、京都の人、榊屋唯右衛門の子なり、寶曆三年、綾小路烏丸通の家に生れ、十歳にして、大坂の鴻池家に仕へ、精勤伶俐にして、主人の信用厚く、遂に尼ヶ崎同家の入掎となり、鴻池を名乗つて、一門に列し、今橋二丁目に屋敷を得て之に移り、日々本家に出勤して店務を管理し、文化五年、勤務の傍ら、自分新たに家業を營むことを許され、翌年は本家の勤仕をも免せられ、全く獨立して、本家同様、兩替商を營み、家業日を逐ひて繁榮に赴き、鴻池伊助の名、四方に聞ゆるに至りしかば、肥後侯、南部侯等を始め、諸大名中、之を信任して、其の財政の整理方を托したる者少なからざりしと云ふ、文化七年、家督を其子伊作に譲り、退隱して自ら伊三之助と稱し、風流茶事を以て、其餘生を送り、天保二年、々七十九にして、家に歿せり、著す所は本書の外に、茶器名物圖彙、麓之栞、草間遺稿及御買米に關する記録等數種あり、余曾て草間家に就き、「茶器名物圖彙」の草稿を一見したる事あり、大冊八十餘卷の大著作にして、所謂名物茶器は、奇を盡くし、珍を究めて、悉く網羅せざるはなく、其の圖は形狀、何れも精巧を極め、色彩鮮蒼として、紙上に溢るゝを覺ゆ、余の如き没風流漢と雖も、之が爲め食指動くの感なくん

ばあらざりき、乃ち著者が畢生の心血を凝したるは、寧ろ此の書にありたりと云ふも、失言にあらざるべしと信ず。

著者は平生俗事を管し、錙銖の利を争ふの業務を經營しながら、其の人と爲り、溫藉風流、毫も一般商人の根性を有せざりしは、最も感ずるに餘りありと云ふべし、有栖川韶仁親王、曾て著者を殿中に召させられ、若宮殿下其他、御一門御同座の上、御側近く拜謁を仰付られ、茶事及和歌などの御物語あり、やがて御自作の御茶杓に、御引哥を添へて賜はり、其の外厚く御物を下賜せられたるが如き、格別の御待遇ありたるは、商家に破格の光榮なりとし、著者自ら「參殿之記」なるものを認め、今尙其の家に傳へて、子孫の誇とせり、著者の心志の高潔なるにあらずんば、安んぞ斯くの如き事あるを得んや、然れども今日吾人が著者の爲人に付き、特に大に仰景欽慕する所のものは、著者が富有にして、善行を爲すに吝ならざりし一事にあり、蓋し著者を以て「天稟の善人なり」と公評したるは、肥前平戸の城主、松浦壹岐守（名は清・靜山と號す）にして、同人の著せる「甲子夜話」を見れば

今大坂ニ鴻池伊助ト云ル富商アリ、學文ハナカリシガ、天稟ノ善人ナリ、一年子ヲ失シトキ、人來リ吊シテ、陰德ノアル人、カ、ル事ニ逢玉フハ、如何ナルコトヨ、ト云ケレバ、伊助申スニハ、我

輩不徳ノ者、云マデモナシ、世ニスグレタル好人モ、果報惡シキ目ニ逢フコト、珍ラシカラヌコトナリ、善事ヲ爲セバ、天之レニ善報ヲナス、惡モ亦惡報アリトハ、定マリタル理ト存ジ候、然レドモ善ヲナセドモ、不仕合せナル者モアリ、惡モサノミ、天責ナキモアリ、是ハ天ノ間違ト存ジ候ナリ、何事モ間違ヲ當テニシテハ、ナラスコトユエ、只々定リタル理ヲ、守ルベキコトヨ、ト申シタリトナリ、此ノ人塙檢校ト懇交ニテ、塙多クノ書ヲ買ヒ、種々ノ書ヲ彫刻スル費ナド、常ニ助力セリ、前後ノ金數、少カラザルコトナレドモ、聊カ厭フ色ナシ、塙歿後、其家内困難ナルベシトテ、又助力セリトナリ、總テ人ノ善事ヲ行フコトニ、金銀ヲ費スハ、露塵イトフ心ナク、必ズカヲ合セシト云、商家ニハ稀ナルモノナリケリ、（甲子夜話卷二）

と記しあり、此の一事を以てしても、著者は實た商家に稀れるのみならず、幕末澆季の世の中、士分以上にあつてすら、容易に見出し難き大人物たりしや、明なりと云はざる可らず、「夢の代」の著者山片蟠桃と、著者草間直方とは、同時代に、同業を以て、同じく大坂の商界に雄飛し、其の出身は共に丁稚小僧より、一躍して大家の別家となりたるなど、不思議にも兩人全く其の經歷を同くし、蟠桃は儒學に志して、多少漢學臭味を帯び、直方は和學を嗜んで、國學者の趣あり、此の一點だけは、兩者相異なりと雖も、共に學を好んで、筆まめなりし事は、同一にして、「夢の代」と「三貨圖彙」とは

共に兩著者の精力を竭したる、一大著作たるを失はず、而して尙ほ一ツの酷だ似寄りたる一美事は、蟠桃も亦直方の如く、頗る善行家にして、大坂に於ける貧家の子弟の爲めに、慈善的の學校幼稚園の如きものを創設したる先驅者は、蟠桃其人にして、斯くの如き美事の實例は、枚擧に遑あらずと云へば、此の兩人は世上に稀れなる善行家としても、正さに其の軌轍を同くするものなり、由來大坂商人は上方贅六の綽名あつて、只だ眼前の私利私欲にのみ、汲々たるものゝ如く、思惟する者あるも、此の兩人の如きは、東西兩京に於ても、容易に得難き模範的人物にして、大坂の商人が、永久に誇るべき君子商たらずんばあらず。

本書の正本は著者同族の後裔草間繁藏氏の家に傳へあるが、此の正本は、著者が他人に命じて、謄寫せしめたるものにして、書中儘^レ或は謄寫なきにあらず、然れども余が曩きに日本經濟叢書を發行したときには相成るべく、原本の眞面目を存する積であつたから其の疑はしきは、其の儘になし、又明かに誤寫と認めらるゝものにして、之を訂正したる所には「原本に何々とあり」と附記して、訂正の箇所を示し、又巻首に掲げたる、著者の肖像、筆跡、及皆川淇園、中井竹山、兩人の自筆序跋は、何れも皆草間家に所藏せらるゝを、寫眞銅版に付したのである、故に經濟叢書本は最も原本に近いものと信せらる。

余は數年前、佐野某氏の謄寫本と稱する、本書の寫本、數部を閲覽したることあり、皆何れも内容同じく、筆蹟亦同一にして、而かも大坂造幣局の藏印まで、皆同様に朱墨を以て謄寫しあり、蓋し其の原本は、造幣局の藏本なるが如し、依て草間家の正本と、對照校合するに、互に長短出入ありて、一概に其の是非を判定し難しと雖も、之を要するに草間家の正本は、本文に於ても又貨幣圖に於ても比較的完備して、著者が最終の校定本らしく思はれ、佐野某氏の謄寫本の原本は、全く著者の最初の草稿本かと、推測せらるゝ廉なきにあらず、而して坊間稀れに流傳する謄寫本は、大概皆佐野本にして、草間家の正本を寫傳したるものは、余の未だ曾て寓目せざる所である。

迂

言 (日本經濟叢書)

本書は詩人を以て有名なる、廣瀬淡窓の著す所なり、著者は巻首の題言に於て「迂言六篇、不載撰者姓名、於人家所鬻故紙中得之、書言經濟之說、專主列國、不及天下、蓋成於侯國微臣之手、以身不在其位、不敢自顯也」云々と云つて、自家の著作にあらざるが如く記すと雖も、是れは太宰春臺が得意の自著「産語」を浪華の市に獲たりと吹聴したると、同一手段にして、事實全く淡窓の手中に成りたることは疑ひなし、而して本書の内容は、本篇を國本(一)君道(二)祿位(三)兵農(四)學制

(五) 雜論 (六) の六門に分ち、附録は總論、三戸、名器、醫師、社會の五目に就て、著者の意見を詳述したるものなれども、此の中専ら經濟上の事を論じたるは、兵農、雜論及附録の諸篇にして、之を閱讀すれば、時として珍説奇論、人を驚かすに足るものなきにあらず、茲に其の一例を示せば、國內一般の奢侈を制する方策として、村方及在町に於ける庶民には、貧富の等差を立て、上戸・中戸・下戸の三等に分ち、下戸は絹布を着るを許さず、紋付を服する事を得せしめず、夏羽織、袴、脇指の類は一切之を禁止し、稍々富める時は、町村役場に願ひ出し、其の町村の社會に米十五石を冥加金として、寄付せしめて、中戸に昇格する事を許し、既に中戸となれば、絲入縞並に夏羽織を許し、又中戸の徽章を、家紋の代りに用ゐる事を許し、其れより又愈々富有長者となりて、米三十石を社會へ寄付する時は、服は紬の類、又絹布の下品なるものを許し、袴、脇差等も之を許し、上戸の徽章を付くる事を得せしむるの制となし、上中下皆其の門戸又は入口に、其の身分を表記したる門札を掲げしむべしと云ふ意見の如き即ちそれである、著者は三浦梅園、帆足萬里の二人と併せて、九州三偉人の稱あるも、其の一人の萬里は、東潜夫論に於て皇居を、比叡山の絶頂に移すべしと云へる、奇抜の意見を唱へ、今又其の一人たる淡窓は、斯くの如き珍説を、眞面目に主張するに至りては、九州偉人の度胸も、亦小なりと云はざる可らず。

著者廣瀬淡窓、名は建、字は子基、求馬と稱す、淡窓は其の號、別に又蒼陽と號す、豊後日田の人なり、家世々市井に住すと雖も、淡窓幼にして讀書を好み、長じて龜井元鳳の門に入り、研鑽大に力め、遂に業を改めて儒となり、帷を下して生徒に教授す、前後其の門に及ぶ者、四千人の多きに上れりと云ふ、安政三年家に歿す、年七十五、著す所は本書の外に折玄、義府、淡窓小品、老子摘解及遠思樓集前後篇等あり、皆盛に世に行はる、淡窓は天下に詩人を以て知られ、其の詩、清高澹雅、固より作家の巨擘たることは、誰も遍く知る所なりと雖も、平生自ら詩人を以て居らず、徳を修め行を勵まし、醇乎たる大儒の資格を失はざりしは、蓋し彼が天性に出づるものならん、龜谷省軒淡窓の傳を記すし、「先生十八、讀_二袁了凡陰騭錄_一、乃誓_レ修_二一萬善_一、然猶内省不_レ慊、四十三著_二自新錄_一、更自戒勵、至_二五十四_一則又著_二再新錄_一、併設_二功過格_一、自點_二檢日間行事_一、其好_レ徳如_レ是」と云へり、彼が尋常の詩人にあらざること知るべきなり。

齋庭の穂 (日本經濟叢書)

本書の中に論ずる所、多くは時事に適切にして、參考するに足るもの少なからず、初めには常平倉の事を述べ、「大坂御治世ノ折(豊臣氏の時を指ならん)ハ大略米一石ノ相場、大坂ニテ銀六十目ナレ

バ、總國トモ安穩也。然ル處六十目ヨリ下リ候年ハ、御買被遊、上リ候年ハ、御賣被遊候由故、常々六十目ニテ、居リ候トカ申候云々と云ふの事實より述べて、日本の總石高及收納米の高を掲げて、大坂の御藏入米の高に論及し、それより又堂島米相場の事を詳述し、續きて又諸國より大坂へ輸送し來る廻米高を計算して、其の得失を論じ、又次ぎには金銀の民間に必要な量數は、年々田畑に生産すべき五穀の高に比準せざる可らざる事を主張し、又武士と農民と商工との間に於ける金銀の額は、一定の割合無かるべからざる事を論斷したるなどは、ちと迂遠に類するかと思惟すれども、兎に角此等の複雑したる問題を捉へて、縦横に論述したる中に、往々取るべきものなきにあらず、之を要するに本書は其の體裁、諸士の穀祿及米價相場等に關する、雜考の如くなるも、其の實は主として常平倉の仕方に依り、小民を救濟せんとするものにして、其の文體より之を察すれば、執政にでも奉呈したるものなるが如し、但し本書の題名「齋庭の穂」とは國史神代の古事に據り「清淨なる食料」と云ふの意味なる由、本書の末文に記せり。

本書は、博文館發行日本文庫、第四編に著者不詳として收容しあれども、今余の推定に依れば、著者は京都上賀茂の社人、梅辻飛彈守なるべしと思はる、其の故は本書中に「當七月中支配御奉行所へ進達仕候愚作[○]蟻[○]の念[○]」申書中ニ相認メ候云々の語あり、乃ち「蟻の念」なる書は、農務局纂訂の農

事參考書解題に、梅辻飛彈守の建白書にして、印幡沼の事、市民救濟の事等を記したるものなりとあり、此の建白書「蟻の念」は、本書中御奉行へ進達したる愚作「蟻の念」と云へるものと、全く同一書なることは、疑を容れざるが如し、本書に當七月中とあるは、天保十四年七月の事にして、農事參考書解題には、單に天保年間とあるも、此の解題に所謂「蟻の念」は、天保十四年の著作なることは、是れ又他に明確の證據あり、それは他にあらず、余が舊來收藏せる「蟻の念」なる一寫本は、農事參考書解題に記する通り、印幡沼の事、市民救濟の事等を論じたるものなるが、書中に昨寅年云々の語あり、此に云ふ寅年とは、天保十三年を指したることなれば「蟻の念」の著作が、其の翌年、即ち天保十四年なることは、疑ふの餘地なし、然るに此に一の疑點の存するは、此の「蟻の念」なるものが、農事參考書解題の記するが如く、果して梅辻飛彈守の建白書なるや否にあり、余が收藏の「蟻の念」は、著者の名を署せざるも、其の書中に「大平の船歌と題し、小本一冊並水揚仕方一冊、印幡沼開發一件別記一冊、都合三冊、松平伊賀守殿社御奉行御勤役中、昨寅年五月進達仕候」云々の事あるに付、更らに國書解題を調査したるに、同書印幡沼開發參考（一六一頁）の條下解題中に「大平歌を掲げ、又同沼開發記、水揚仕方等、いづれも該沼開發の急務を切論せり」となし、而して其の著者は立川小平と記せり、今此の解題の文に依れば、立川小平なる人が著はしたる印幡沼開發參考なる

ものは「蟻の念」中にある記事と、如何にも符合し居つて、彼も此も同一なるが如くに思はれ、隨て此の蟻の念も亦立川小平なる人の著作なるかとも推定せられざるにあらざるべし、要する所蟻の念の著者が、梅辻飛彈守か、立川小平なるかの問題なれども、編者の想像にては、蟻の念の著者は、矢張梅辻氏にして、隨て本書齋庭の穂も亦梅辻氏の著作なること、殆んど間違なかるべしと信ず、因て左に梅辻氏の略傳を記して、參考とすべし。

梅辻飛彈守、名は規清、對翁と號す、又齋守翁、三午翁等の別號あり、世々上賀茂の社人にして、文化十年從五位下に叙し、同十四年從五位上に進む、規清平生心を神道、國學、天文、曆數の學に用ひ、好んで諸國を遊歴して、萬物の神祕を研究し、傍ら神道教法の事に従事し、又常に勤王開國の志を抱き、曾て神祇官再興、國學復興、海防策沼池開發、河底浚、防火線、金融、貧民救助、無賴漢放逐、植物農業、米相場等の數目を擧げて、専ら經濟に關する事を論究細記して十冊となし、之を時の執政に獻策する所ありと云ふ、本書及蟻の念の如きは、或は此の十冊の一部分なるやも知る可らず、弘化年中、江戸に移つて、家を下谷池の端に定め、瑞鳥園と號して、之を神道教法の本社とし、又別に中橋及京橋に二個所の支社を置きて、講筵を開き、民庶を教導せり、幾もなくして、教法大に廣り、門弟信徒、盛に集りて、其の數實に何千人を以て算し、百五十餘名の諸侯を始め、其他學者神官、諸士

劍客、力士、農商工、落語家、俳優等到らざる者なく、會堂日夜、鐸聲絶えず、履屐常に戶外に溢る、於此遂に幕府の忌諱に觸れて、獄中に投せられ、糾問數月の後、八丈島に配流せらる、規清配所に在て、益々其志を固くし、島民を教育するの旁ら、教書一百卷を著はす、居ること十四年、年六十四にして島中に歿せり、實に文久元年七月なりと云ふ。

蟻の念 (日本經濟叢書)

本書は著者が當局へ奉りたる意見書にて、初め一般に人情風俗の、日々に輕薄に赴きて、「禮もなく義もなく、只一途に金銀を貪る事を、働きの様相心得、銘々其身稱へをのみする事を專用と仕候」云々と喝破して、それより進んで江戸市中に、不埒なる遊民、即ちヤクザ者多きを慨嘆し、之を處分するには、下總なる印幡沼開墾事業の開始を幸とし、此の方へ右等のヤクザ者を追拂つて、勞働に従事せしむれば、一には江戸の民俗改良の爲め、又一には開墾事業、そのもの爲め、兩得の策であると云ふ事を述べ、且つヤクザ者の追拂に就ては

乍、恐此度被_レ仰渡_レ候御趣意(江戸の遊民浮浪等ヤクザ者に關する取締法を云ふ)は、下々一體善道に立歸候様の御仁慈は、實に難_レ有御儀には御座候得共、彼の癡人等は逆も實道へは立歸り不_レ申候

様被_レ存候、付ては印幡沼一方は逆道に御明け置被_レ下候は、癡人とも文は寄り集り、各好む處を以て生涯を相終候上は、幾許の御慈悲に可_レ有_二御座_一と奉_レ存候、斯の如く一所に惡人共を相纏め被_レ置候上は、世上も穩にして一統安堵仕候、猶又御召捕御用の節は、袋の中へ被_二入置_一候も同前の儀に御座候得ば、格別御手も懸る間敷、旁御辨理筋に御座候と奉_レ存候、斯の如く印幡沼へ毒氣を相退_レ候上は、御當地に相残り候人數は皆善人而已にて、格別の御安心に御座候と奉_レ存候」

と論じ、而して此の事の實行せられたる上は、江戸の町數を、荒増五千町と見積り、市中に於て、一萬兩以上の分限者、一萬五千人を撰拔し、一萬兩以上の分限者此の數に充ざる時は五千兩以上とか三千兩以上とかに其の資格を減す_レ之を一町内へ、五人宛配當して、此の五人を、各々其の町内に住居せしめ、之を取締役となして、取締萬端の事を一任すべしと云ふの意見にて、其の仕法は左の如し

扱江戸町數はいか程有_レ之候事哉、甚不案内に御座候得共、下々風聞には三千餘町も有_レ之候哉に承り傳へ候、右荒増三千町の見込、其町名を竹札三千本に相記し、鬮箱に入置候也、次に町人分限一萬兩以上の者を一萬五千人御撰み被_レ遊、是も同斷右名前同竹札一萬五千本に相記し、同鬮箱に入置候也、但し他國より出店の分も其人數へ御加へ可_レ被_レ下候事右御穿鑿御行届の上、於_二町奉行所_一先づ其町名の鬮箱より一本何町を振出す、次に町人名前の鬮箱よりは五本振り出す也、扱其五本は分

限五人の名前なれば、其五人を此度改めて何町の住居と定む、斯の如くする事三千度に及べば、一萬五千人は三千町へ振り分り候也、右の通り三千町の一町に、五人づゝ分限の町人を御振り分け被_レ下候は、端々難澁町へも能き町人五人づゝ振り分り、御府内平等に相成候事、然ば是迄本町、石町杯申所柄に住居仕候町人、或は四つ谷の果、或は下谷山崎町等の難澁所へ引移候儀は、嘸迷惑にも可_レ存候間、矢張り是迄の居町は其儘にいたし、元の如く家業いたし、此度相定りの町内へ地面を求め、其身は勿論妻子等を引連れ、是を本宅と相定め住居いたし、出店向へは時々相通ひ用辨相足し候得ば、何にも商賣に差支候筋は有_レ之間敷被_レ存候、

右の仕法にて、五人宛を各町の取締役に命じて、其の町内に於ける野菜賣、日傭取、又は紙屑買など、其の日暮しの貧民は、五人の取締役へ相談の上、萬事世話を爲して、成立たしむる様になし、又町内に於て無據金の入用ある時は、勿論、平常商賣の元々をも致し、總て金の入用ある時は、取締に於て、之を融通して遣はし、又町内に於て業を怠り、商賣を休む等の事あれば、嚴重に之を督促して就業せしめ、又難澁者にて、病氣にかゝる時は、直に町内抱の醫者を遣して、治療せしむる事に定め、其の藥代等は一切取締の負擔とし、萬一右等の難澁者の死亡したる時、吊ひ等自分で仕末の出來ざるものあらば、又取締に於て之を處分して遣す等、萬端の世話を爲さしむる事となし、其代りに取

締役の地位を高め、權力を付與し、格は名主の上座となし、町内に不正不埒の者ある時は、追放するなり、何なり、相當の處置を爲さしむる様に爲さしめんとの見にて、著者は此の見が果して實行さるゝ時は、江戸に於ける是迄の如き、輕薄なる惡風俗は、忽ち斷絶すべく、又之と同時に日本國中一統に、斯くの如き仕法を採用するに至らば、一般に人氣穩かになり、四海安寧にして、長く目出度太平を祝すべしと、論じ來り論じ去つて、誠に容易の事業の如く信すれども、實際風俗の改良は、難事の中の難事にして、そう俄かに行はるべきものにあらず、故に著者の此の見は、畢竟當時一片の空想に過ぎざりしなるべしと雖も、而かも亦多少參考として、聞くべきの價値なしと云ふべからず、而して本書は右の如く市井の取締を論じたる後、更に又印幡沼開墾に關する詳細の意見を述べ了つて國學設立の急務を説き、靈神號の唱方、及神道葬祭の事に論及し、最後に千石以下の旗本方は、死後幼年の者、家督を仰付けられたる場合に於ける處分法を略述して、結論となせり、然れども本書の主意は、前記の如く印幡沼開墾を利用し、江戸の貧民を、其の事業地へ移住せしむべしと云ふに外ならざるが如し、又一理あるの見であらう。

本書の著者梅辻飛彈守の略傳は齋庭の穂の條下にあり。

言 上 書 (日本經濟叢書)

本書は著者が、其の國君、對州侯へ上りたる意見書にして、同藩の財政經濟に關する事を、最も詳かに批評し、就中時の執政が、忠義を名とし、お爲めごかしに、種々惡辣なる政治を施し、却て國君の損毛を招き兼又一般臣下の爲めにも、尠なからざる迷惑を仕出來かしたる實例を列擧して、少しも忌諱する所なく論述したるは頗ぶる痛快の極みである、例へば海水に浸りたる朝鮮米の、所謂「ぬれ米」なるものを、商人に押し賣りして、彼等に非常の迷惑をかけ、支那の漂流船にある貨物を、漂流人の弱みに乗じて、無理に安買し、遂に彼等の怨聲の爲めに、國民の大耻辱を招き、城内に野菜を作りて之を收穫し、又一般に之を作らして地子金を徵集し、國君自ら漁獵に赴きて捕獲し來りたる魚類を賣出し、八百屋魚屋など、之を買取らんとて、國君の御臺所に入難遷して、埒もなき醜態を演じ、家中の扶持米を削りて出目を出し、一斗の切米は、九升にし、二斗の切米を、一斗八升となして渡し、家中の迷惑難澁、此の上もなく、又町方うけおいと稱する專賣法を特許し、諸方へ夫れ〱五人又は七人〱の組合を作らしめ、運上を出さして、商賣品は其の組合の者ばかりの專賣とし、豆腐綿打職等に至るまで、皆勝手に之を營業すること能はざらしめれば、諸人の苦情少なからず、又甚

だしきは何人にても、運上を多額に上納すると云ふ者あらば、前の許可を取上げて、直に後の運上多き者に許可し、又總て何事にても、運上さへ出せば、許可すると云ふ風となりたれば、市井の人々は、今の御家老の知行三分の二を下し賜らば、もつと上手に善き政治を爲して差上ぐべしと、申出でたる者ありとの惡口さへ、唱ふる者ありしと云ふが如き事實を擧げて、功利を事とするの弊害を痛論したるは、區々たる一小藩内の昔物語に過ぎるも、今日官營事業の利害に注目する者の參考資料として、一讀の價直なきにあらず。

著者賀島兵介、名は成白、恕軒と號す、對州嚴原の人なり、人と爲り剛毅嚴正にして、經濟の才あり、國君の采地田代（肥前にあり）の郡宰となり、治績大に擧りて、良吏の名あり、次いで藩の大監察となり、上士に列す、此の時本書を上りて、時弊を痛論し、權臣を歴詆して忌避する所なし、遂に之が爲めに陥擠せられて、伊奈村に幽閉せらる、實に貞享四年なり、兵介幽閉中にありと雖も、君國を思ふの志益々篤く、陶山鈍翁の如き、屢々書を寄せて、時政を商量する所ありと云ふ、元祿十年五月病んで伊奈村に歿す、年五十三、後世其の功業を思ふて、碑を配所に建つる者あり、龜井昭陽之に銘して曰く、疇其興之、疇其養之、民不見其人、祇慕其功、德其至矣と、又以て其の遺澤の盛んなるを見るべし。

桂川問答（日本經濟叢書）

本書も亦前記賀島恕軒の言上書と同じく、對州藩の政治經濟問題、十六箇條を、問答體に論評し、別に又拾選として、有司同僚などに與へたる書翰十數通を蒐集したものである、書中對州に於ては、寛文年間百姓の私田を悉皆官へ取上げ、更らに各戸へ平均に分配したる事を記し、以前ハ御國モ他國ノゴトク、田地ハ百姓ノ物ニテ、富民ハ幾人分ノ地モ買併セ、貧民ハ富民ニ役セラレ候テ、貧民多ク成行ニ付、不殘民ノ地ヲ上ニ被_レ成ニ御取揚、下民ニ平等ニ被_レ成ニ分給_レ候ヨリ、以來只今ノ如ク、地ハ上ノ地ト成、民ハ上ノ地ヲ請持作り候形ニテ、周禮ノ井田同様、他國ニ並ビ無_レ之良法ニ御坐候云々と記したるが如きは、最も注目すべき所なり、余の聞く所では、漢儒の所謂る井田法、又は唐代并に我が王朝時代に行はれたる班田法の如きものを、徳川時代に實行を試みたる者は、水戸の國祖源頼房を始め、備前の新太郎少將など最も著明にして、其外勢州又は肥前など諸方に於て、頻りに實行したる事ありしも、皆却て狡猾なる姦民の乘する所となりて、非常の大害を招きたる由なれども、特に對州に在りては、寛文以來整然として、分田の實を擧げ、百姓は各々田畝五反歩、山林三町宛を分借するの制にして、此の良法は、明治の初年に至るまで、其の大體に於て仕法を紊さず、維持し來りたる

は大に注目に値ひする事實なるべし、恕軒の言上書には、大浦權太夫を以て功利を事とする小人として、大に非斥しあるが如くなるも、此の分田の事を計畫したる大人物は、即ち權太夫其人なれば、經濟史を研究する者は、素より此邊の事に大に考量を要する所あらん、本書はそれより又植林の事、民戸の事、貧民救済の事等に論及し、最後に朝鮮に對する交易及防備の事を論述して、問答書の本篇を終り、拾選の書翰に於ては、尙ほ詳かに政治經濟上の意見を續述し、書中大に見るべきものなきにあらず。

著者松浦暢守、初めの名は守保、平藏と稱せり、後ち國君より名を暢守と賜ひ、彈正と稱し、桂川と號す、藩の文學雨森芳洲の次子、龍岡の子なり、寶曆四年、從兄雨森涓庵に從て、江戸に遊學し、幾もなく辭して京師に來り、嵯峨天龍寺に入りて、五山文學に學ぶ、居ること數年、業成りて對馬に歸り、涓庵の後を嗣ぎ、雨森平藏と稱して、始めて仕途に就く、明和二年、朝鮮釜山港に赴き、通信貿易事務を董督す、同三年松浦家を再興し、二百石を賜はり、越へて五年遂に藩老となり、國政に與る、後ち藩主の叔父義蕃の旨に忤ひて、獄中に繋がること、殆んど二十年に及び、僅かに五山以酌菴長老の懇請に依つて、一死を免かれ、仁田郷の山中に放たる、幕府暢守の忠節と、其の有爲の才幹を嘉みし、内命を對馬に傳へて、復職せしめんとす、暢守謫所に在つて、竊かに之を聞き、曰く、萬一

此事あらば、我更らに身を棄て、家を顧みずして、其事に當るべしと、復職の命未だ到らずして、不幸病歿す、時に寛政四年十月なり、年五十六、暢守曾て嵯峨に在る時、常に桂川の清流に臨み、自ら云つて曰く、此の水、我が心腸の汚濁を洗滌するに足ると、依て自ら號して桂川と云ふ、著はす所は本書の外「楚江雨」學則辨」其他數種あり。

大山重憲筆記

(日本經濟叢書)

本書は四民の本分を説き、諸士は其の知行所に、士着するの必要を述べ、又同時に兵制などを論じたるものにして、其の大體は國家の先務として、武備類敗、田法廢亂、法令弛解、財用不足の四ヶ條を擧げて之を詳論せり、書中嶄新奇警の説なしと雖も、田法の廢亂を述ぶるの條に於て、富民の田は、賦斂軽く、貧民の田は賦斂重き所以を、圖に據つて詳かに説明したるなど、一讀の價直なきにあらず。

著者大山重憲は、其の傳を詳にせざれども、書中の記事に因て、之を推測すれば、仙臺藩の人にあらざるかと思はる、而して本書は、當局へ差出したる、意見書の稿本なるが如し。

志學問答（日本經濟叢書）

本書は専ら學問を爲す者の、心得方を説示したるものなれども、其の冒頭に於て、文武忠孝政教之基・稼穡蠶桑經濟之要と題し、學者は文武を勵み忠孝を志し、稼穡を務め蠶桑を事とせざる可らざることを述べ、或は詩經尙書洪範周官等の文字を引用し、或は我國古今の歴史に徴し、歴代の聖主が、稼穡を勧められたる事例を擧げて、政教經濟の要道を、問答體に詳論したるものなり。

著者遠藤泰通、字は士同、通稱は勝助、古愚、鶴州、義齋、白鶴齋等の號あり、其先泰春は三河の人なり、紀州徳川氏の祖、南龍公に仕へて、世々南藩の世臣たり（大日本教育史資料に豊岡藩士とあるは誤なるべし）泰通は儒學を善くし、兼て武技に達し、田宮流の劍道に長せり、平生文武兼備の要を説き、平山行藏、高野長英、渡邊華山等、みな莫逆の友たり、藤田東湖壯年の時、亦泰通の家塾にあり、客の取次酒のかんの番役を勤めたる事あり、當時泰通の名、遠近に震ひ、諸侯之を聘して、經世談を聞ける者多しと云ふ、嘉永四年江戸に歿す、年六十三、著はす所は、本書及別記廣惠編像解并救荒便覽の外、先憂秘策、乞言私記、昭代美事、忠姦圖説、文武兼濟録其他數種あり。

廣惠編像解（日本經濟叢書）

本書の原本は、清の朱軾（可亭と號す）と云へる人が、康熙六十年、晋の地方大饑饉にて、未曾有の慘狀を極めたる時、政府の命に依り、賑濟官となり、往きて晋民を救濟するに當り、古への志士仁人が、民を愛し人を救へる、善行を記したる文章、又は此等救濟問題に關する、先賢の論説等を、蒐集編纂して、「廣惠編」と題し、之を各地方の富豪に配布して、賑恤の必要を説き、義捐を促したるに有志の人々、大に之に感じ、先を争つて莫大の金粟を提供し、之が爲め三晋二百餘萬人の飢民、其の餓死を免かれたる事ありしより、著者は此の「廣惠編」を以て、饑歲勸糶の一助となし、其の本文に一々通俗的の和解を加へ、且つ處々に圖畫を挿入して、本文の意を補充したものであるは著者が其の序文に於て本文を批評し、悲愴慷慨、實に人をして聳動感激せしむ云々と云へるは決して誣言にあらず、殊に顧咸正の「賑荒問答」の如きは、最も痛切を極むるもの、之を讀んで心を動かさざる者は、眞の人間にあらず。

本書は天保四年に出板發行したるものなり、著者遠藤泰通の傳は、「志學問答」の下に出せり。

東 潜 夫 論 (日本經濟叢書)

本書は王室第一、霸府第二、同第三、同第四、同第五、及諸侯第六の六篇に分れて、時事を論評したるものなれども、書中經濟問題に涉ること鮮なしとせず、即ち幕府の公領が諸侯の領内に、犬牙錯雜して、入り込みあるは、民政の行届かざる原因なりとて、之が整理を主張し、新田開設を名として、徒らに諸侯の海濱を埋立つるは、徳川氏の爲めに、怨の碑を立つるに同じと云つて之を非難し、一部地方の利害の爲めに、天下の利便を思はざるは、經濟の道にあらざる事を論じ(島田金谷兩驛の愁訴に由て大井川の架橋を差止めたるの類)金銀幣の位を悪くするは、詐を構へて、下民の利を奪取るものに外ならざることを述べ、田地の賣買を強て嚴禁するは、却て良田を荒地に變する惡結果を來すべしと主張するが如きは、皆新奇卓抜の説にあらざるも、一讀の價直あるものなり、而して著者の南洋經路策は、本多利明の北方經路策と、其の軌轍を同くするものにして、吾人の最も注目を要する所ならん、著者は北方魯西亞に對する、警備の必要は勿論之を唱道し居るも、先づそれよりも、南洋諸島略取の策を説き、「西諸侯ノ師六七萬ヲ遣ハシテ、是ヲ(呂宋を指す)攻ムレバ、立ドコロニ攻トルベシ、南「シンタナ」ヲマデモ併セタラバ、日本ヨリモ廣ク、南北ニテ產物豐饒ナレバ、其上ニ

テ四五ノ諸侯ヲ遷シテ、是ヲ守ラシメ、日本ノ罪人ナド、數萬人ヲ遷シテ新日本トシ、永ク本邦ノ援國トスベシ、是レ霸王ノ業ト云フベシ、豊國公ノ朝鮮ヲ攻メ玉ヒシ如ク拙キコトニ非ズ、朝鮮ハ地續キニテ(大陸と地續きの謂ならん)縦ヒ攻取リテモ、二十萬ノ兵ヲ置ズシテハ守リ難シ、呂宋ハ五六萬人モ置カバ、誰モ手サス人ハアルマシキナリ」と云へるは、當時に在りては、至極尤の意見なりとす、著者の記する所に依れば、肥前の寺澤侯(志摩守と稱す、其の先祖は、豊大閤の朝鮮征伐に與りて、偉功ありし人なり)曾て自力を以て、呂宋征伐の事を幕府へ出願したるも、聞届けざりし由、今日之を思へば寔に遺憾の極みなりと云ふべし。

著者帆足萬里、字は鵬郷、豊後日出の人なり、少くして脇屋愚山に就て儒學を修め、後京都に遊學して、卓然一家を爲し、郷に歸りて藩校の教授となる、居ること幾もなく、遂に擢られて大夫と爲り、國政に參與す、水戸景山公萬里の名を聞き、之を聘用せんとしたるも、其の蹉跎に依つて之を果さず、嘉永五年病を獲て家に歿す、年七十五、萬里天性穎敏、博識強記、遍く群籍に通じ、文を屬すること日に數百千言、精力少しくも衰へず、尤も經學に深くして、兼て經濟の術に長じ、三浦梅園、廣瀬淡窓の二人を併せ、九州三偉人の稱あるは、固より偶然にあらざるべし、内藤耻叟氏著者を評し「其人西洋ノ書ヲヨンジ、西洋ノ政治經濟ノ術ヲモ、粗講究シ」云々と云はれたるも、今本書に就いて之

を見れば、其の政事經濟思想の根本は、勿論支那の儒道にして、西洋學、即ち蘭學に於ては、他の多くの蘭學者流と同じく、天文、地理、醫藥、及器械など唯々形而下學のみを取りたるに過ぎるが如し、著者が政治經濟の思想を蘭學に取れるの跡は少しも認められず。

西藩田租考 (日本經濟叢書)

西藩とは鹿兒島藩の事にて、本書は井田より制用に至る、四十三目に分類して、薩摩大隅兩國の田租及田制に關する事項を、六つかしき漢文にて、詳論したるものなり、農書參考書解題の記する所に依れば、本書は天保八年の著作なりと云ふ、著者伊地知季安、初名は貞行又季彬と云ひ、字は子靜、通稱は安之丞、後小十郎と改む、潜隱又克欽と號す、天明二年鹿兒島に生る、本姓は伊勢氏、出で、伊地知氏を嗣ぐ、季安學を好み典故に通じ、藩の小吏たりしが文化年中黨禍に連坐して喜界島に謫流せらる、同八年赦に逢ふて鹿兒島に歸り、後數年御徒目付に擢でられ、累進して遂に御記録奉行、物頭奉行格、御側用人となり、慶應三年八月十六にして歿す、遺書は本書の外に漢學起源あり、最も世に著はる。

眞壁義倉條約 (日本經濟叢書)

本書は著者が常州眞壁郡の人、塚本某外一人の請に依り、同郡に設立せる義倉の規約として、執筆したものである、漢文なれども、名文にして最も簡明に、義倉の精神要領を説き盡くしあり、好個の參考資料である、著者畠山立は、湖南山樵と號し、水府の儒官なり、其の生歿年は詳ならざれども、本書は序文に記する如く、天保十年の作なるべし。

經濟五策 (日本經濟叢書)

第一の仁政策に於ては、諸國に大抵貧民救助の手當あるも、其れは名のみにて、實なきゆゑに、眞に取續の出来る様、完全の救助ありたしと述べ、第二の善教策は、教化を盛にし、風俗を敦厚ならしむべきを説き、第三の厚性策は、嚴に節儉法を設けて、上下共に之を行ひ、且つ屋敷周圍の空地に、有利の樹木を植付け、荒地を起して、地力を盡くすの必要、その他義倉の設立等を奨励し、第四の利用策は、先づ金五萬兩の積立金をなし、之を準備として、若干の銀札を發行し、以つて下等勞働者及び小商人を救済して、職業に有付かしむるの方法を論じ、第五即ち最終の安富策は、以上の四策を確實に

實行し、且領内に於ける富豪を説諭して、仁政の助力を爲さしむべきを、簡單に説きたるものなれども「經濟五策」など、大層に命名せる程の大議論にあらず、著者大塚昌伯は號を雲窩と云ひ、攝州の儒者なれども、余は未だ其の傳を詳にせず。

濟 賑 略 記 (日本經濟叢書)

濟賑は貧民及飢民を救済する爲めに、粃米を貯蓄し置く所なり、著者は從來多くの儒者達が、輒もすれば義倉、社倉などの必要を説き、之を以て此の上もなき良法と心得居るも、此の法は、日本の如く諸侯の臣下、神官、僧侶其他遊民など許多あり、皆喰潰にして、全く平素は農民に養はれ居る者ばかりなれば、農民の負擔は之が爲め、既に重大なるに、此の上又貯蓄米をなさしむる事は、民情に反するのみならず、到底實行出來難きを以て、義倉社倉でなく、諸藩の君主自ら儉約をなして、濟賑、即ち救済米を貯蔵する米庫を建設し、各々其の家中の土分にも、應分の救助米を出さしめて、救済の目的を達せんとする策を述べたものにして、其の方法の大意は、左の如し、

萬石につき年に五十石を除け置くべし、これ儲備の本なり、また銘々二百分一を出し君を助べし、萬石につき君臣合して大凡百石程と定め、これを一年の儲備となす、五年をつみて五百石あり、十萬石の高にてつめば五千石、三十萬石なれば一萬五千石、五十萬石なれば二萬五千石なり、この米をかりたくと願ふ村々へ、初年よりかしあとふべし、尤夏の頃夫食乏しき時にかし、秋成に至りて返納せしむ、其添へ米のわり、一石につき五合づゝおさめしむ、粃にても麥にても、麥ならば其數を倍す、かくのごとくする事五年にして基本となすべし、基本既に立たる後は、非常の備を重となし、儲米の三分一の過米數までは借すべし、残らずかすべからず、尤これは常年の定めにして、凶飢の時は元より其の數に拘はらず、小歉なれば添米を取らず、大歉なれば全く與ふべし、これらの時の備なればなり、扱五年の間飢歉の年なくして、六年に至れば家中惣高よりの加入を免すべし、これより後は人の儲米と、民のそへ米とにて積むべけれども、民の方をかならずとすべからず、かくのごとくして五年を経て、都合十年に至れば、餘程の儲米となり、大抵の凶飢は救ふべし、これを小成となすなり、又十年を経れば過分の儲米崇みて、いかなる凶飢にても、決して一人の餓莩するものあるまじきなれば、二十年を以て大成といふべきなり、二十年後三十年の内外にて、萬一凶荒に達たる時は、年來の倉廩を傾けて賑恤し、餘す所あるべからず、これ人君本意のあるところなればなり、其後に及びては、再び初發の法をあげ行ふべし、幸ひに凶飢もなき時は、もとの姿にて増益するのみ、もし又年數を待すして凶飢あらば、その儲へたる丈を以て救ひ與へ、翌年より初度

の法に返すべきなり。

著者佐藤一齋、名は坦、字は大道、一齋は其の號、別に愛日樓又老吾軒等の號あり、幕府の儒官なり、其の曾祖周軒始めて儒を以て岩村侯に仕へ、國老となる、世々皆職を襲ぎて、國政に與かる、一齋少くして學を好み、井上四明、鷹見星皇等の門に出入して、大に研究し、次いで大坂に遊び、中井竹山に従學して、業益々進み、寛政五年江戸に歸り、林家の門に入り、後に其の邸内に寓して、儒を業とし、名聲漸く揚る、天保十二年、出で、幕府の儒員となり、特旨を以て易を殿中に講せしめらる、其れより一齋力を竭くして、後進を誘掖し、士庶の門籍に上る者三千人に及べりと云ふ、嘉永三年、布衣班に進み、安政六年昌平校の官舎に病歿す、年八十八、著す所、詩文、全集、言志錄、四書五經の訓點及欄外書等數百卷あり。

井田說 (日本經濟叢書)

本書は經史を引き、井田の制を詳説したるものにして、其の大體は、先儒の説と、格別の差異あること無し、唯々簡明にして、其の要を得たるのみ。

著者東條一堂は上總の人なり、名は弘、字は子毅、通稱は文藏、世々上總夷隅郡八幡原村の豪農た

り、一堂年十三にして、獨り志を立て、京師に出で、諸名家の門を叩き、刻苦勉學數年にして業大に進み、蔚として一家を爲せり、二十二歳の時、江戸に歸り、當時の大家、朝川善庵、羽倉簡堂、龜田綾瀨、佐藤一齋及尾藤二洲等と來往親交して、名聲遠近に聞ゆ、福山侯阿部正弘、贊を執り、聘して賓師となし、常に輿を以て之を送迎す、其他盛岡、庄内、沼津、敦賀、長島等の諸侯、皆争つて之に師事せり、水府老侯、一橋侯等、亦之を招聘せんとしたるも、禮遇其の意に満たずして、皆之を辭す、福山侯會て問ふて曰く、先生望む所ありやと、一堂答へて曰く、天下の爲め一二望む所なき能はず、第一儒學は善政の源なり、然るに今日學風の頹廢せること、寔に其の極に達す、願くは幕府を始め、諸藩儒者の氣風を純良にして、學問を正に歸せしめん事を、且つ天下昇平の久しき諸制度、皆な舊弊に染み、政事悉く因循に流る、今日の急務は、更革を斷行し、門閥に拘はらず、賢を擧げ、能を使ふの擧なかる可らず、且又江戸に諸侯牧伯を會して、一大會議を開き、以て斷乎と國是を定め、一意勤王の心を固うせしむべし、今閣下其の職に在り、幸に早く之を斷行せられよ、余の望む所、斯くの如きのみと、嘉永六年、米國の使節、浦賀に來る、一堂福山侯に謂つて曰く、是より外夷陸續として渡來すべし、而して今日の外夷は、亦た前日の夷にあらず、我國力、内に充實するにあざれば、猥りに彼を輕侮すべからず、火器の精銳、航海の熟達、遠く我れの及ばざる所なり、卒爾戰端を開き、生靈をして慘禍に

苦ましむること勿れと、其の先見卓識、概ね斯くの如し、安政四年、病んで家に歿す、年八十、著はす所の書は、一堂筆記、道德辨、天人辨、有無辨、性命辨、易經解、詩經解、書經解、春秋解、國語解、四書知言、論語字義、古文孝經辨偽、孝經兩造簡字等、數十種あり、多くは寫本を以て傳はる、編者曾て一堂の遺子、永孚氏の家に藏する遺書、數百種を獲たり、其の中殊に驚きたるは、ペルリ渡來前後に於ける、我國の學者志士等の、外交に關する著書、意見書、建言、其他あらゆる記録等を、蒐集網羅して、一纏めとなし、其の會心若くは反對の所には、一々自ら筆を下して、精細に論評し、滿紙殆んど寸毫の餘白を存せざりしを見る、一堂の精力識見の非凡なること、尋常俗儒の及ぶ所にあらず。本書は著者の講義を、門人渡邊乙藏なる人が、筆授せしものなりと云ふ、蓋し完備したる正本にはあらずるべし。

田 租 考 (日本經濟叢書)

本書は初めに大寶令及其他の田令に依る租調庸表及諸國より貢納する、物料の品目、量數表并に文祿の租法に關する表等を掲げ、本文には日本書記及類聚國史其他諸書より、田租に關係の文句を抄出して、精細に之を考證したるものなり、徳川時代の經濟書中、田租を考證したるもの頗る多きも、其の

内容は大抵大同小異にして、特に注目し値ひするもの少なきが如し、然るに本書は博識を以て有名な栗原信充の筆に成れるものにして、其の考證の正確なるは他書の比すべきにあらず、但本書は著作の年月詳ならざれども、自序に文政八年とあるを見れば、蓋し頃の著作なるべし。

著者栗原信充、字は伯任、通稱孫之丞、柳庵と號し、晩年薙髮して、又樂と稱す、幕府の家人なり、少くして屋代弘賢の門に入り、和學を修め、博識該通、専ら意を本朝の古典に留め、遂に故實有職家を以て知らる、寛政六年江戸に生れ、明治三年京都一條大宮に歿す、著す所は官位令講義五卷、軍防令講義八卷、鎌倉制度考四卷、室町制度考六卷、古器圖編五卷、國圖式二卷、鞍證新書十卷、上野國誌稿七十二卷、同國產志四卷、法隆寺寶物考證二卷、武林法量叢書三十六卷、重修眞書太閤記三百六十卷、日本外史正誤四卷、其他故實に關する著書隨筆等頗る多しと云ふ。

平 理 策 (日本經濟叢書)

本書は主として代官庄屋等の選任を、慎重にせざる可らざる事、及其の職務心得方等を、親切に説述したるものにして、書名に所謂平理とは、本書の冒頭に引用せる、漢の宣帝の語に、政平訟理云々の言あるに基きたるものならん、僅々數頁の小冊子なれども、一讀の價值あるものなり、就中米價を

人力にて上げ下げするの六ツかしき事を述べ、又細井平洲の政事のやり方の誠實ならざる事を、處々に香はしたるなど、一寸注目すべき談柄なり。

著者丹羽昂、字は子勉、通稱嘉六、盤桓子と號す、尾張の人なり、平生字を善くするを以て名を知られ、遂に藩の奥右筆となりしが、其人となり、恭謙退讓にして、頗る君子の風あり、學術文章又大に時流に超絶したるも、區々たる書名の爲めに掩はれて、世上多く之を知る者なきは遺憾の至りである、天保十二年家に歿す、年六十九。

破れ家ノツツクリ話 (日本經濟叢書)

本書の由來及題名の事は、著者の友人にして、校正出板者たる九方生の叙文と、著者の題言とに明かなるが、其の内容は經濟篇、政事篇、及吏術篇の三篇に分ち、上卷は經濟篇、中卷は政事篇、下卷は政事篇と吏術篇とを、論じたるものにして、其の大體は先づ上卷には、最初時弊論として、諸大名の財政困難の状態を説き、當局執政の無能、君主の暗愚を指摘し、其れより勘定奉行の撰方、勝手向の事に當る者の、堅實剛毅ならざる可らざる事、金銀の融通及銀主を撰まざる可らざる事、并に銀札米札及廻米の利害等を、最も痛切に論述し、中卷には、國事に任ずる重役は、人物の選擇を先務とし、

無能若くは惡辣の人を登用するは、國君の耻辱なる事を説き、其れより節制簡易を以て、善政の奥義とし、賞罰を正し、節義を勵まし、農業及産業を獎勵するを勉めとし、固く賄賂を禁じて、國政の基本を確立すべきを論じ、下卷には、上諸侯より家老、側用人、目附役等に至る迄の心得方を詳述して、中卷に論せる政事篇の不備を補ひ、最後に吏術篇として、訴訟裁判上に關する心得方より、郡奉行町奉行の心得方、及收納米取扱方の心得等を詳細に論評したものである、著者が自ら其の題言に云へるが如く、所論稍々矯激に涉るの嫌なきにあらざるも、兎に角當時の政治經濟論として、頗る參考に資すべきもの、一なるや、疑なし。

著者新宮涼庭は丹後の人なり、少きより京師に出で、醫を學び、其の術大に進み、遠近治を請ふ者頗る多く、遂に之に依て巨萬の富を爲す、然れども涼庭は平生俗醫を以て自ら居らず、慨然として國を醫するの志を抱き、本職の暇、刻苦儒學を修めて、遂に大成する所あり、乃ち洛東南禪寺境内幽寂の地を卜して、順正書院なるものを造り、其の庭園には多く花卉藥草を植ゑ、其の文庫には儒籍醫書とを收藏し、其の學堂に於ては、毎月數回洛中の名儒大家を招聘して、經史を講演せしめ、門戸を開放して、廣く有志の者に聽講を許し、無資の學生をして、其の業を成さしむるの便を與へたりと云ふ、篠崎小竹の記する所に依れば、涼庭は「以醫術成名致富、既慨然而嘆曰、豪奢佚樂、性所」

不好、然積而不散、非守錢奴乎、於是獻醫國之策於諸侯、而時助其國用焉云々とあり、又奇人なりと云ふべし、涼庭名は碩、驅豎齊又鬼國山人と號す、嘉永七年一月歿す、歳六十八、著はす所本書の外に、驅豎齋詩文集若干卷あり。

本書著作の年代は詳かならざれども、九方生の叙に弘化丁未（四年）とあれば、本書も亦天保の末年か、若くは又弘化初年の著作なるべし、而して此に一の注目すべきは、本書は余の知る所にては我邦に於て、政事と經濟とを、分別したる權輿なるが如し、其の分類の内容は、稍々混同して、明晰を缺くの憾みなきにあらざるも、先づ第一に政事と經濟との區別を立て、次ぎに政事の中より、専ら吏務に關する實際上の事を吏術篇として分類したるが如きは、從來の著書に未だ曾て見ざる所なりとす、著者の卓見なる此の一事を以て徵すべし。

田制沂源考（日本經濟叢書）

本書は提封、井里、溝洫、分田、賦稅、戶口、邦國、都鄙、田祿、嘉量、粟米、及尺度の十二項に分類して、井田の算法を詳にし、之に附するに圖解を以てして、通曉し易からしめたものである、著者の云ふ所に依れば、其の所論は専ら周禮に據りて、其の誤謬を訂正し、且孟子王制などを參考し

て、算數を明確ならしめたる由なれども、漢儒の通弊として、全書悉く漢文にて之を論述し、文章用語等、往々不明の點あることを免かれざるは、漢文に嫻れざるものには遺憾とする所多かるべし。

著者日吉偉三は、江戸の儒生にて其の傳詳かならざりしが、伊藤武雄氏が往年余に寄せられたる書面に依れば、偉三（又移三に作る）本名は偉三郎、江戸湯島に住せしを以て湯島と號す、其の先は伊豆の人にして父は苞道と云ふ、偉三師事する所明かならざれども、其人となり、純孝にして學を好み、和氣柳齋に親炙し、慶應元年年六十七にして江戸に歿せりと云へり。

經地解義（日本經濟叢書）

本書は周禮を始め、經史其の他の典籍より、軍賦田制等に關する諸説を引證して、周禮軍賦總論並王圻軍賦論、六郷、廩里以下九等之田、六遂、都鄙、四處公邑、餘夫圭田、溝洫之制、井田之制、授田三等、稅法輕重之等、軍制、車之卒伍、辨可任（以上上卷）軍將、調發臨敵不同制、邦國鄉遂之軍、邦國境内之軍、邦國郷大夫家軍制、魯齊晉軍制、井田溝洫名義、古尺并本朝田制及本朝軍制大略（以下下卷）の各項に分ちて詳論したるものなれども、漢儒の井田軍賦論と、大同小異なるが如し、著者下坂健は、其傳詳かならず。

譬稻性辨

本書は人性を稻性に譬へて、説明したるものにして、其の實經濟書にあらず、一種の倫理書なるが如くなるも、老農の稼穡談を本とし、専ら稻禾の耕作培養法を述べ、勸善の旁ら兼又勸農の意を寓したるものなり、著者山田文靜、通稱は莊左衛門、字は太古、松齋又寶善堂と號す、信濃の人なり、天保十二年七十二にて歿したる由なれども、其の傳詳ならず、著はす所は、本書の外に、經典穀名考あり。

經典穀名考 (日本經濟叢書)

本書は支那の經史に現はれたる穀名を解釋して、一々其の出處證據を示し、併せて諸書の誤謬を訂正したるものにして、龜田鵬齋の著黍稷稻粱辨と、略々類似の書なれども、本書は更らに一層詳密に之を解釋し、且附録として、明の徐光啓の著はしたる農政全書中、穀部上下二卷を合刻したるは、注意到れりと云ふべし、賴山陽本書に序して、「天下不可無此之書」なりと云へり、又以て本書の價值如何を推知するに足らん、著者は前記譬稻性辨の著者なり。

田園地方紀原 (日本經濟叢書)

本書は我國古今の諸書に徴して、田制租法の沿革を考證したるものにして、第一は代之考、第二は町段畝歩之考(以上上卷)第三は貫并貫高之考、第四は永并永高之考、第五は村高之考、第六は石高之考(以上下卷)の各條に分類して、最も簡明に記述せり、而して其考證の精核にして、要領を盡くせること、本書の右に出づるもの多からざるが如し、然れども本書は流傳の寫本、頗ぶる粗笨にして、現に日本文庫の第十二編に收容しあるものも、誤謬脱漏、更僕に遑あらず、依て余が曩きに日本經濟叢書を刊行するときには著者の孫、片山修堂氏の門人柿谷碩氏が珍藏せらるゝ著者自筆の原本を借寫して、之を底本となし、更らに嚴正に校正したるを以て、幸に原著の眞面目を完ふし、茲に始めて善本の世上に現はるゝに至つたのである。

著者朝川善庵、名は鼎、字は五鼎、善庵は其の號、江戸の碩儒片山兼山の季子なり、兼山歿して四子皆な幼なり、母氏依頼する所なし、乃ち之を携へて、醫人朝川默翁に再嫁す、默翁四子を撫育すること、所生の如くし、最も其の季鼎を愛す、漸く長するに及び、親ら句讀を授け、訓督殊に嚴なり、年甫めて十二、山本北山の門に入れ、經史を修めしむ、年長じ、學益々進みて、其名遠近に聞へ、諸侯

贊を執て、之を禮遇するもの頗ぶる多し、文化十二年、清國船漂流して、豆州下田港に來る、言語通せずして、其の狀を得ず、縣令江川氏善庵を招きて、筆談應對せしむ。善庵能く其の任を完ふして、國體を辱めず、金帛若干を賞賜せらる、弘化三年幕府の召を辱ふし、謁を賜はる、世之を物茂卿以來の殊遇となす、嘉永二年二月病んで歿す、年六十九、著はす所は本書及別記濟世七策の外、周易愚說二卷、易說家傳舊聞四卷、詩書困知說六卷、左傳諸注補考八卷、論語漢說發揮十卷、孝經證注、古文孝經考異、古文孝經私記、訂正孝經孔氏傳各二卷、荀子箋釋八卷、大學原本釋義一卷、仁義略說一卷、剛定紀効新書六卷、下田記事四卷、善庵隨筆二卷、善庵文鈔八卷、同詩鈔二卷、樂我堂集二十卷、其他十數種あり、諸家著述目錄其他に善庵の著作として、分田備考三卷を列擧しあり、又現に大家諸先生の著作中に、往々分田備考を引用しあるも、今余が梯谷氏の所藏に係る著者自筆の分田備考を、本書田園地方紀原に對比するに、多少字句の異同あるも、其の内容は、全く同一書にして、備考は地方紀原の草稿本なることを確めたり、依て茲に此事を附記す。

濟世七策 (日本經濟叢書)

本書は御仕置之事、白銀之事、運上之事、小普請御旗下方之事、御貸附金之事、荒地之事及人別之

事の七問題に關し、幕府の執政に奉呈したる意見書である、各篇の主意は最簡明にして、能く其の要領を盡くし、當時の學者の意見としては、頗ぶる眞面目の議論にして、實際に適切なるもの多し、先づ第一篇の仕置を論じたる條にては、罪人を迫放又は入墨にする事を非なりとし、大概の罪は徒刑に處して、囚徒に城池の普請及び種々の工職を授くるの必要を述べ、第二白銀の條に於ては、其時行はれたる白銀は、純銀の量目多くして、貨幣として使用するより、鑄潰して地金とする方が利益なるより、自然奸商などは、之を鑄潰すの弊あるに付、漸々之を引上げて、南鐐銀に吹替べきを論じ、第三は運上の條にて、今日所謂の消費税、即ち商品に運上を掛けて、其の代價を高めしむるは、一般士民の爲めに不利益なりとて、之に反對し、第四の小普請御旗下方の事に付きては、小普請旗本の小祿者即ち千石以下の者などに、祿を給はるに、知行高を以てするは、公儀の爲めにも、又當人の爲めにも、兩損なれば、此等には以後御藏米を以て給與すべしと主張し、第五御貸附金の條に於ては、元來御貸附金なるものは、諸士の貧困を救濟するの目的に出でたるものなれども、今や全く其の主意を忘却し、二重にも三重にも、やたらに借入れ、甚だしきは段々後には、鐵面皮に借り入れを出願する事が出來ざるより、周旋人に依頼し、莫大の禮金を出して、役人と結托し、詰り多額の費用を掛けて借入るゝ事となり、其の結果宛も高利を借入るゝが如き弊害ある事を喝破し、第六荒地の條に於ては、

代官等の惡弊として、彼等は百姓より、少しにても多額に取上ぐるを以て、御奉公と心得、定免の地には、年季切上げと稱して免を上げ、檢見の地には出來方、最上の場所を見立て、取佃を強くするなど、割克收斂至らざるなく、遂に之が爲めに、百姓は誠實熱心に、農事を勉勵する事を爲さず、田地を持て居ても、面白からざる感をなし、次第に居村を離散して、少しく資力ある者は、江戸へ出で、商店を開き、資力の乏しき者は、近邊の宿場などへ行つて、小商内か日雇稼に、成行く様の傾向ありて、農村は年々歳々、荒蕪に歸する事を痛論し、第七、人別の條、即ち最後の條に於ては、從來人別の調なるものは、年々に行はるゝも、皆甚だ粗漏を極め、唯々家々の申出に依て、其の家内の人數を書き上ぐる迄の事にして、少も當てになつたる事にあらず、之に加ふるに他へ移轉する者ありても、舊住名家守より、受方の名名家守へ引續くなどの手續もなければ、是迄何處に、どうして居つたものやら、更らに分らず、又彼の出家、虛無僧、穢多、乞食などは、夫れく支配人あつて取締居るも、儒者、醫者、書家、畫家、算術師、卜筮師の如き浪人、及普通の士人にても、武家屋敷地借りの者共は、總て悉く人別外として、何等の調査もなければ、取締りもなく、全然放任しあるを以て、彼等が社會の爲めに、種々の危害を生ずるの根本なる事を詳述したるものにして、其の意見中、往々取るべきもの少なしと爲さず、大村某の撰みたる善庵の傳記中に、左の一節あり、以て本書の由來と、

其所論が如何に時事に適切なりしかを推知するに足らん、

參政員淵候臣大野勘平、語先生欲有所建白、宜條列以進、先生雅以經義經濟自任、乃欣然獻其所畫濟世七策、貝淵候上之堂老福山相公、(案するに阿部正精なるべし)相公欲署支配勘定、固辭、侯乃封還其書、且曰、所條奏當施行、謹勿有洩漏云々

而して阿部正精は、文政六年を以て職を罷む、濟世七策當時に行はれずと雖も、幸に今日之を洩漏するものあつて、乃ち學界の好資料となる、又奇なりと云ふべし。

兵制新書 (日本經濟叢書)

本書は其の題名を見れば全く純然たる兵書に過ぎるが如くなれども、其の内容は決して普通の兵書にあらず、寧ろ堂々たる一大政治書にして、其所論中には、經濟に關する問題も彼れ此れ少なからず、只だ惜らくは本書の大部分は、著者自ら之を焚燬し、又他の部分は散佚して傳はらず、今僅かに存するものは、唯幽之卷、第一の上中下三篇と、幽之卷第三の一篇と合せて四篇あるのみ、著者の記する所では、自ら焚燬したるは、正奇兩帙三十八冊なりと云へば、幽顯の兩帙及外書(此外書は總目に見へず)なるものは、尙何處にか存在すべき筈なれども、聞く所に依れば、著者の遺族の中にも、此

の四篇の外は傳はらざる由なれば、或は著者か一時存留する積なりし殘部も、亦其後祝融氏の有に歸したるものか、何れにしても、此の大著作の大部分を亡失したるは、學界の爲めに痛嘆の極みである。

著者岡熊臣は通稱藏之助と云ふ、石見國鹿足郡木部木園郷の人なり、家代々富長山八幡宮の神官たり、熊臣幼にして學に志し、長じて出雲國千家清主（梅の舎と號す）の門に入つて、古典學を修む、清主は本居宣長の學を受けて考古の大家たり、熊臣之に従つて、大に古學を研鑽し、且つ平田篤胤の説を參酌して、頗ぶる律令格式の深奥を究め、博識該通、其の名遠近に振ひ、贊を執つて教を乞ふ者常に其の門に滿てり、嘉永四年、々六十九にして家に歿せり、其の著はす所は日本書紀私傳、神職歴運考等、其他數十種あり、皆有用の書なりと雖も、著者は自ら之を世上に公にして、名を銜ふを屑しとせず、其の梓して世上に行はるゝものは、僅々三四部に過ぎず、他は或は自ら燬棄し、或は又家に秘して人に示すを好まず、隨て歿後、遂に佚して傳はらざるもの多しと云ふ。

節 儉 略（日本經濟叢書）

本書は上下二卷に分ち、専ら政治經濟上の事を詳論したるものにして、書名は節儉略にても、内容は狭き意味に於ける節儉の事のみを述べたものにあらず、堂々たる經國の要義を痛論したるものな

り、著者は上卷の終りに於て、本書の主旨を附記し、「愚案の大概を假りに節儉の形を設けて相記し」上卷は「正徳の本を立、財用の上を離れて、制節謹度の大樞を相記候……是則徳本財末の本意と奉存候」と云ひ、又下卷は「財用の本を固し、國利を興して、民の疾苦を救ひ候事を相記候」云々と云へるにて、本書の大意如何を推知し得べし、尙下卷に於ては、初めに田賦其他諸懸りの事を論じて、農民の負擔の重きが、其の衰頹の原因なる事を述べ、それより林政の忽にすべからざることを警告し、又國産の獎勵、殊に楮植付け、及紙漙の事、并に蠟の製造等に論及し、旁ら家中工業の必要を説きて「古の大將加藤清正公は石垣の名人、伊達綱宗公は鍛冶の妙手と申候も、手練なくては不相成候、況小祿の陪臣手職など耻候は、過たる事に候」云々と喝破し、續きて又水利、造船の事等に及び、最後に於て最も詳かに藩の財政整理を論じ、諸般の手續上煩雜を省きて、事務を簡捷にするの必要を説き、就中財政の整理に於ては、元方、拂方及受藏、拂藏の區別を明にし「財を用るもの、計、其手に無之、財を計るもの、財、其手に無之」様にするの要を述べて、是が周官會計の良法なりと云へるが如きは、古今を通じて恪守すべき定説と云ふべし、且又「總て諸色可相成は、御國中にて事足り候様に御仕置肝要に御坐候」云々と云つて、封建時代に於ける一般普通の自給自足論を主張しつゝ、其の極端に走りて、狹隘偏僻の意見に陥ることなく「品によりて必用候品、入津無之て不相濟ものは克く

克く致三吟味……交易の取組被三仰付二度……生財の本を固め交易運送之便利を考候儀經濟の一術に御坐候……入津の湊宜敷相成候へば他國の商船も入込み交易繁昌仕り御家中の産物は不及申、近國持集め賣事盛に相成候ば百工の營も日々盛に相成候、京大坂よりも諸色の仕出し多く相成候て、人々集り多き故、銀錢融通仕候」云々と述ぶるが如きは、最も穩當公平の意見にして、此の時代に於ける學者としては、實に珍らしき所論なりとす、只だ憾らくは原本往々誤寫若くは不明の所あり、他に對校すべきものなくして、著者の眞意を明確に了解し難き所なきにあらず。

著者樋口世禎、字は祥卿、蘭腕又滄浪軒と號す、通稱は祥左衛門、周防岩國の藩士吉田道堅の次子なり、同藩樋口喜之の養子となる、世禎少くして讀書を好み、寛簡にして大度あり、年十七にして藩主の扈從となり、果進して從政に至る、文政元年病んで家に歿す、年六十六、世禎夙に經濟實用の學に長じ、其の治績見るべきもの甚た少なしとなさず、著はす所は本書の外に「理水略」其他數種ありと云ふ。聞くが如くんば、本書は十數年前、故品川子爵の氣付に依り、僅々數部を出版して、同志に頼られたる由なれば、余は友人間及坊間書肆を搜索したれども、遂に一部も之を發見すること能はざりしは、甚だ遺憾とする所である。

中外錢史（日本經濟叢書）

本書は第一（卷首）は金事三章と題して金辨、金類名目、諸金來歴の三條を説き、第二（甲帖上）は中華古錢と題して、自古銀錢至乾元大寶錢の沿革を記したるものにて、金辨は鐵が五金の首長にして、最も貴重すべきものなることより説き起して、金銀銅の外國へ流出するの非なることを論辨し、金類名目は諸書に徴して、五金の名義を釋し、諸金來歴は歴史に就き、諸金の世上に用ゐらるゝに至りし來歴を詳述し、次に中華古錢の條にある、自古銀錢至乾元大寶錢の項は、初めに日本書紀の顯宗天皇紀に見ゆる「稻斛銀錢一文」の文を引證して、當時行はれたる古銀錢の形圖を示し、それより引續き、我國歴代の鑄錢及關係の事實を諸書に徴し、且つ所々に錢圖を挿入して、之を考證したものである、本書の本文は、皆悉く漢文を以て録し、引用書の多くも亦漢字を以て記しあり、殊に其の漢文なるものも、一種難解の漢文にして、我國古代の漢字のみを以て記したる古書を読み慣れざる人々には、迷惑尠なからざるべしと雖も、本書は從來錢史として有名なるものゝ一にして、而かも其の内容は諸書に記載の事實を、周く網羅した有益の參考資料である、總目錄に記する所に依れば、第三（甲帖下）は外蕃古錢と題し、自秦半兩錢至明末諸錢の沿革を記し、第四（乙帖上）は中華新錢と題

し、自天正通寶錢至仙臺通寶錢の沿革を記し、第五(乙帖下)は外蕃新錢と題して、自清天命通寶錢至安南新錢の沿革を記し、卷尾には不知年代品を附記したるもの、如くなれども、第三(甲帖下)以下は板本寫本とも、余未だ之を寓目せず、今現に出版されてある部分、即ち卷首より甲帖上に至る部分は一、二の二卷本として出版せられ、卷末には天保二年正月の日附にて、土佐守梶野と署名する者の跋文あり、其の文意を見れば、本書は著者が此の人の爲めに執筆したるものにして、全部之を以て完本とするもの、如し、然らば目錄に記し置ける殘部は、遂に草稿の成らずして、止みたるものか、判明ならざるは遺憾の事である。

著者穂井田忠友は舊駿河の人、後參河に移る、御代官手附小原雄英の男にして、初は久間次郎と稱し、後靱負又標助と改め(晩年に穂北源助と稱せりと云ふ)蓼莪と號す、平田篤胤に就て國學を修め、後京都に出で香川景樹に從て和歌を學ぶ、弘化四年歿す、年五十六、著す所は本書の外に續紀問答、萬葉地名考、勝地臆斷、埋麝發香、觀古雜帖、復榮書傳等あり。

民政要編 (日本經濟叢書)

本書は周官の司徒諸職の民政に切要なる本文を條擧して、詳に之を解説したるものなり、司徒は周

の官制にて、土地人民を掌る役人にして、本書に解説する所は、其の官制の一部分に過ぎざるも、司徒の職は、周官の骨髓にして、太古支那の聖王が、國を治め天下を平にするの要は、殆ど此の官制に具備せりと云ふも過言にあらず、而して著者は之を解説するに、國字を以てし、親切丁寧、漢學の素要なき者をして、容易に通曉し得せしめたるは、吾人の頗る多とする所なり、土地に關する古の制度を研究せんとする者などは、特に宜しく一讀すべきものならん。

著者山縣禎、字は文祥、太華と號す、通稱は半七、長門の人なり、本藩に仕へ儒官となる、最も三禮の學に深く、旁ら史學に長せり、著す所は本書の外に、禮記備考五卷、周官備考三卷、儀禮備考三卷、中庸文脈、臣軌解各一卷、芸窓筆記三卷ありと云ふ、余は皆未だ寓目せざるも、著者の編纂せる國史纂論十卷は、弘化年間に梓行し、爾來數板を累ねて、世上に廣く知らるゝ所なり、著者は天保弘化間の人なれども、其の生歿年月等詳かならず。

不算得失 (日本經濟叢書)

本書は近世地方功者として有名なりし長島仁左衛門が、一般に地方の事に關し、其の經歷實見した事柄を詳述して、或人の諮問に答へたるものにて、第一卷は「下問に應ずる狀」と題する項より、

「元和三年三斗八升の事并俵入の事」に至る、十八個條を記し、第二卷は「天正の高を文祿の制に改めざる邑の事」より、「知行着割割合」に至る十一個條を録し、第三卷は、「田制の大略」より、「檢地の事」に至る十箇條を詳にし、第四卷は「任土熟法横直圖活用法指南」より、「毛見法大概」に至る、十個條を述べ、最後の第五卷は「不算得失活用法」より、「冗官を汰す事」に至る六個條を辨じたるものにして、此の類の田法書中、最も有益なるもの、一にして、殊に文祿・慶長の間に於ける、田制の沿革に詳なることは、著者が自ら「文祿、慶長の檢地帳を見る事殆ど一千餘」に及ぶと云ふの言に徴するも、亦明なりと云ふべし、只だ惜むらくは行文難澁にして、意義の通せざる所鮮しと爲さず、著者の主旨を明にせんとすれば、反覆熟讀の勞を執らざる可らず。

著者長島仁左衛門は常陸國小田村の人にして、農政學に通じ、田制租法等を論じたる著書少からず、田法大意附古今物價通考七冊、長島農書一冊など、其の重なるものなれども、余は未だ之を見ず、見することを得ず、而して仁左衛門の出身閱歴及死歿の年月は判然ならざるも、彼が天明元年に生れたる事は、本書第二卷の所記に依て推定せられ、又本書は天保末年頃の著作なるべきことも、略々明なりと雖も、其外に彼の傳記の判明ならざることは、余の甚遺憾とする所である。

本書の題名「不算得失」は原本に、此の語を用ゐるに依り、其の儘之を踏襲したれども、其實は「不三得七」と云ふ術語より出でたるものにして、「不三得七」とは定租の十分の三を、萬一水旱の時の爲めに獨き置きて、其の七分を輸さしむる法なり、是れは總ての國君が心得居るべき、仁政の主旨なれば、著者は其の精神に法りて、本書を作りたりと云ふの意を寓したるものなるべしと思はる。

咬菜百做錄 (日本經濟叢書)

本書は文明より寛政に至る、凡三百年間に於ける、明君良將の言行中、後人の龜鑑となるべき事柄を集録して、奢侈を戒め、節儉を勧めたるものにして、其の實一部の教訓書に過ぎざるも、書中の記事、學者の参考に資すべきもの少からず、本書は曾て「咬菜百事談」と題して、何くよしか出版した事あり、内容は本書と大同小異にして、多少條項の省略と前後入違の所ある位の事なれども、本書は毎條必其の引用書目を明示しありて、單行本の咬菜百事談よりは讀者の爲めは非常の便利なるべし、但し本書の附録一卷は、著者の學友戸田孟潤なる人が、追補したるものなることは、例言に明記するが如し、又本書の題名は、汪信民が「人常咬得菜根則百事可做」と云へるの語に採りたるものなるべし。

著者大草公明は江戸の雜學者にして、天保年間の人なり、通稱は磨之助、振鷲と號す、和學者公弼

の男にして、幕府に仕へ、林祭酒に屬し、記録編輯の事に預る、然れども其の傳未だ詳かならず、著す所は、本書の外に、開齋言行録、直方言行録、必有文備録、擁爐偶談等の諸書ありと云ふ。

本朝度量權衡攷 (日本經濟叢書)

本書は本篇を本朝度攷、本朝量攷及本朝權衡攷の三篇に分ち、其の度攷に於ては、先づ初めにツカ(束)ヒロ(尋)及アタ(咫)等の字義及由來を辨じて、それよりツエ(丈)サカ(尺)キ(寸)キタ(分)等の辨に及び、續きて日本の尺度は元來支那の尺度を用ゐたるものなれども、大寶令前には高麗尺を用ゐたるものなりしが、令後唐制に改まりたる事を説き、又小尺大尺の考證に及び、日本の古に於ては延喜の時より、總て大尺を常用となしたる事を論じ、尙又吳服尺・曲尺・鯨尺等の事を述べ、吳服尺・鯨尺は民間の私尺にて官家は總て曲尺(即ち大尺)を用ゐたるものなる事を辨明し、終りに錢譜を引きて自説の誤らざるを論證し、量攷に於ては古へ幾坂と稱へたるサカと云ふは、斛のことにて斛は石の字を充て、その音讀セキより、サカ(坂)に轉訛したること、又古書に百坂四十坂、又は百坂五十坂などあるは、百四十斛、又は百五十斛のことにて、百坂餘り四十坂、或は百坂餘り五十坂など云ふべきを、古は餘りの字を省略して、例へば十八日を「トヲカ、ヤウカ」と稱へ、二十七日を

「ハツカ、ナヌカ」と稱へたと同格なることを辨じ、次ぎは兪合升斗の斛を明にし、古令にある斛斗、升、合は今日の何量に當ると云ふことを示し、且つ撰定交替式を引き天平六年に東海道外六道の斛法を定められ、其の量數に多少の差異を付せられたるは、行程の遠近、山川の險易に従ひ、租税の均輸を計らんとする主意に出でたるものなれば、全く租税の斛法にて、常用量の斛法にあらざるも、此の斛法に依り古へ米穀を量るに三十合の大量を用られる事疑ひなしと斷定したるが如きは、古書を閱讀する者の、最も注目すべき所なり、又古の官量絶えてより、國々の莊園其他所々に依りて、勝手に私量を用ゐ、總て一定の公量なかりし事を説き、最後に徳川時代となりて、常用し來りたる江戸升は、不同ありて、不便尠なからざりしかば、寛文九年に京升に改められたる事を述べ、權衡攷は日本の權衡は度量と同じく唐制に據りしものなることを説き、度量に於て大尺小尺、又は大量小量あるが如く、兩にも亦大兩小兩ありて、藥を合する時の外は、皆大兩を用ゐたるを辨じ、古への銖・兩・斤は今何々何分に相當することを示し、それより延喜式の木工式及主稅式などを引證して、此等の式文に、斤兩の大小を云はざる時は、悉く大稱を用ゐたるものなることを論じ、終りに駄法を詳かに考證して本篇を完了し、更に其の本篇の所論を立證し、且遺漏を補はんが爲めに、最も重要な附録三卷五篇を加へ、其の上、卷之上下、二篇は和漢の諸書に徴して、支那歴代の尺制を詳にし、中、卷は同じく

諸書を參考して、支那の量制を説き、且つ清西古鑑・博古圖・考古圖等に據り精確なる器物圖を示して之を論證し、下卷之上、下二篇は是れ亦和漢のあらゆる古書を援き古器物の圖を掲げて支那の權衡に關する古制を、精細に考證したものである。

著者は附録上卷の初めに「予弱冠ノ頃ヨリ皇國ノ制度ヲ知ラント思ヒテ、國史律令格式ナドクリ返シ讀ムニ、知リ難キ事ノ多カル中ニ、度量權衡ハ今モ日々用フル物ナガラ、今ト古ト同ジカリシヤ、異ナリシヤ、タシカニ知ラレネバ、先達ノ人々ニ問質セシニ、委ク教フル人モ無カリシカバ、其筋ノ事書ルモノドモ、彼是取集メテ讀見ルニ、能ク考ヘ明ラメタリト見ユルモ、ヲサヲサ無カリケレバ、何クレト尋求メテ考ヘシニ、皆李唐ノ制ヲ寫シ給ヒシナリケリ、爰ニ思ヒ起シテ其考三卷ヲ作リタリ、又ヨク思ヘバ、其據リ給ヒシ唐ノ度量權衡ノ本ナル周ノ時ノ事、其後唐マデノ有リシサマ、又唐ノ後今ノ清ニ至ルマデノ沿革ハタ知ラデ有ルベキナラネバ、彼國ノ書ドモヲ考ルニ、尙書・左傳等エ度量權衡ノ事見エタレドモ、其詳ナルコトハ知ルベカラズ」云々と述べ、以て本書著作の由來を記したが、所謂「其考三卷」と云ふは、本篇の度攷・量攷及權衡攷の三卷であつて、著者は此の三卷を著作したる後、尙進んで充分に精細の事を研究したる結果、更に附録三卷五篇を書き加へたるものであつて、其の前後に於ける著者の苦心努力が如何に周到なりしかは、本書を一讀すれば自ら瞭然たり、

殊に豊富なる引用書中には、往々容易に見ることを得ざるの珍書あり、要するに掖齋其人にあらざれば到底斯の大著作を完成すること能はざりしや疑なかるべし。

著者狩谷掖齋、名は望之、字は雲卿（一に卿雲に作る）掖齋は其の號、三右衛門と稱す、其の先三州刈谷の人なり、數世の祖、江戸に遷り、狩谷を氏とす、刈狩國訓通するが故なり、掖齋は少くして律令の學に志し、心竊かに謂へらく、唐代の古書に涉らざれば、其の根據を窮むること能はずと、乃ち唐六典・唐律・通典及太平御覽等の諸書を精研して、遂に漢代に溯り、又進んで六經を修めて、大に發明する所ありと云ふ、掖齋又曾て思へらく、源順の和名類聚鈔は、我國の古書中、最も實益有用の書にして、上は天地より、下は草木に至り、源を窮め委を討ねて、網羅遺す所なし、然るに坊間の寫本は傳寫眞を失し、紕繆實を得ざるもの鮮なからずとし、百方多くの古寫本を集め、對校疏釋して、箋注和名類聚鈔二十卷を著し、其他聖德法王帝說註、日本靈異記考證、扶桑略記校譌、古京遺文等若干卷を著し、皆其の家に藏す、天保六年、々六十一にして江戸に歿せり、掖齋は少より古錢・古鏡等を愛玩するの癖あり、自ら六漢老人と稱す、六漢とは漢鏡・漢錢・王莽の威斗・中平の双魚洗・三耳壺の五物を愛藏するが爲めなり、或人之を訝りて曰く、是れ五漢なり、其の一は何くに在ると、掖齋笑つて曰く、身は漢學を嗜む、乃ち亦た漢時の物にあらずやと、彼が和漢の學に該通し、近世考證學の大家た

るは、世人の周く知る所の如し。

本書は從來固より梓行したることなく、其の寫本にて傳はるものも亦甚だ稀少にして、余は大藏省の藏本の外は曾て他に別本を見たることなし、然るに大藏省本は關東大震災のとき烏有に歸したるは洵に惜むべきの至りなれども、余が日本經濟叢書にはこの大藏省本を底本として出版したものなれば、原本は焼失しても叢書中に残存したるは僥倖であつたのである。

度量衡說統 (日本經濟叢書)

本書は狩谷核齋の度量權衡考と、略同種の著作にして、其の内容は大同小異である、されば度量權衡に關する多くの著作中、本書は其の主たるもの、一にして、從來徂徠兄弟の度量衡考(經濟叢書第三卷に收容す)等と並び稱せられたる有名の書なるも、度量衡考と同じく全篇悉く漢文にして、普通の人には難解の所多きは、其の欠點とする所なり、我國漢學者の常習として、致方もなきことなれども、此の種の書籍は、現に本書の序文に於て、山本北山が云へる如く、眞に實用の著作にして、詩賦音韻の學とも違ふことなれば、核齋の如く邦文を以て記るし置きたらんには、世上を裨益すること、更らに一層大なるものありしならん、然れども本書は既に文化元年より板本にて世上に行はれ、廣く學者

間に重寶がられたものにして、支那及日本古代の度量衡を考證するには欠ぐ可らざるものなり。

著者最上徳内、名は常矩、字は士規、徳内は通稱にして、鶯谷と號す、出羽の人なり、寛政三年幕府の命を奉じて、蝦夷を巡見し、露人の狀況を視察して歸る、翌年復た命を受けて樺太を探檢し、其後又近藤守重等と所々を視察し、虜情を詳にして歸る、蓋し徳内の學は、其の淵源する所、何人なるか明ならずれども、博學該通、尤も經濟に長じ、旁ら音韻の學を善くし、著す所は本書の外孝經古今異同考一卷、論語彙訓二十四卷、數談一卷、北陸抵役志八卷、北邊隨筆四卷其他數部ありと云ふ。

皇國度制考 (伊吹廼屋塾藏版本)

本書の内容は著者の門人が著作した伊吹能舎先生著撰書目を見れば明かである、即ち其の書目には「此書はいにしへ八都加、八阿多、八比呂などいひし略度の本義は更なり、其れよりして丈尺寸分などの精度の出來し本は、畏きや皇大神の御長より起り、其尺やがて今に傳はる曲尺にて、古今その長短を訛ることなく、後に今の御定ありし時に大尺小尺を立給ひしも即ちこの尺にて、かつて唐制を用ひ給へるに非ざること、また謂ゆる吳服尺鯨尺をはじめ諸尺の沿革をあかし、古今の學者の度制を論じたる書數十部あれど一人も皇國固有の尺を知れる者なく、其論說の妄なるよしを正史實錄に徴して

悉く論を加へたものなりと云へり、これにて本書内容の大意は余の説明を待たずして略々推察し得らるゝであらう。

著者平田篤胤は通稱大角と云ひ、伊吹廼舎と稱す、安永五年出羽の秋田に生る、八歳の時より中山善我に従つて漢學を修め、二十歳に及び江戸に遊學し、後備中松山の藩士平田篤穩の嗣となり、同藩に簞仕す、享和年間偶々本居翁の著書を読んで大に感ずる所あり、爾來我國の古學に志し、研鑽努力、遂に國學者の泰斗となる、文化九年復歸して秋田藩士となり、祿百石を食む、天保十四年歳六十九にして家に歿せり、遺著は有名なる古史傳百卷の外一百十有餘種あり。

地方凡例錄 (日本經濟叢書)

本書は徳川時代の田制租法を始め、其他經濟上に關する重要な慣例取扱法等を、網羅記録したるものにして、同時代の民政を調ぶるには坐右欠く可らざるものとなし、古來民間に最も重視せられたる有名書の書なり、本書は幕末及明治初代には寫本にて、坊間に傳ふるもの頗ぶる多く、又萬延元年には東條耕なる者之を校訂して二十卷となし、明治四年を以て出版したるものもあり、又其後東條本を複製公行したる者ありて、世上には多く此の二種の東條本のみ傳はり居れども、本書は東條本の刊行以前

即ち慶應二年に南總の人大倉儀なる者が、活字を以て印行したる十一卷本あり、此の大倉本は東條本に比すれば、活字の誤植等少なからず、中には行文殆んど通じ難き所ありと雖も、東條本は出版者の筆を加へたる所多く、又原文を省略したる處も多ければ、詰り大倉本の方不完全ながら、比較的原著作の眞面目を保留すること疑なきが如し、殊に大倉本は元來僅か三十部を限りて之を印行し、同志に頒與したるに過ぎざること、大倉氏自ら責任を以て表白し居る位であつて、今や世上に流傳すること甚稀れにして、容易に入手し難ければ、余が經濟叢書には故らにこの大倉本を擇んだのである、國書解題には東條本を解説し、東條耕が「謫居十一年の後萬延元年に至りて偶々本書を市肆に獲、之を校正して久敬(原著者の名)か孫信敬に計る、信敬大に喜び、復校正して善本と爲す、實に久敬の歿後七十四年なり、明治四年辛未初めて世に行はる」とあり、東條本は現に如上二人の校正を経たるものにして、固より誤謬も少なく、隨て通讀し易しと雖も、此の東條本は原本の一卷を悉く二卷づゝに分ち、凡て二十卷となすも、原本は十一卷ありて、全くその一卷分を省略したものである、故に此の點に於ても、大倉本の方が久敬の原本に近きを證するに足るべし。

著者は本書に自ら跋文を附記し「四年以前亥歲(編者案するに寛政三年なるべし)奉_三大命、筆ヲ立テ官務ノ暇、著作スト雖、素ヨリ不智短才ノ臣久敬、文學ニ疎ク、殊更書籍ニ乏シ、今年寅仲秋(著

者の歿年)ニ至リ、漸ク十一卷調成シテ、大看ニ備ヘヌ、目錄出ル條下凡十六卷程ニテ全備スベシ、
 ……老命ノ限モ盡テ、臨終ノ期程近ク聞ユレバ、最早十二卷目ヨリ末筆記スベキカナク、空シク過ヌ
 ル事イト歎ハシ」云々とあるを見れば、本書著作の由來は明瞭にして、而かも亦本書の完本にあらざ
 るを見るべし、著者大石久敬、字は士恭、巖華と號す、通稱は猪十郎と云ふ、高崎藩の士なり、出で
 て郡吏となり、經濟の才に長じ、循吏、以て聞ゆ、寛政六年十一月歳七十四にて歿せり。
 著者が小宮山昌世の田園類説を増補したる一人なることは、増補田園類説の解題及同書の序文に之
 を記せり、殊に其の序文には彼が谷本修と親交ありし等の事を詳にしあれば参考せらるべし。

制地圖解抄 (日本經濟叢書)

本書は和學者色川三中の口述せるを門人の筆記したるものにして、内容は大化革新前に於ける、我
 國の田制は、周禮に記せる周の制度に同じきことを説き、和漢の諸書を引證して、上古より徳川時代
 に至るまで、田制及田租の沿革を、尤も簡明に説明し、終りには類聚三代格に載せたる格文に據り、
 弘仁頃(一千一百餘年前)に於ける公營田の租法を擧げて、之を考證したるものなり。

著者色川三中は初名を英明と云ひ、三郎兵衛と稱し、東海と號す、常州土浦の人にして、家世々造

醬を業とし、富豪を以て聞ゆ、三中少くして學を好み、初め下野の儒者諸葛琴臺に就て漢學を修め、
 後ち和學に従事して、大に得る所あり、安政二年々五十四にして歿す、著はす所は、皇國田制考一卷
 本朝通貨考一卷、檢田考證四卷、租庸調考一卷、租稅考々証一卷、田制必用一卷、錢貨租稅庸調一卷
 物價拔萃一卷、度量考三卷、量品便覽一卷、度量衡問答一卷、本朝量品及附録三卷、和漢量品二卷、
 周漢唐宋明清度量衡一卷、唐尺辨偽一卷、尺度考一卷、京升考一卷、東海隨筆十卷、隨筆雜集二卷、
 其他和學に關する雜著及醫事の書等數十部あり、皆家に傳へたるも、近年散佚して、其の一部分は現
 に某富豪の祕閣に收められて、人の見るを許さずと云ふ、惜むべし。

滄浪夜話 (日本經濟叢書)

本書は専ら治民に關する心得方を、深切丁寧に説きたるものにして、第一卷は百姓の年中行事より
 説き起し、村方及び市街などの取締より、年貢・交易・借金・運漕・義倉等の事に及び、第二卷は、割元
 庄屋・年寄等邑役人の勤方より遊民・穢多・乞食の事及止賄賂法・并に函訴の事等、民政上當局の心得居
 らざる可らざる事を、一々項目を擧げて記述し、其の記事は概ね皆簡單なれば、中には往々隔靴搔痒
 の憾なきにあらざるも、其の主旨多くは要領を得て、今日吾人の參考となるべき事、亦少なしと爲さ

ず、著者は何人なるか詳かならざれども、其の自序文にあるが如く、醫者を本業とする者であつて、書名に付せる滄浪は本人の號らしく思はるゝも判明ならず、乃ち序文に「愚也不肖、不能達天子諸侯大夫士之治生、且身貧賤、以疾醫爲治生、經歴民間、親見農工商賈之事、又多聞農工商賈之語、頗有得於民事矣、頃日輯錄其所見聞、名曰滄浪夜話、愚也處士、雖民事也、亦不可公論、故名夜話也」云々とあり、以て本書題名の主意と、著者の爲人を見るべし。

上下富有の議并土着の議 (日本經濟叢書)

本書は富國の政は別に妙案奇策あるにあらず、只だ勸農を第一に心懸け、量入爲出の四字に注目して、財を理するの肝要なる事を主眼となし、専ら水戸藩の經濟を説きたるものに外ならざるが如し、著者は藩中諸士の祿の不平均を矯正して其の勝手を取直すを以て、差當りの急務とし、之を實行するには、從來同藩にて行はるゝ諸士の祿には地方知行と物成取りとの二法ありて、之が爲め所務に不平均を生ずるの弊害あるに付、之を改むるの仕方としては元來地方知行は譜代の家來の様なるものにして、物成取りは年季奉公人を召遣ふが如きものなれば、主義としては地方知行是なりと雖も、今俄に地方知行に引直すことも出來ず、去りとして又悉皆物成取りに改むることは猶更ら不可なりとし、又折衷論

として地方の名目は其儘に存し置き、所務は總て郡方にて取立て、其村の平均を以て給與すべしと云ふの説あるも、是又公平ならずとして、結局「地方物成平均の三説得失、大圖右之通に御座候へば、右の御意味御斟酌被遊、御舊法に御本づき、第一に是迄の地方を御割替、眞の知行の意味に叶ひ候様被遊、第二に是迄物成の分百五拾石以上は、不殘地方に御割替、第三に物成の厘を御下げ、御藏入の厘割に而被下置、小給御切符の分は、行々至切米に被遊候はゞ……上下平均可仕哉」と云つて、新たに他の折衷論を提出して、其の詳細の仕方を論述したるものなり。

土着の議は諸士の城下住居は、種々の弊害を生ずる根本なれば、之を改めて各々其の田舎の知行地に、土着せしむべしと云ふことにて、此の問題は我が國の學者中、殊に徂徠などやかましく主張したることあり、以來何れの學者も、皆之を是認し居れることとて、水戸に於ては此の節之を實行せんとの企ありて、その利害及仕方等を著者に諮問せられたるに付、乃ち此の一篇を奉りたるものなるべし、著者の意見に依れば「武士民間に土着散在仕候はゞ、其弊に至候而は國主領主の下知をも用ひず、甚しきは謀叛等を企候様成行、兎角下づりの患可有御座候、又是迄の如く城下住居に而は、武士彌増衰弱に相成り可申段は、御承知被遊候通に御座候、仍而は今の時勢に而土着御取起しの思召被爲在候はゞ、封建の意を本と被遊、周の制度に御ならひ、鉢植武士にも無之、又謀叛等の憂も

無之様御組立に罷成可然哉と奉存候、と論じ、其の組立と云ふは、別に六つかしきことにもあらず、即ち「御城根廻り貳里位迄を限り、右の内に御家中夫々土着仕り、一統御城へ通勤仕候而可然奉存候、右様相成候へば、是迄の御城下あたり廣すぎて、御居り不_レ宜候間、上町に而は西町、並鷹匠町通りの土手を境に仕り下町に而は馬場の邊を限と仕り、其外はすべて郷分に被_レ遊、是迄住居の御家中の内、直に其地に土着仕候様にも可_三相成_二奉_レ存候_一云々と云ふて、水戸の城下の周圍二里以内の地に、土着せしむべしとの意見なれども、千石以上大祿の人々は、右二里以内に限らず、遠在に屋敷を構へて土着せしめ、尙其の移轉に要する費用に就きては

一 御家中不_レ殘土着と申候へば、誠に廣大なる事に而、御入用等莫大に可_三相成_二被_レ存候へ共、存之外左様にも無_レ之、御家中百五拾石已上僅かに三百人餘に御座候間、一年に三拾人づゝ御取立に而拾年の内には不_レ殘土着と罷成可_レ申候、郷村に而屋敷地御買上の御入用、并右屋敷土地永代御年貢相減候間、不_三容易_二様に候へ共、是以存之外に御座候、平均壹人へ屋敷地三反歩を被_二下置_一候間も、三百人分九拾町に候間、不_レ殘上島と見候而も、石數僅かに九百石の地面御買入に相成候義は、縦ひ餘程の御入用に候とも、一度にて相濟申候、其年貢代引け候へ共、九百石の年貢三ツ五分平均に而、金百貳拾兩に御座候へば、五百石取の御家中一人召抱と被_三思召_二候へば、三百人の御家中

不_レ殘三反歩づゝの屋敷被_レ下に罷成申候事と奉_レ存候、

と云ふの主意を述べたるものなれども、此の意見は實際遂に實行せられざりしものゝ如し。

著者藤田東湖は有名なる儒者にして、名は彪、字は斌卿、初め虎之助と稱し、後誠之進と更む、考一正水戸藩に仕へて彰考館總裁となる、東湖幼にして穎悟、稍々長じて武藝を嗜み、甚だ讀書を喜ばず、年弱冠を踰へ、慨然として自ら感ずる所あり、遂に刻苦書を読み、業就つて彰考館編修となり、續きて總裁の事を攝す、景山公封を襲くに及び、擢られて郡奉行となり、累進して側用人に至り、馬廻番頭に班す、當時内外多事の際に當り、東湖閣藩中に於て尤も重用せられ、入ては機密に參預し、出ては四方に應對し、議論風生じ、事留滞なく、藩主の眷遇特に渥かりしと云ふ、安政二年江戸地大に震す、東湖是の日を以て小石川の藩邸に歿す、年五十、著はす所は本書の外に、弘道館述義、常陸帶、東湖隨筆、回天詩史等、數部あり。

新政談 一名蒼言 (日本經濟叢書)

本書は幕末の弊政を痛論し、英斷を以て根本的大改革を行はざる可らざる事を述べ、其の改革の方法としては、第一に「經濟取締の個條」として城中奥女中を三分一に減じ、諸役所を廢合し、冗員

を淘汰し、且つ天下の財源を開き、融通を便にする事等を論じ、第二に「奢侈を禁じ風俗を正すの個條」として、諸侯の家内の江戸住居を止め、旗本は十里四方へ住居せしめ、其他諸侯の居邸服制及供連等の事に及んで、夫れ々々制限を設けて、奢靡の風を禁止せざるべからざることを述べ、第二は、人材取立并撰方の箇條として、人材の養成學校の設備等を必要とし、第四は「海防の個條」として、先づ初めに諸大名の身上を取直すを急務とし、大艦大砲の製造を必要とする等の事を論じ、第五は「邊地開き方の個條」として、蝦夷の山林川澤を開くの手順を説き、邊防を主とし、目前の小利を計らずして、多數の人民を移植すべきを主張し、それには前條の如く大艦の製造の必要なる事等を詳記し、第六即ち最後には「雜事の個條」として、金銀米穀及常平倉の事を論じ、惡貨は物價騰貴の原因なれば、早く蝦夷を開らき澤山の金塊を得て、善貨に吹替へるべしと云ふ様なる説を述べたものである。

本書は水戸景山侯の諸問に應じて、其の意見を吐露したるものなり、篇末に卯十二月とあるは、本文に江戸の大地震の事を記し、此度御府下大地震云々の言あるに徴すれば、安政二年（乙卯）の事なるべければ、本書は其の年に上りたるものと思はる。

著者藤森弘庵、諱は大雅、字は淳風、通稱は恭助、弘庵は其の號にして、晩には天山と號す、江戸の人なり、弘庵少くして學を好み、笠間侯世子の侍讀となり、事を論じ權貴に忤ひ、致仕して筆耕自給し、家に儋石の儲なきも、晏如として講讀を怠らず、天保五年土浦侯の聘に應じて賓師となり、大に文教を興し、吏弊を革め、功漸く成らんとするに及び、故あり病に托して、江戸に歸り、帷を下して徒に授く、日ならず弟子大に進み、諸侯贊を執りて道を問ひ、國事を諮る者、其の門に充つ、文久二年々六十四にして家に歿す、弘庵初め長野豊山に師事し、柴碧海、古賀穀堂等と交遊して、學益々進み、世に博覽洽聞を以て稱せられたるも、平素訓詁に屑々たらず、専ら氣節文章を以て自ら許るし、嘗て曰く、士不幸にして志を當時に得ざれば、宜く言を立て、不朽に傳ふべしと、又た以て其の志のある所を見るべし、著はす所は本書の外に海防備論三卷、弘庵雜談六卷、如不及齋文抄三卷、其他數種ありと云ふ。

富國存念書（日本經濟叢書）

本書は紀藩の碩儒、仁井田好古の意見書に、同藩の御勘定吟味役并に代官などの批判を付したる、僅々數葉の短篇に過ぎざれども、好古が其の存念書に論ずる所は、頗ぶる卓拔超俗の意見にして、我國の學者中多く其の類を見ざるのみならず、歐米に於ける正統派經濟學說の弊竇すら暗に看破し去つて、斯學の爲め別に新らしき徑路を開らきたるが如き趣あるは、吾人の尤も敬服する所なり、乃ち好

古は存念書の冒頭に於て、斷乎と俗論を排斥して、奢侈の一概に禁止すべからざる事を論じ、明の陸揖の説を引用して、個人の富と國家の富との區別あることを説き、又御城下（都會）と在中（村方）と各々其の專業を異にし、在中は生産を主とし、城下は融通交易を主となし、以て都會と村方と聯絡して、相持にするが、富國の根本なることを述べたるが如きは、少なくとも當時に在りては大に見るべきの意見にして、其の一節を例證すれば左の如し

古今富國ノ道ヲ論ジ候ニハ、奢侈ヲ禁ジ儉約ヲ勸候事定リタル道ニ御座候得共、久シク昇平ノ化ニ浴シ候風俗、一統自然ト奢侈ニ移候事、時世ノ勢ニ御座候得者、強テ是ヲ禁シ候テハ人情ニ悖リ、悅服難仕御座候ニ付、是ヲ以國家ヲ富サン事、當時ニ於テハ難ニ相成ニ儀ト奉存候。其上山中僻遠ノ村々ニ至候テハ、元ヨリ貧困ノ場所ニ御座候得バ、カノ限リ働候テモ、朝夕ノ煙ヲ舉カネ候者而已ニ御座候ニ付、奢侈ヲ禁シ儉約ヲ勸處ナドノ論ハ無ニ御座候、治國ノ道ハ人情ニ從フヲ本ト仕候儀ニ御座候得者、時ヲ計リ俗ニ從ヒ、人情ニ愜ヒ候様仕候事、當時ノ御要務ト奉存候。明ノ陸揖此儀ヲ論ジ候テ、凡天地ノ間ハ財物ヲ生ズル其數有レ之事ニ候得者、彼處ニ費スモノ有レ之候得者、此處ニ其利ヲ得ル者有レ之、一人一家ノウヘニテ申候ヘバ、儉ヲ務候ヘバ貧ヲマヌガレ候モノ可有レ之候得共、國天下ニ通ジテ其勢ヲ論ジ候得バ爰ニアル物彼處ニ移リ、カノ處ニ滯ル物ココニ來ラヌト申計

ニテ、是ヲ以天下ヲ富スト申儀ニハ相成不レ申候。蘇州杭州ナドハ天下第一ノ繁昌ナル處ニ付、飲食衣服宮室ノ類ニ夥敷費ヲナスモノ有レ之候得共、マタ是ニ依テ其利ヲ得テ渡世仕候モノ、幾萬人トイフ數ヲシラズ、此時ニ當テ聖人マタ出給フトモ、其風俗ヲ改テ唯儉ヲ勸ルノ政ハナシ給フマジ、四方輻湊スル處百貨集ルユヘ、人民其利ヲ得テ富ヲナシ易ク、繁昌ノ地ト相成候、是等ノ事ハ唯知者ト可レ論ト申説ニテ御座候、其論ズル所ニ泥ミ古ニ馴レ候、尋常ノ論ニクラベ候得者、時宜ヲ辨ヘ候卓見ト奉存候、是ヲ以當時ノ宜シキヲ相考候處、御城下在中其主ト仕候處兩様ニ相成、在中ハ貨財ヲ生ズルヲ主ト仕、御城下ハ百貨輻湊スル處ニシテ、コレヲ國中ニ融通シ、又他國ニ交易スルヲ主ト可レ仕儀ト奉存候御城下繁昌シテ、百貨國中ニ融通仕候ヘバ、山中僻遠ノ地マデモ其餘澤及ビ候テ、自然ト暮シ易ク、御城下在中相持ニ相成候儀、富國ノ御政ト奉存候

それより一々條項を擧げ、同藩の事實に照らして、實際的に殖産興業の仕方を記し、且つ此等の事は専ら村方に於て從事するものなれば、其の處々に於て生産したる物品は、各々其の最寄りに便宜の場所を定めて持出さしめ、其所に役所又は問屋等を設け置きて、至當の直段に買入れしめ、而して其所より又城下に設けある役所又は問屋に送り、之を統轄せしめて、夫れ／＼需用のある方面に、手廣く賣出し、融通せしめんとの考案なれども、物に依りては、必ずしも斯くの如く、專賣法に依らしむ

るの必要なく、其の生産者に於て勝手に賣捌かしむべく、又右の仕方 of 主意は藩中の必需品は、皆國産を用ひ、他國の品は藥種類及無據品の外、相成るべく之を用ひざる様にすべしと雖も、物に依りては、他國の品は安く、自國産は高くして、強て他國の品を禁止せば、之が爲め一般に難儀に及ばんも計り難し、若し斯る場合あるに於ては、他國に於ける生産の状況を糾して、此の難儀を救治するの仕方工夫すべしと云ひ、又「絹紬ノ類ハ是迄御國産無御座候ニ付、右ヲ専ラ織出サセ、御國中ニテ用ヒ候事、只今ノ木綿ノ如クナル様ニ爲シ度奉存候、其餘紙類瀬戸物類ノ器物類ニ至迄ミナ同様ニテ、御國産ノ品ヲ用ヒ、猶其品々多ク仕出シ候テ、他所へ積出シ候様ニ仕度奉存候」と云ひ、最後に結論として「右之通御國中ニテハ御國産而已ヲ用ヒ候テ、他所ノ物ヲ用ヒズ、御國中ノ産物多ク仕出シ候テ、他所へ積出シ候得バ、御國中ノ金銀他國へ出ル事無之也、他所ノ金銀年々御國中ニ集リ來リ候故、一人一家ノ上ニテ申候得バ、貧キ者アリ富者モ有之候得共、通シテ論ジ候得バ、金銀財貨年々ニ多ク相成、繁昌ノ御國ト相成可申儀ト奉存候」と云ふ主意であつて、此等は宛然「マーカンチリスト」の口吻に似たりと雖も、當時儒者の經濟說としては、稀れに見る卓見なりと云はざる可らず、蓋「マーカンチリスト」の思想は、歴史上或る時代に於ける世界共通の生産物にして、必ずしも西歐十六七世紀の特産物にあらざることは明にして、而かも我國の封建時代に於て、何れも皆同様類似の

思想に支配せられ、夫の自給自足説の如きは、多くの學者の主張する所にして、此の一點は好古の論する所、必ずしも新奇の說にあらずと雖も、其奢侈儉約に關する俗論を排して、暗に消費の増進を是認し、一人一家を富ますと、國天下を富ますと、異なる所以を看破し、又村方の生産を奨励すると同時に、其の捌口を便にするの方法を論ずるなど、當時の儒者としては、眞に得易からざるの大見識なりと云はざる可らず、勘定奉行代官等が此の存念書に付議して、桑を植付け、絹織物を織出すが如き「新規ノ業、在中ハ勿論市中ニテモ相好不申」と云ひ、又桑楮を植付ければ「草苧ノ場ノ支ヘニ相成候筋モ有之」と云ひ、又「餘産ヲ以テ他ノ金銀ヲ引入候主法ニ付、右之業被行候バ御國益勿論之儀ニ御座候得共、夫々通商之一件ニテ、勸農之餘業ニ御座候ヘバ、其ノ得失私共ニテ研究難仕御座候。：御邦内ニテ他産ヲ不用、此方ノ餘産ヲ以、他へ無滞通商爲致候儀、自然ノ融通ニモ無之ニ付、如何可有御座」と云ふが如き、一向主意の分らざる愚論を唱へて、好古の意見に反對し居ることを思へば、此の存念書は當局の採納する所とならざりしや勿論なるべし、余は此の批判を讀んで、好古其人の爲め竊かに同情の感なくんばあらず。

著者仁井田好古、字は伯信、通稱模一郎、始め恆吉又茂一郎と稱し、南陽と號す助左衛門道貫の長子なり、助左衛門は紀州海士郡加太浦の農、安永二年御用部屋寫物勤務に召出され、後御留守居番とな

り、祿二十石を賜はる、模一郎幼より學を好み、十六歲學館の授讀となり、翌年侍講に擧げられ、續きて又會計官に參與す、是れより累進して遂に參政に列し、藩政に獻替する所少なからず、嘉永元年七十九にして病歿す、嘗て紀伊續風土記新撰の惣裁となり、鞅掌三十三年、遂に百九十二卷を大成し、就中名山舊跡碑文部の如きは、概ね皆模一郎の手に成れるものなりと云ふ、著はす所は毛詩補傳（本書は學者間に定評ある大著作にて、殊に安井息軒など、大に之を稱揚し、其の家塾の課本として採用したりと云ふ）周禮圖說、稽古雜編、上呈八論等數部あり皆有用の書である。

貨幣秘錄（日本經濟叢書）

本書は金銀座の濫觴に筆を起して、金銀錢の通用に關する事、及關係の雜事を諸書に考證詳記したるものにして、貨幣史の資料として、一讀の價值あるものなり、書中に「金銀は諸物を運輸するの具なり、故に諸物に金銀の數位相對して、其平を得るを至極とす」と云ひ、又「當時物價の騰貴を以獨り其罪を金銀の品位輕重に歸して、多少の論に涉らざるは、未だ其實を盡さざるの論なり」など云へるの言に徴すれば、著者は貨幣量數説の主張者なるべし、終りに貨幣改鑄の事を論じ、屢々改鑄するの非を唱へ、且天保三年より同十三年に至る、十一年間に於ける吹替の出目高（改鑄に依り政府の利

益したる高）を計上して、其の眞の利益にあらざること説けるなど、種々の瑣事を掲げたり、著者佐藤治左衛門の傳は詳かならず。

本書は溫知叢書に収録して、其の解題中に、水野越前守執政の時、勘定所に命じて、編述せしめたるものならんと記し、又當時の有司岡本近江守、向山源太夫等の手に成りたるもの、如く推定しあるも、現に大藏省に藏せらるゝ寫本には、佐藤治左衛門の著作としてあり、又其の文意より見るも幕府の當局の命に依て編述したるものにあらざること、略々推測し得らるべし、又同叢書の解題には大に此の書を稱賛し、「後世徳川氏一代財計ノ大體ヲ知ラント欲スル者、此書ニ據テ以テ之ヲ詳カニセバ必大ニ裨益スル所アラシ」など評したるも、是は勿論過稱なるべきも、兎に角一讀の價值あるものなり。

收米權上書（日本經濟叢書）

本書は米商の奸策を攻撃し、米價を左右する權を彼の輩に放任するは、國家の大害なるに依り、斷じて其の權を上へ取り上ぐべしと云ふ頗ぶる痛快の意見を略述したるものにて、別に奇論新説はなけれども、亦一讀の價值あるものなり、本書は先づ初めに於て、米權の町人に落ちたる由來を述べ、夫

れより町奉行が享保六年より、同九年に至る間に、數回法令を出して、米市場の取締を嚴達し、殊に空相場などは、斷然之を禁止しありたるに拘はらず、享保十年に至り、例の奸商紀伊國屋源兵衛、大阪屋利右衛門、野村屋甚兵衛三人の願出に依り、江戸并大阪に於て、米相場の開始を公許せられたる事を述べ、引續き米相場の取締、段々と弛廢し來り、遂に享保十五年に到りては、奸商共公然と恐れ憚る所なく、意の儘に相場を事とするに至れるを憤慨し、「米穀糶糶昂低之權柄は、官にて御握り可被爲る在筈之所、百年以來大坂奸商共の手に落候は苦々敷儀に有之、右來歴は前條に述候通りに御座候、惣て和漢共古來流弊之不可救もの、此儀に類するもの餘多有之候得共、かく迄奸商共の術中に陥り候は、實に識者の流涕長大息に御座候、夫より大坂の富商大賈其富諸侯に齊しく、同所の諺にも、辰巳屋久右衛門を細川家と同じ身代と申候程の勢にて、天下の富大坂に歸し、錦衣玉食の豪奢、彼等の上は有之間敷候」などと論じ、又「是迄米權商賈の手に有之候ては、奸商ども聊の風雨陰晴にも、心に價を高下し、一時に大金を得、其餘毒は武家方小前並末々にて請る事なり、たとへば町人の内、持正米一萬石之處、五萬石之空米手形賣出し、大利を得、翌春相場下落之節、右之切手買戻し、高價之節切手賣出し申候、或は有米を匿し置、種々の詐術至らざる所無御座候」と述べ、又更らに「大坂堂島の儀は不實商と唱へ、賣繫・買繫・流相場・帳合空米・切手遣米等天下之大博奕に御座候、小博奕は

嚴重に被禁、大博奕を其儘被差置候は、酒狂之小科を戮し、君父を弑し候大逆人を御赦し被置候と、同日の論には當り不申哉……堂島遊民の内狀屋と唱へ候ものは、諸國へ風説種々申觸、大政を評論し、人心を惑亂爲致候ものにて、聖王の誅をまぬかれざる者に御座候」などと遺憾なく、米相場の弊害を剔抉し來りて、結局國家は斯くの如き大害惡を放任すべき事にあらざるが故に、米權は一切上へ取り上げて、政府の專占となし、宛も今日の烟草專賣法の如くなさんとするのであつて、其の考案は

- 一 町人共飯米の儀一町宛組合、高何程と可申出、一ヶ年兩度にも、又々三度にも御拂可有之候
 - 一 町人小前末々、當日限小買致し候者は、穀屋より可買取事
 - 一 穀屋の儀は、是迄の通り勝手に商買可致、尤賣出し先凡人別見積、御拂米可有之事
 - 一 穀屋共店方小賣直段は、其時々御役所より申渡可有之事
- 在ものは、召捕吟味可申付事

右之條々致違背、或種々の故障、其外浮説等申唱候者は、其品に寄り急度御仕置可被仰付も
の也

と云ふのである、而して此の法を實行するに就き、米の買上げは如何がするかと云へば、其の手段甚だ不明瞭にして、徹底せざる所あるも、兎に角先づ大阪への出米高等を積りて、左の如くなさんとするのである。

大阪表出米、並御益凡積

大阪表一ヶ年諸國出米高

一 凡米百三十萬石 但中國西國北國より積立米、冬十一月頃より翌年七月頃迄

此代金百三十萬兩 但し平均一石に付金一兩替

大阪表一ヶ年御益金高

一 金十三萬兩 但是御拂米御利分、平均壹割と見込

右之外江戸表之出來石數は夥敷儀に可_レ有_レ之候得共、江戸表の儀は篤と不_レ相辨に付除_レ之、其外京都は爲_レ登米一ヶ年分凡四十萬石、内大阪より爲_レ登米四分通も可_レ有_レ之歟、其外大津・兵庫・伏見・堺・奈良、いづれも御益は大阪に准じ申候

右大阪表御買米御手當金、凡百萬兩位御用意可_レ有_レ之所、拾萬兩にて相辨じ候御仕法相考、其外御仕法眼目の處、大略相考罷在候得共、是は御尋の上可_レ申上_二候

此の仕法にて江戸は分らぬ故、之を除くなどは、甚だ幼稚なる申分にて、國家の大經營とも、思はれざれども、而かも上書者の根本思想は、大に取るべき所なきにあらず、但此等の問題は之を實行せんとするに於ては、中々容易の事にあらず、乃ち此の上書の如きも、實行よりは寧ろ一の理想として、其の價直を認むべきであらう。

本書の著者は何人なるや詳ならざれども、末文に拙著隱居放言云々の言あり、又私學友京都町奉行組與力平塚表次郎著述之獨貸私議云々の言あるを見れば、著者が京都の人にして、一廉の學者なるべきは、略々之を推察するに足れり、此に著者の學友とする平塚表次郎と云ふは、本卷に收容せる「末黒のすゝき」及「古今米錢考」などの著者平塚飄齋の事なるが如く思はるゝも、明確ならず、若し果して同人とすれば、本書の終りに卯九月とあるは、慶應三年の事にして、本書は實に其頃に何人にか上書したるものなるが如し、且らく記して博識の示教を待つ。

當今金錢米布江水通價考 (日本經濟叢書)

本書は初めに我國の古代に於ける金銀通用の事を略記し、夫れより諸書を引用して、米錢の相場を詳かに考證したるものなれども、書中の記事は、主として江戸并に水戸間の事柄なれば、之を稱して

江水通價考と云へるなるべし、別に注目を要する程の記事なしと雖も、物價史の資料として、多少の價直なきにあらざるが如し、而して著者は何人なるか分らざるも、本書を東海濱田の官舎に於て認めたる由を記しあると、又本文の記事とに就て之を推測すれば恐らくは水戸の郡吏なるべし。

減銅錄 (日本經濟叢書)

本書は新井白石の本朝寶貨通用事略、佐久間甚八の天壽隨筆及青島俊藏の光被錄中より、我國慶長六年以降天明三年に至る迄、長崎より海外に出でたる銅の總高を記し、夫れより著者が長崎に在勤中取調べたる事實として、天明四年より天保十四年に至る間の輸出高を計上して、銅の輸出の多きを慨嘆し、續きて又本多利明の豐饒策（是れは經世秘策と同書なるべし）青木定遠の答問十策、（著者花井一好が龜井道載の著作とせるは誤なるべし）太宰春臺の經濟錄等を引證して、銅の輸出の制限せざるべからざる事を論じ、最後には又重ねて正徳五年より文政三年に至る間に於て、幕府が輸出を許可したる、其の都度々々の高及仰渡書様ものを列舉し、記事甚だ雜駁なれども、又大に參考に資すべきものなきにあらず、著者花井一好は虎一と稱す、曾て無人島渡航の件に關し、渡邊華山、高野長英、其他蘭學者等と竊かに結んで大に爲す所あらんとせるを、一好盟に背きて、其の計畫を幕吏鳥

居耀藏に密告したることあり、時人大に之を卑しとす、天保十四年幕命を帯びて、長崎に在勤せり、是れ蓋し高島秋帆等の行動偵察として、派遣せられたものならんと云へり、彼が弘化二年に江戸に歸りたることは、本書中に記する所なるも、其後の消息は余未だ之を詳にせず。

神州論 (日本經濟叢書)

本書は簡單なる我國の産物誌なり、金銀、水産、穀類、織物、藥物等の特産地及其の品質等を記載論評して、我國の富饒なる他國の物資を仰ぐに及ばざることを説きたるものなり、別に重要なものにあらざるも、前記減銅錄の中に神州論附録云々とあり、本書は本篇のみにして肝心の附録を逸し居れども、參考として此に收容せるなり。

救急或問 (日本經濟叢書)

本書は初めに於て、人君なる者は、修身明德を以て、治國の本とすべきことを説き、次ぎに人才を登用するの要を述べ、人物を見るは敢て難事にあらず、「其言フ所民ト國トノ爲ヨリ辭ヲ立ルハ正忠ノ人ナリ、專ラ君ノ爲メヲ主トシテ民ト國トヲ次ニスルハ小忠ニシテ、治國ノ大體ニ通セザル人ナリ」

と喝破したるが如きは、今日の意味に於ける我が經濟學には、直接の關係なけれども、これより進んで官制法令などの事に及び、政は簡易を至善とすると云ふの意を明にし、論語にある奢則不遜、儉則固、與其不遜也寧固の言を引き、「天地ノ物ヲ生ズルコト限リアリ、有限ノ財ヲ以テ無限ノ欲ニ奉ゼバ、天下ノ富ヲ以テ一人ヲ養フトモ窮セザルコトヲ得ンヤ」と云へる、儒者共通の思想を以て、節儉の必要を説き、又經濟上風俗の改良を急務とし、「風俗ハ政事ノ田地」と云ふことを肯定して、「如何程ノ善政ニテモ風俗惡シケレバ行ハレズ、關東ニハ佃戸ノ妻ヲ迎ルニ二十金餘モ費ス處アリ、是レニ因テ貧窮ナル者ハ一生獨身ナルユヘ、終ニハ博徒無賴ノ者トナリ、家ヲ潰ス、二毛下總等ニ荒地多キハ、十分ノ二ハ此ノ譯ヨリ起ル」と論じ、夫れより開墾の必要、租税の輕減を是なりとするが如きは普通の論なれども、遂に「國ノ貧シキヲ憂ヘテ利ヲ求メ融通ヲ善クスルヲ專トスルハ小人ノ常ナリ」と斷言し、例の耶律楚材が興一利不若除一害と云へるを、千古の名言なりとして、極端の消極主義を主張するに至りては、儒者の常套、別に怪しむに足らざるべしと雖、之を仁井田好古の存念書などに對照すれば、其の意見は正反對にして、而かも本書の著者が好古の毛詩補傳を嘆稱して、其の家塾の課本としたりと云ふことは豈一奇事にあらずとせんや、蓋し著者は嘗て好古の存念書なるものを見したることも無かりしならん、若し之を一見したらんには、著者は或は好古を以て尤も卑しむべき

小人となし、毛詩補傳まで唾棄したるやも知る可らず。

著者安井息軒、名は衡、字は仲平、息軒は其の號、日向飢肥の人なり、年甫めて冠を踰へ、郷を出で、大坂に遊び、篠崎小竹に見ゆ、小竹與に語りて大に驚き、詩を賦して之を推獎す、後江戸に至り昌平黌に入りて、松崎慊堂に従學す、文政九年飢肥侯擧げて侍讀となす、明年藩學を創建するに及び助教となり、兼て國政に參預す、天保六年職を辭して東行し、再び昌平黌に入り、尋て芝増上寺の僧寮に寓し、刻苦研鑽、大に得る所あり、此時飢肥侯復た息軒を起用して參政とし、機務に參預せしむ、嘉永年間遂に幕府に召されて昌平黌の儒員となる、舊制に林氏世々學政を掌り、經を説くは、専ら朱註を用ふ、息軒古學を崇尚して、願つて此の選に膺る、蓋し異數なりと云ふ、慶應三年幕府政權を奉還し、明年王師東下するに及び、一旦地を郊外に避け、幾もなく又東京に歸り、帷を下して弟子に教授し、明治九年家に歿す、年七十八、著はす所は管子纂話十二卷、左傳輯釋二十一卷、論語集說六卷、書說摘要四卷、孟子定本六卷、戰國策補正二卷、讀書餘適二卷、厖餘漫筆三卷、息軒文鈔六卷、靖海問答、料夷問答、外寇問答、軍政或問、忍艸各々一卷、其他三禮毛詩諸書の注釋にして、未だ脱稿せざる者、若干卷あり、皆家に藏すと云ふ。

高島喜平上書 (日本經濟叢書)

本書は著者が有名なる洋式の砲術家だけあつて、其の主張する所は、専ら洋法に倣つて、銃砲の改良を急務とすることを論じたるものなれども、書中貿易論に渉る廉々も少なからずして、著者は一種の自由貿易論者なるが如し、乃ち其の説に曰く

蠻夷互ニ有無ヲ通ジ交易仕候儀ハ、彼ガ國之習俗、常ト仕候儀ニテ、此品ヲ以テ彼品ニ易ヘ其利潤ハ互之事ニテ、敢テ一國之利ヲ貪リ候ト申趣意無レ之、交易ハ各國民ヲ撫育致シ候爲之儀ニテ、子細無レ之事ト手輕ニ相心得候儀ニ御座候。於ニ本邦ニ御深遠之御趣意モ有レ之、御許容難ニ相成ニ處ヨリ甚齟齬仕候意味ニ御座候處、彼等本邦之產物多少有無委敷次第モ相心得不レ申、譬ヘバ有物ヲ以テ與ヘザル様相心得、憤怒ヲ抱キ候儀ハ、唯々交易御免之一事ニ而已相抱リ居候儀ニ御座候處、若願之通御免ニモ相成、雙方商法取組、代物ニ可ニ相成ニ產物等委敷承知仕候様相成候場合ニ至リ候得バ彼等相好候品モ無レ之候ニ付、却テ後悔可レ仕程之儀ニ御座候。

と論じ、交易を、彼等外國人が好みの通、自由に許可したる場合には、彼等は日本に交易すべき品物なきにあきれ、直ちに退去するに至るべければ、何にも仰山に彼等の願出を拒絶して、許るす許るさ

ぬなど騒ぎ立つて、却つて之が爲めに、彼等の感情を害するに及ばず、どし／＼自由に許るして、米穀なり石炭なり、望み次第に、交易として差出すべし、其の間に我國の兵備さへ充分に整ひ居れば、商賣は許るしたりとて、聊かも後年の患なしと云ふ事を、痛切に述べたるものなり、此の上書中「本邦之人情ニテハ他ヲ學候儀ヲ耻ト仕候得共」云々の言あれども、爾後六十餘年の今日に至りては、却つて他を學ばざるを耻とするの世の中とはなれり、人情の變遷、又恐るべきにあらずや。

高島秋帆、名は舜臣、通稱は糾之丞、又喜平、後四郎太夫と更む、長崎の人なり、秋帆少より火技に志し、此に關する書籍器械類は悉く之を和蘭に購求し、譯官などと與に其の術を研究して、大に發明する所あり、乃ち日本の兵器は、到底今日の用を爲さざることを痛論し、専ら西洋の砲術を主張す、天保十二年、秋帆幕命を奉し、大砲四挺、小銃五十挺を携へて江戸に来る、有司其の術を實檢せしめて、大に用ふべきを覺り、更らに秋帆に命じ、砲術に限らず、凡て軍備に充つべきものは、猶捜索して申訴すべきを諭示し、白銀二百枚を褒稱して、與力の列に加ふ、幾もなく長崎に歸り、同志と與に益々其術を研究して、大に國事に盡くさんとし、偶々人の嫉む所となり、天保十四年江戸に檻送せられ、將さに叛逆に問はれんとするの時、參政某の陳疏に依り、僅かに一死を免かれて、追放に處せられ、猶嫌疑ありとして、安部某の家に幽閉せらる、嘉永六年赦に逢ひ、復た幕府に用られて、兵

制改革の事を擔任し、慶應二年江戸に歿す、年六十九。

佐久間象山上書 (日本經濟叢書)

本書は救命に應じて、奉答したる意見書の如く記しあれども、書中の文意を見れば、幕府へ呈出したるものかとも思はれ、其邊は判然ならず、又著者は元來鎖國主義の論者なれども、幕府に於て既に貿易交通を許容したる以上は、今更ら致し方なしとて、其の善後策を唱へ居るが如くなるも、朝廷に於て又愈々攘斥とあらば、それも賛成なりと述べ、而して又朝廷の敕宣に、外國を指して戎狄夷狄などあるは宜しからざる事にて、全體學術技藝制度文物等、何に於ても、我が國より遙かに備はりたる有力の大國に對し、斯くの如き稱呼を下すことは不都合なりと論じ、又殊に「西洋ノ貿易理財ノ術御取用ヒ御老中様ノ御内ニテ御掛リ被爲定、公儀御船ヲ以テ御定額ヲモ被爲立、不斷御國ヲ始メ五世界ヲ往來シテ彼民ト貿易シ御出方ヲ以テ防海ノ入費、外蕃御接待ノ御用途ニ被爲充度儀ト奉存候」と云ふが如きは、高島秋帆の意見と、略々似たる様なれども、象山の説は甚だ不徹底にして、眞に開港主義であるや否、甚だ不明瞭なりと云はざる可らず、又此の上書中に「貴賤尊卑ノ等ハ、天地自然ノ大經ニ有レ之、侯伯ノ御身ニ護衛ノ儀法御座候モ、是又禮文ノ當然已ムヲ得ザル所ト奉存候、別シ

テ皇國ニ於テハ、貴賤尊卑ノ等殊ニ顯ナラザルコトヲ得ザル深意御座候儀ト奉存候、…服色ノ御制度御正シ被遊、御役名モ末々胥吏ノ分ニ至リ候迄、盡ク典雅ニ御更定被爲在、御文書類モ各其人ヲ被爲選、御辭命御修飾御座候テ、イヅレノ國ニ散在候テモ、後代迄外人ノ誹議ヲ不レ被爲受候様ニコソ、奉ニ望願所ニ御座候、然ルニ是迄ヨリ更ニ御易簡ヲ被爲尙、諸侯様方御綿服ト申御事、天下甚不レ奉願儀ト奉存候、…且御富有高貴ノ方様ニテ、木綿紬等ノ御粗服被爲召候時ハ、其御下風ニ被立候上中ノ方々モ皆此服ヲ被求候、左候時ハ木綿紬何ニヨラズ、大抵年々天下ニ定數御座候ニ付、下等貧賤ノ者ニ引足り不レ申、其價端的ニ引揚リ、迷惑仕候者少ナカルマジク云々と云へるなどは象山に不似合の愚説の如くなれども、嘗て聞く所に依れば、彼は平生頗ぶる修飾家にして、威風、儀容を重する人なりしと云へば、此等の説は全く彼が本色を表彰するものなるべし。

佐久間象山、名は啓、別に又大星と名く、字は子明、象山は其の號、通稱は修理と云ふ、信濃の人なり、象山幼にして穎悟、學を好み、神童を以て稱せらる、十五歳にして略々六經の大意に通ず、稍々長じて豪邁不羈、經濟を以て自ら任ず、天保十年江戸に出で、林述齋佐藤一齋等の門に出入し、當時の名士梁川星巖渡邊華山等と交遊せり、同十二年藩主眞田侯、閣老となり、出で、海防の事を督するに及び、象山を以て顧問に備へ、大に參畫する所あり、續いて藩主其の職を退くに當り、陪從して郷

國に歸り、郡中監察となる、幾もなく再び江戸に出で、木挽町に僑居し、子弟を集めて教授す、安政年間、門人吉田松陰の事に坐して、獄に下る、且らくして赦されて松代に歸り、望月某の別業聚遠樓に屏居す、元治元年京師に出で、薩長士人の間に周旋して、國事に奔走す、時に水戸藩の志士、亦京都に入つて、攘夷の詔を請はんとすると聞き、疏を懷にして、山階親王の邸に至らんとし、途上遂に刺客の爲めに殺さる、年五十四。

治 本 策 (日本經濟叢書)

本書は敦教・改革・省員・禁姦・安民・成俗の六目に分ち、俗を移し民を化するを以て、經濟の要旨とすることを説いたものである、書中「今日人心ノ濃厚ナラザルハ甚ダ憂フル所ニシテ困究ハ憂フルニ足ラズ」と云ひ、又「近年有司小吏官物ヲ私シ或ハ市中ニ掠竊スル者アリテ咎ヲ蒙リ家ニ鋼セラ、者多シ、是皆飢寒ニ迫リテ然ルニアラズ孰レモ廉耻ノ風ヲ失ヒ僥倖ヲ求ムルヨリ大辟ニ陥ルモノナリ」と云つて教化の急務を説き、それより又「大賈ヲ抑ヘ小商ヲ舉ゲ、大農ヲ抑ヘ小農ヲノバス」の策を論じ、遂に極端なる節儉論などを主張するが如き、皆此の時代に普通の説なれども、製紙に澤山の米を消耗するの弊害を記するなどは、聊か耳新らしき事實にして、之が爲め一の法令を設け「紙

幾個ヲ出ス時(自國外へ輸出スル時)ハ歸帆毎ニ必穀幾個ヲ求メ歸ルベシ」と云ふの制を定むべしと論じたるは、又一風變りたる意見である、此等の點より推測するに、著者岡本信克と云ふ人は、土佐の人らしく思はるゝも、其の傳は詳かならず。

末黒のす、き (日本經濟叢書)

本書は著者の隨筆なれども、書中の記事は社會經濟に涉ること少なからず、頗ぶる興味あるものなり、就中二條御城在番衆の交代毎に、堀川通西南の數町は、所謂大番衆并に彼に従ふ下郎鎗持までが、大に威張り廻はつて、町家の者を蟲ケテ同様に取扱ふて、非常に迷惑を掛け、殊に其際彼等の爲めに宿割を申付けられたる者などは、雷に莫大の費用を要するのみならず、取扱上少しの手落にも喧しく怒鳴り飛ばされ、食事の度毎は、酒肴を出さざれば機嫌悪しく、甚だしきは其宿の妻女を酒の相手に呼出して戯れ、又は遊里へ案内を命じ、金錢の無心を云掛ける等言語道斷の振舞に及び、町内にては宛も疫病神に祟られたるが如き思を爲せることを詳記し、又奉行所の目付與力同心など云へる俗吏の貪婪暴惡を記したる所に「その頃の落し話に、所は室町通の一富家へ夜盜三人押込けるに、亭主早く起出て袴をはき燭臺をともし、是は能こそ御來臨被下難有と、三人を坐敷へ案内しけるに、兼々

用意致せしや、毛氈を敷き速かに酒肴を出しもてなす事甚敷、盜賊も不存寄事故痛み入、そこ／＼に呑喰を仕舞立歸らんとする時、亭主百兩包みを三臺に乗せて三人に贈りしかば、盜賊大に氣毒がり、ケ様に馳走に成りたる上金を囉ふては、何とやらお目付の御役人様のよふ也と申せしとぞ、誰が作爲せしや、賊吏頂門の一鍼とも云ふべし」などの珍話ありて、幕吏暴横の状、目睹するが如し。卷末にあるは三輪執齋の大學和解「生財有大道」の一節と、林子平の海國兵談の序文及其の水戦に関する一節等を抄録したるものなり。

著者冢茂喬、姓は平塚、茂喬は其の名にして、飄齋と號し、天保年間京都の町目付を勤めたる人にて循吏の名あり、學を好み經濟に志し、著はす所は本書の外に古今米錢考（別に所載）自警録等あるも、編者は未だ其傳を詳にせず。

山鹿語類（圖書刊行會本）

本書は山鹿素行の意見を、門人の筆録せるものにして、書中に師曰とあるは、皆素行の説を表識するものなり、語類の原本は、四十五卷にして、君道、臣道、父子道、兄弟之序、夫婦之別、朋友之信、三倫談、士道、士談及聖學の十篇に分類し、倫理及社會哲學を詳論したるものにして、吾人の最も重

要とする一大著作なり、然れども本書中主として經濟に關することは第五卷（君道五）民政上即ち論以民爲國之本、正田産之制、詳民戶、促新墾種藝、明救窮民、除民之害、詳救患之備、建民間之長、建民之守牧、詳守令之教戒、遣使巡察の十一章と、第六卷（君道六）民政下即ち建市廛、詳町人制、立町人雜品之制、定市民之禮、立市民諸式、制市廛非常之變、規百工之用、詳商賈之用、正市廛害風俗之甚、論糶錢之法、立市民之長、置巡察之官、寺社之制、立寺社之司、欲廢浮屠淫祠之議の十五章及第十卷（君道十）國用即ち理財、正賦稅之法、詳貢獻、正力役、詳奴婢僕隸、設傳驛、通道路、正征權之事、制山野海川之利、詳遏盜之法の九章である、著者の意見は概ね周官の本文に據り、王制を説き、王道の要を述べたるものにして、新説卓見と云ふにあらざるも、兎に角唐虞三代の經濟制度を論述して、最も精細詳密を極め、此種の著作に在りては、頗ぶる完備したるものである。

著者山鹿素行、名は高祐（初め義矩と名く）字は子敬、甚五右衛門と稱す、素行又隱山と號す、東肥の醫、山鹿玄庵の子にして、所謂山鹿流兵學の元祖なり、素行幼にして穎悟、九歳の時、林羅山の門に入りて儒學を修め、十一歳にして、小學、論語、貞觀政要等を講説す、辯論滔々滯なく、殆んど老成人の如し、稍長じて北條氏長に従つて韜略を學ぶ、居ること五年、學大に進み、氏長悉く秘訣を傳授す、是より文武兼備、名教を以て自ら任じ、其の名聲遠近に震ふ、赤穂侯其の賢を聞き、禮を厚

ふして之を聘し、祿千石を給す、寛文六年、幕府の忌諱に觸れて赤穂に幽せられ、其の著政教要録を焚毀せらる、貞享二年、年六十四にして歿す、著はす所は本書の外、武教要録、治教要録、治平要録、其他數種ありと云ふ。

制度通 (寛政九年施政堂版)

本書は和漢の制度を諸書に徴し、考證したるものにして、東洋の政治經濟を研究する者の、坐右に缺く可らざる最も便利なる書なり、殊に州縣郡國ノ事、郡縣大小等差ノ事、都邑坊城並ニ皇城、宮城、門號ノ事(以上第二卷)古今戸口多寡ノ事、墾田並稅糧總數ノ事、田賦並井田租庸調兩稅ノ事(以上第八卷)田法步畝頃、並本朝町段ノ事、行程里數ノ事、常平倉社會並本朝屯倉公廩田ノ事(以上第九卷)錢貨ノ事、尺度ノ事、斗斛ノ事、權衡ノ事、端匹屯絢ノ事(以上十卷)等等、經濟上に關係の事項、鮮なしと爲さず、著者の長子善詔(通稱忠藏東所と號す)の跋文中に、本書は著者が四十五十の間に、起草したるもの、如く記しあるを見れば、正徳の初年より、享保三四年の頃の間になりたるものなるべく、又善詔が寛政八年に、之を出板せんとするに當り、原稿本の誤寫脱漏等を校正し、更らに體裁を整へて、全書となしたる由を記しあれば、板刻本(寛政九年に刻成て發行す)は、著者の原本とは、

多少の差異あるべしと思はる。

著者伊藤東涯は京都の有名なる大儒にして仁齋の長子なり、三四歳にして能く字を知る、長ずるに及び、博聞強記、勉めて有用の學に従事し、専ら古學を唱道して、父の志を紹ぎ、其の經義を説くや鑿々皆據る所あり、其の文を屬するや、精微神に入る、人となり温厚篤實にして、講學の外他の嗜好なく、終日矻々として手に卷を釋かざりしと云ふ、元文元年病んで堀河の家に歿す、年六十七、門人私諡して紹述先生と曰ふ、東涯名は長胤、原藏と稱す、東涯は其の號にして、別に又愷々齋と號す、著はす所は本書の外に蓋管錄、秉燭譚、東涯漫筆、問居筆錄、翰軒小錄、經學文衡、古今學變、古學指要、天命或問、經史博論、鄒魯大旨、學問關鍵、釋親考其他經傳の注釋、論文等數十種あり、皆多くは板本にて行はる。

夢の代 (日本經濟叢書)

本書は天文・地理・神代・歴代・制度・經濟・經論・雜書・異端・無鬼・及雜論の十一項に就き、著者の師事せる中井竹山及履軒兩人に聞き得たる事柄を、筆に任せて書集めたるものにして、其の次第は著者がその序文に告白する所の如し、然れども著者は後段に記るすが如く、非常の卓見家にして、固より毅

然たる獨創の識力を有し、殊に經濟上の問題に至りては、中井兄弟の如く徒らに机上の空談を事とするものにあらず、自ら其の事に當りて、實歴經驗したる所なれば、其の記述論評する所、頗ぶる察肯に當り、之を竹山の草茅危言履軒の雜著等に比較すれば、却て大に見るべきものなきにあらず、然れども、本書十二卷中専ら經濟上の問題に渉るものは、第五(制度)及第六(經濟)の兩卷に過ぎずして、聊か隔靴搔痒の憾なきにあらざるも、要する所本書全部を通讀玩味すれば、著者の社會經濟觀の尋常凡庸にあらざりしことを知るべし、但本書は全篇を十一項に分類しあるも、其の區別甚だ明瞭ならず、例へば上記制度の篇(第五卷)と經濟の篇(第六卷)とは、條目に於て截然と分類しあるも、其の内容は殆んど彼此混同して、二者の區別を見ること能はざるの趣あるも、凡そ斯くの如きは徳川時代の著者に於て、殆んど皆な免かれ難き通弊なれば、之を本書にのみ咎むべからざるは勿論である。

著者山片芳秀は、本姓長谷川氏、初名は有躬字は子厚、後ち名を芳秀、字を子蘭と改め、蟠桃と號す、播州印南郡神爪村の人なり、著者の傳記は浪華人物志などに其の大概を掲げたる外には、海保青陵の經濟談中に、升小談と題する一篇あり、(升小は升屋小右衛門の通稱なるべし)芳秀が非常の敏腕を揮つて、仙臺侯を始め諸大名の財政を整理したる事蹟を記しあるも、其他には從來餘り多く世上に傳へられざりしが、去ぬる明治四十三年、文學士幸田成友氏が、大阪朝日新聞に升屋小右衛門と題し

て掲げられたる一篇は、著者の來歴を記して最も明細である、今此にその二三節を摘録すれば、左の如し、

小右衛門の本姓は、長谷川氏、印南郡米田村大字神爪村長谷川安兵衛の弟で、延享三年に生れて、幼年の時から大阪に出て、今橋三丁目河内屋與兵衛といふ、兩替店に丁稚奉公をした、天性讀書好で、其爲に肝要の用事に間に合はぬことが一二度のみで無いので、主人も我慢しかねて放逐したが、之を拾ひ上げたは、同業升屋平右衛門山片氏である、平右衛門は當時諸侯の金方を勤め、金廻り宜く、又懷徳書院の門人であつた故、書物好の丁稚を引取て世話したものらしい、これが家業に出精し、段々出身して別家となり、本家の東隣に家を持ち、山片氏を名乗り、升屋を稱するに至つたので、彼は當主平右衛門重賢、其子平右衛門重芳、二代に仕へて忠節を盡し、文政二年三月五日、幕府から町奉行所の手を経て、銀三枚の賞賜に與つた。

彼は丁稚より身を起し、堂々たる大家の別家となり、梶木町即ち内北濱五丁目魚棚筋より、二軒目南側に家を構へるやうに出世した、先代平右衛門が死んだ時、當主は僅かに五歳であつたといへば、本家の維持には少からず心力を勞したのであらう、彼が文化の頃から眼病に罹り、遂に盲目となつたのも、或は之に原因したかも知れぬ、尤も文政二年以前にも、凶年に對する貯藏米の事を講

じて、御褒美を頂いたといふが、其詳細は遺憾ながら判然せぬ、盲目は不幸とはいへ、七十二歳の老翁は二代の主人に對する忠節を幕府より認められたのである、錦衣故郷に歸るべき時機に到着したのである、其處で朱塗の三組盃を作り、之を故村一軒別に贈物とし、且添ふるに小判一枚づゝを以てした、三組杯は現在神爪村の本派本願寺派覺正寺に存し、新年の祝酒を酌む時に使用せられて居る、小盃の表には幕府賞賜の申渡書、裏には梶木町升屋小三郎同居小右衛門の十數字を金粉にて記し、中葉には柏の小枝を金銀粉にて、又大盃には記念として之を呈する由を述べ、文政二といふとし、なにはにすめる山片よしひでしるす、と金粉にて書いてある、小三郎は平右衛門の子芳達の事なるべく、芳秀は小右衛門の名である、彼は字を子蘭といひ、號を蟠桃、又は有躬といつたといふ、柏の小枝には葉が三枚ある、三柏が家の定紋であつたものだらう。

小右衛門は、記憶力の強い人で、或年本家が火災に罹つた時、金銀出入の帳簿を失ひ、頗る當惑したるに、一々之を暗記し居りしため、容易に新帳簿を作るを得たと傳へて居る、而して彼は一方ならず、火災を恐れた爲往來より幾尺かを退けて新建築を爲し、中二階より容易に上り得るやう通路を開き、中二階には少からず鹽菰を備へ、事あれば直に是等の鹽菰を出して屋根を蔽ひ、火粉の燃え附くを防ぎ、かくして二度まで類焼の災を免れたといふ。

文政四年二月二十八日は、彼の死亡の年月日である、法號を宗文といひ、遺骸を天満の善通寺に葬つたが、墓石にはたゞ長谷川氏墓とのみある、故郷神爪村の人々が、彼の徳を稱して建てた墓石は、今も覺正寺にあつて、表には釋宗文墓、裏には長谷川安兵衛弟俗名山片小右衛門、右側には施主當村中謹建之、左側には文政四巳二月二十八日往生とある、今同村長谷川久米四郎氏といふのが、安兵衛の四代目に當る人だが、同氏も亦妻女も安兵衛の血統を牽いて居ず、小右衛門の玄孫三藏氏は、五年前東京にて歿せられ、小右衛門の家を相續して居られた小三郎氏も、七八年前歿せられたといへば、先づ長谷川家の血統は、全滅したものといつてよからう。

幸田氏の記する所、大要斯くの如くにして、著者の出身經歷略々之を悉くせりと雖も、尙「浪華人物誌」には、其の爲人を賞揚し、「英邁にして智あり、學を好みて業を中井竹山に受け、旁ら麻田剛立に従つて天學を學び、又蘭學を喜び、當時博學を以て聞ゆ、常に好んで經濟を談じ、身主家の事を管するに及び益諸藩國に廣く貸出し、諸侯に寵あり、竹山及弟履軒常に蟠桃の識量あるを稱す、故に中井門皆目して孔明と云へり、」云々と記し、又「桑名老侯松平樂翁、もと蟠桃の人と爲りを嘉せしが、「夢の代」を讀むに及び、益々之を奇とせり、當時坂人市中の人物を評するに、必ず蟠桃を以て第一流と爲せり、」云々と云へるが如き、皆過賞の言にあらざるを見るべし、海保青陵は、其の「升小談」に於て

「升小ガ升平ノ家ヲ興シタルハ、家法ヲ立テタルガ始マリ也、今ハ升小ノ法ヲ諸家ニテ寫シ取りテ、鴻池、加島屋ヲ始トシテ、皆升小ヲ師トシテ法ヲ立ル事ナリ」と述べたるを見れば、彼が當時如何に大坂に於て重せられしかは、推察すること難しと爲さず、著者は本書の外に、米價及一般の物價を論じたる「大和辨」なるものを著はし、文化年間、竊かに政府へ獻策したる事あり、今、その書を見るに夢之代第六卷二十二節（日本經濟叢書本二六一頁より三六九頁に至る）と全文同一のものなれば、著者は夢之代執筆のとき多少字句を訂正して此の獻策を書き加へたるものなるべし、又本書第十卷（無鬼論の上）は故内藤耻叟氏の編纂に係る「日本文庫第十二編」に、「無鬼論辨」として出版し、編纂者は其の解題中に、「無鬼論の事を辨する頗直截痛快なり」と云つて居らる、斷篇零冊猶且つ斯くの如し、本書全部の價直知るべきのみ。

經濟放言（日本經濟叢書）

本書は「贅説」と「經濟總論」の二篇より成れるものにして、「贅説」は先づ初めに家屋、道路、橋梁などの築造は、西洋に倣ふて、石材又は鐵材を用ひ、諸器物も、亦金銀銅を用ふるの利益なる事を説き、それより新井白石の説を丸抜きにして、金銀銅の外國に入りし額の、夥だしきを慨嘆し、（數字

には、所々誤謬あり）次に西洋の地理、國狀の大要を記して、彼等の富裕なるは、全く海外交易を最第一の國務とするが爲めなりと喝破し、進んで我國に於ても、士農工商の別なく、盛に島さがしに出掛け、蝦夷諸島は勿論、カムサスカまで、撫育交易して、悉皆日本の屬地と爲すべしと論じ、最後に復た自國を、豊饒の富國となさんには、外國より金銀銅を取込むの外に道なきも、之を爲すには他國と交易を爲すより外に良手段はなし、交易には、自然産物を以て交易すると、人巧産物を以て交易するの、區別ある事に論及し、自然産物の交易には、左までの利益なく、専ら主として、人巧産物の交易を爲すの必要を主張したるは、今日の語を以て之を解釋すれば、未製品の輸出よりは、製造品の輸出を、盛大にすべしと云ふの主意であつて、著者の着眼、高く一頭地を抜けること、實に此の點に在りと云はざる可らず、「經濟總論」は熊澤蕃山、萩生徂徠二人の説に、不備缺點ある事を指摘し、此の二人が、海外經營の意見を有せざりしは、國家を末増（永久に）に富強にするの道を知らず、首尾貫通せざる經濟説なりと、斷じたるものにして、書中「日本の土地限りの遣り繰り經濟は、大抵似た欺寄た欺迄には、仕附あれば、今更日本の土地限りの遣り繰り經濟は、逆も埒明くべきにあらず」と言つて、「贅説」の主意を繰り返へし、其の中「利益に走るは、凡情の常にて、則國力を扶る密策に協ふ」と云ひ、又「古國と親染ば損失あり、新國と親染ば利益あり」と云ふが如きは、最も適切な警語にして、

海外發展に志す者の、常に服膺すべき所ならん、但著者が古國と云ひ新國と云ふは、彼我國交の新舊を指したるにあらず、開けて進んだる國と、幼稚未開の國とを指したるものにして、其の所謂新國なるものは、後者を云へるものに外ならず、我國維新以來對外貿易の損失は、全く國民が此の警語に背きたるの過ちではなかつたかと思はる。

本書は著者自ら如上の二篇を合し、一つの成書となして、「經濟放言」と題名し居たるものなるか、將又後人が勝手に之を合して、斯る題名を附して、傳寫したるものなるか、其邊は明白ならず、著者本多利明の研究者として知らるゝ經濟學博士本庄榮治郎氏が、經濟論叢第一卷第四號に掲げられたる「本多利明ノ著書ニ就テ」と題する、精細の報告に據れば、原本二卷なりしを合して一本としたるは、明かに後人の所爲なるが如くなるも、其の所謂原本なるものは、果して一書を二卷に分ちありしか、又は全然別書なりしものなるか分明ならず、兎に角余の見たる大藏省本は、「經濟放言」と題名しありたるを以て日本經濟叢書へ收容したる時もそれに従つたのである。

著者本多利明の略傳は、「經世秘策」の下にあり。

廢不恤緯 (日本經濟叢書)

本書は(一)倭羅斯交易之始末、(二)奧蝦夷を開く大計、附潮汐の順逆并に虜船之針路、(三)外國入寇の利害、(四)大小銃花實總論、(五)攻守戰銃問答の五ヶ條に付きて、著者の意見を述べたるものなり、書名は古語に、廢不恤緯とあるを採りたるものにて、蒲生君平の著書「不恤緯」と同じく、國家の大事は野にある者の、猥に容喙すべきことにあらずと、謙遜の意にて命じたる題名なるべし。著者土生熊五郎、名は應期、遠業又懋齋と號す、紀州の人なり、井上四明の門に入つて漢學を脩め、出藍の譽あり、著す所は本書及船舶考の外に、制度通考二十卷、防海紀略數卷ありと云ふ、制度通考は余未だ之を見ず。

船舶考 (日本經濟叢書)

本書は本多利明の著作「渡海新法」なるものと大同小異にして、日本の如き海國に於ては、船舶の使用を盛にし、渡海の術を習はざる可らざることを論じたるものなり、又奥羽地方の米價と江戸の米價との差異を記する所などは、利明の他の著作西域物語の記事と殆ど同一にして、現にこの書中「渡海運送交易を以て國民を撫育する」云々の一條の如き、全然西域物語と同一の文言にて記しあれば、本書は本庄博士の考證せられた如く本多利明の渡海新法及西域物語などを焼き直したもらしく思はれ、

或は著者は懋齋にはあらずして本多利明なるや明白ならず、懋齋は史學が最も得意であつて、文章の達人として知られたる人なるも、本書には少しもそんな特長も見えず、兵學を平山行藏（名は潜字は子龍）に學び、負けず嫌ひの剛情者であつたことなれば（太田晴軒の訓蒙淺語を見るべし）他人の著作を奪つて自作とするが如き人でもあるまいから、旁々本書は利明の著作を後人が誤つて懋齋のものとなしたることかも知れないのである、併し何れにしても八かましく批評するほどの著述にはあらず。

古 琴 操 （寫 本）

本書十卷、今其の一、二卷を佚す、余の藏本は、第三卷以下、第十卷に至る八卷にして、其中經濟上の記事あるは、三、四、七、八の四卷なり、内容は我邦徳川時代に於ける、經濟上の談柄を漢文にて記るし、間々論評を加へたるものにして、其の要は、奢侈を戒むるの一點に外ならざるが如し、此の種の書名に「古琴操」とあるは、疑はしき様なれども、支那の古き書、即ち漢の楊雄の「琴清英」と稱する書に「舜彈五絃之琴、而天下化、堯加二絃、以合君臣之思」などの言あり、又後漢の蔡邕は「琴操」を著し、其の序言に「昔伏羲氏作琴所以禦邪僻防心淫以修身理性反其天真也」

云々と云へり、著者は恐らくは此等に因んで命名したるなるべし。

著者河添子納（樂洋集には士訥とせり）通稱は矢五郎、肥後宇土侯の臣にして、文化文政頃の人なるべきも、其の傳詳かならず、大日本教育史資料に、寶曆中宇土藩主細川興文、儒術を尊崇して、溫知館を創設するに當り、宗藩熊本の人、江口惠と與に處士河添彌五郎を聘して、教師としたることを記しあり、彌五郎矢五郎の違あるも、是れ或は其人ならんか、然れども本書文中、嶋原の大夫岩瀬華沼の記事ありて、而かも其の政績を稱揚しあるを見れば、教育史資料に寶曆中とあるは、少しく時代の差異あるかとも思はれざるにあらず、暫らく記して、博識の示教を待つ。

太華翁建議 （杉原謙氏佐戸太華翁本）

本書は勸農建議（寛政十二年）補土建議（寛政三年）及樹人建議（同上）の三篇にして、勸農建議は、農民を獎勵して殖産興業の仕方を立てんとするの主意にて、それは先づ諸方の山々へ桑を植立て、蠶桑を盛にすべしと説き補土建議は藩士の疲弊を救済するの目的にて、質素質朴の古風俗に立ち歸らしむるの必要を論じ、國君に於ても、諸品總て國産を用ひて諸士の産業を誘導すべき事を主張し、樹人建議は百姓の田畠の荒廢に歸するは、人口の減少に歸因するものなれば、之を救済するの手段は、

大に百姓を附益して、地力を盡くすにあることを説きたるものなり。

本書は杉原謙氏の「荏戸太華翁」に收載す、同書は著者の一大傳記、其の資料最も豊富にして、而かも概ね皆精確なるべしと雖、惜い哉叙事甚だ不統一にして、一讀其の要領を得べからざるものあり、是れ同書の一大缺點なるべきも、今世上太華の傳記及遺書に關することは、之を除きては外に見るべきものなきが如し、殊に此の建議書の來歴に關しては、同書に最も詳細の記事あれば、篤學者は之を參照せらるべし。

著者荏戸太華、名は善政、初め政種と名く、通稱は九郎兵衛(幼名は孫惣)太華又南溟と號す、世世米澤侯に仕ふ、退隱の後、通稱を其子政以に譲り、専ら太華を以て稱す、再勤の後、名を六郎兵衛と更らむ、然れども詩文等には源(姓)鵬(名)士雲(字)と記し、其の書齋を好古堂又既醉亭と號せり、太華少くして學を好み、江戸に出でて、澁井孝徳の門に入り、大に經濟の學を修む、業成りて國に歸り、藩主上杉重定に仕ふ、明和四年憲治、封を襲ぐに及び、勤儉自ら勵み、華を斥け實を取り、盛に儒教を崇び經世に盡瘁す、太華乃ち擢られて國老となり、憲治を補佐して、大に參畫する所あり、遂に上杉氏中興の大功業を成さしめたるは、太華の力與かりて鮮少ならずと云ふ、太華は享保二十年、米澤に生れ享和三年家に歿す、歳六十九、著はす所は本書の外、「好古隨筆」及「政語」の外、

百十數種ありと云ふも多くは短篇なるが如し。

實曆隨筆及寡婦之利

(寫本)

實曆隨筆及寡婦之利は、余が收藏の原本には、共に好古堂隨筆と題しありて、此の二書は全く同隨筆の一部分を爲せるもの、如し、杉原謙氏編述の「荏戸太華翁」に記する所に依れば、左にあらで、全く別書の如くなれども、現に余の收藏本たる實曆隨筆の序文は、著者好古堂の野紙に自筆らしき筆蹟にて「好古堂隨筆序」と題して「好古は予が書堂の號也、此堂や實曆の頃、二三兄弟の手に成る、朝に集りて夕に散するも有り、食を此堂に炊て起臥するもあり、相切磋してうます、楽しいかな、間暇もまたあらざらんや、そのつれづれに書つゝるもの、また以て老後のつれづれに備へんとなり」とあり、末に「安永三年八月既望、太華源鵬士雲」と署名し、而して本文は「好古堂の野紙を用ひず、筆蹟も全く別にて(寺島高秀と云ふ人の筆蹟なるべし)其の卷頭は「好古堂隨筆卷之一」とし、又卷末には著者の曾孫政養の自筆(花押あり)にて「善政公の御著述實曆隨筆、いつの頃にや紛失なしぬ、依て此歳改て寺島高秀をして、是を寫さしむるものなり、于時嘉永六癸巳年五月上旬」とあり、又「寡婦之利」は餘り古からの寫本にて、序文もなければ、跋文もなければ、卷頭には矢張「好古堂隨筆」

の五字を題しありて、卷數も記るざれば、隨筆の何卷に當るや分らざれども、兎に角二書ともに「好古堂隨筆」と稱するもの、一部分なることは疑なきが如し、「寶曆隨筆」は一卷一冊本にして、僅々九章に過ぎず「寡婦之利」は二卷を合して、同じく一冊本とし、總て四十二章より成立したる小冊子なれども、其の内容は二書とも、最も趣味あつて、而かも亦最も有益なる説話のみを記載しありて、經濟上に因縁なき談柄中にも、往々大に見るべきものなきにあらず、杉原氏は遺書要覽追加の部に於て「寡婦之利」を評し「常山紀談の體に倣ひしものなり」と云はれたるも、紀談の記事は、煩蕪にして玉石雜陳の譏を免かれ難きも「寡婦之利」は粹の粹を抜きたるものにして、彼を以て此を視れば、千羊の皮、一狐の腋に若かさるの感なくんばあらず。

著者の略傳は太華翁建議の條下にあり。

政 語 (寫 本)

本書は君臣、安民、政教、用人并觀人、賞罰、治民、節用、戰競の八項に就き、著者の政治意見を論述したるものにして「荏戸太華翁」の遺書要覽に依れば、本書は寛政元年の執筆に係り、著者が後日米澤藩の政事に與かりて施行したる事は、皆此の「政語」の主趣に淵源するものなりと云へり、書

中「民は國の本なれば、大切に世話し、政令は民情を察して施さざる可らず、無智なる下民に對しては、少しばかりの過失を咎めて、苛察に涉るべからず、小事は見流がして大體を繕るべし、農桑を勵まし、工商を進ましむべし、民は質朴にして、信を守らしめざる可らず、國君は民の儀表なれば、禮を以て儉約を示し、安民の實を擧げざる可らざる事」等を親切に説述せるものなり、著者荏戸太華の略傳は太華翁建議の條下を見るべし。

迂話之素羅記 (寫 本)

本書は専ら治民の局に當る、奉行の職務を評論したるものにして、著者は何人なるや分らざれども、書中の記事に依て推定するに、漢學者にして民事に預りし者の手に成れるものなるが如し、余が收藏本の跋文には「右一冊者愚不才也、不意一日蒙命於民事、退而自省則猶車小而載多、馬瘦而任重、焉能致遠哉、汎然未知下手、不堪戰汗而已矣、雖然不敢不竭駑力、效愚衷、因私拾當初所聞、綴鄙見所及、而自警、且以備後日之論辨取舍云爾、享保庚子仲呂上旬、景寬書之」とあり、景寬と云ふ名に就て之を想像するに、著者は或は久代景寬にはあらざるか、久代景寬は通稱彌三郎、寛齋と號し、越後の儒者にして、高田藩に仕へ、寛保三年に歿したる人なり、寛保三年は享保庚子(五年)

を距ること二十二年の後なれば、時代も亦相當すべし、且らく記して識者の示教を待つ。

金銀圖録并續篇 (文化頃の版本、續篇は版本なし)

本書圖録は近藤正齋の著はす所なれども、續篇の著者は判明せず、圖録は同書の凡例にある如く、著者が文化年間に著したる寶貨通考(本篇三十冊、提要三冊、圖録六冊)と題するもの、一部分にして、此の圖録七卷は著者既に之を上木して、今現に坊間に流傳するもの少なからず、然れども圖録の本文(卷一より卷六に至る)は金銀錢五百三十七品の品質、形狀等を詳記圖録したる錢譜の類にして、經濟書と稱する程のものにあらず、最後の第七卷即ち附言は、我國の上世に於ける貨幣の沿革より、古金銀の名稱、性質及其の由來等を詳に考證し、尙支那の諸書に依て、彼の國の幣制をも詳説したれば、東洋の貨幣問題に著目する者は、必ず一讀し置かざる可からざるなり、但此の附言は圖録六卷六冊本の外別に一冊本として、圖録と共に刊行せられたものである、續篇は近藤氏の圖録は明和の南鐐貳朱判に止めあるを以て、其の以來即ち文政二分判金より、天保の南鐐壹分判及其の異品に至る、凡二十五品を擧げて簡單に圖解したものに過ぎず、此の續篇は日本經濟叢書に收載せるも其の底本たる大藏省の原本は先年の震災の爲め烏有に歸せりと云ふ。

著者近藤正齋、名は守重、通稱は重藏、幕府の吏なり、初め勘定奉行中川飛驒守、彼の用ふべきを知り、支配勘定に任して蝦夷に赴き、魯人の動靜を伺はしむ、守重山河を跋涉し、將さに擇捉に渡らんとし、海中偶々大風に遇ふ、乃ち甲を撰して舟子を指揮す、皆曰く舟危し、宜しく身を軽くすべし、守重曰く、鎧を着して溺死し、屍異邦の岸に到らば、夷輩我が日本人たるを知るべしと、已に渡りて魯人建つる所の標榜及び十字架を撤して、我國の標柱を立て、歸る、守重是れより心を邊疆に盡くし、北海警備の策を献すること前後數回に及ぶ、文化六年讞を蒙りて小普請となり、幾何もなく復出で、書物奉行に任せられ、楓山文庫を管して、其の秘書悉く閱せざるなく、而して家亦藏書に富み、擁書城と稱す、林述齋、市川寛齋、龜田鵬齋、大田南畝等皆來往交遊せりと云ふ、晩年執政沼津侯の意に倅り、左遷せられて、大坂弓矢奉行となる、續きて復た其の職を罷められ、小普請となる、是れより斷然意を世事に絶ち、地を下濫谷に購ふて構大なる庭園を造り、男富藏を遣り、之を經營せしむ、遂に之に依て士人の間に種々の惡評を招き、文政十二年病んで家に歿す、年五十九、中根肅治氏の慶長以來諸家著述目録は、頗ぶる杜撰の書にして、悉く信據するに足らざるも、同書に記する所に依れば、正齋の遺書は前記寶貨通考の外、寶貨祕書(十卷)、金銀貨幣説(若干卷)、田賦水制考(二十卷)、其他有名なる右文故事(三十卷)并外蕃通書(二十八卷)等を始め、總て六十餘部あり、而かも其の中憲臺實録(百

二十卷) 憲教類典(百卷) 毛人國志(五十卷) 漢父利亞通考(三十卷) 正齋筆記(百卷) 正齋元書(二十四卷) 其他多くは五卷十卷の大著作あり、著者の精力の絶倫なりしこと、眞に驚くに堪へたり。續篇の著者は何人なるや未だ判明ならず。

下學通言 (明治二十五年活版)

本書は第一卷論道、第二卷論學、第三卷論禮一、二、第四卷論禮三、第五卷論政上、第六卷論政下、第七卷論時の八篇より成る漢文の論說にして、卷末に附録として、著者の傳記(行實と題せり)を載せ、且「正志齋著述目錄」を添へ、内藤耻叟氏の跋文を附して、明治二十五年活版にて、發行したるものなり、大體は漢儒普通の所論にして、専ら周禮王制の主意を我國に折中適用したるものに外ならず、然かれども其の細目は主として我國の事態を論じたるものにて、徂徠の政談、春臺の經濟錄、竹山の草茅危言など、其の類を同じくす、但本書は漢文にてむつかしく綴りたるの差あるのみ。

著者會澤安は水戸藩の儒、幼にして慧敏、學を好み、稍々長じて彰考館の寫字生となり、幾もなく擢られて、諸公子の侍讀となる、數年累進して進物番となり、名聲大に揚がり、藤田幽谷歿するに及び、彰考館總裁に榮進す、病に罹り辭職の後、再び擢られて郡奉行となる、烈公封を襲ぐに及び、召して國事を諮詢せられ、大政に參畫せり、烈公譴を蒙りて致仕するに及び、安亦引責幽屏すること四年、乃ち復た出で、烈公に仕ふ、文久三年病を以て家に歿す、歳八十二、安字は伯民、通稱は恒藏、正志齋と號す、著はす所は、本書及廸彜編の外、新論、退食閑話、閑聖漫錄、典謨述義、讀論日札及讀書日札、孝經考、中庸釋義、正志齋雜錄、艸偃和言等多くは板本にて行はる、皆有用の書なり。本書は舊木版にて、刊行せる上中下三冊本あり、そは本書の論政上下及論時の三編、即ち活字本の五、六、七卷だけを刊行したるものにして、固より完本にあらず。

新策及通議 (安政二年及弘化四年版)

新策正本の例言に依れば、同書は賈誼の「新書」及陸賈の「新語」などに倣ひ、著者一人の私言にして、天下の公議にあらざるの意に因みて、命名したる由記しあるも、其の體裁は寧ろ著者の私叔せる「東坡策」及「穎濱策」等に類似し、全く後者を藍本とし、それに我國の史實を適用して作りたるものに外ならざるが如し、通議二十八篇は其の文異なりと雖も、其の論旨は大要同じ、新策正本の序に、出版者杉本貞健の記する所に依れば、通議は全く新策の刪定本なりと云へり、乃ち二書を併せ見れば、著者の意見の發達を探求するの便あるべし、新策正本六卷は、安政二年之を刻し、校正通議三

卷は、弘化四年刻成りて發行す。

著者頼山陽は安藝の人なり、名は襄、字は子成、久太郎と稱す、年甫めて十三、柴野栗山、彼が其父春水に寄するの詩を見て、大に之を嘆賞し、春水に云つて曰く、足下子あり、宜しく之をして、史を讀み、古今の事を知らしめ、以て有用の實材たるを期すべしと、山陽之を聞き、感奮して日夕綱目を讀む、然れども章句の末に齷齪たらず、唯々治亂の大勢を記するのみ、年十八、叔父杏坪に従つて東遊し、尾藤二洲の門に入り、僅か一年にして、才學益々進む、文化七年、去つて備後に赴き、明年又去つて京師に遊び、遂に此に留る、時に年三十二、文政元年、鎮西に遊び、筑豊肥を経て、長崎に至り、又薩隅を窮む、明年廣島に歸り、母を奉じて復た京に入る、天保三年、病んで歿す、年五十三、著はす所は、前記二書の外、日本外史二十五卷、日本政記十五卷、山陽詩鈔及遺稿各々八卷、文抄十二卷、其他數種あり。

經濟問答秘録 (日本經濟叢書)

本書に經濟と云ふは、矢張儒者の所謂經濟にて、經國濟民の意味なれば、書中の記事論説は、多くは爲政家の見地より述べたるものなり、而して第一卷及第二卷の經濟要論に於て、先づ經濟の意義を

解釋し、それより詳に爲政の要領を説き、第三卷乃至第五卷に於ては、學校は天下を治むるの根本なる事を述べ、第六第七兩卷は主として法令の事に關し、第八卷より第十卷に至る四卷は、國用考と題し、専ら和漢の史實、若くは學者の所論を引用して、經濟上の面白き談柄を澤山に列舉し、題名は國用とあるも、其の實往々個人の一家經濟に關する事をも併記せり、第十一卷乃至十六卷は田賦考にて、是れは幕府に仕へたる某士が、元祿二年に諸國に頒布したる檢地法なるものは、其の文義中解せざる所ありとて、其の大要を抜抄して、詳かに之を辯明したるを始めとし、其他田制及農事に關する種々の事項を、最も細密に考證論述し、第十七、十八、十九及二十の四卷は、僧道部として、専ら僧侶に關する事を記し、第二十一及二十二卷は、海港部として、我國沿岸の航路、里程、港灣等を詳記し、第二十三は、征權考として、重もに各種の雜税を論じ、兼て又種々の經濟事實を記し、第二十四、二十五、二十六、二十七及二十八の五卷は、武備考とし、第二十九は、刑法、第三十は詳讞、大刑、赦贖として、各々その題目に就きて、詳論したるものなり、然れども右第十七卷以下の各卷にて我が經濟學に關する事柄を述べたるは、主として征權考の一卷に過ぎざるも、該卷には、中々重要な意見あり、例へば國産は勉めて上等品を、製作せざるべからざる事を論じ、製作品の原料を、他國に仰ぐは、不得策なる事を説き、四民の職業は、相互に混同せざるを利益とする等の説は、固より絶對の確

論とは云ふべからざるも、兎に角一理あるの言と云ふべし、又青砥藤綱が百錢を費やして、十五文の錢を撈らしたるは、庶人の經濟にあらず、王侯の規範なりと斷じたるが如きは、頗ぶる味ふべき警語なりとす、尙ほ此の外土佐の役人が、阿波の日備をイジめて、却つて困難したるが如き面白き事實を、多く列擧したるは、殊に參考の價値あるものならん。

之を要するに本書は、徂徠の「政談」、春臺の「經濟錄」、竹山の「草茅危言」など、略々同様のものなれども、此等に比較すれば、記事雜駁にして、頗る不統一を極め、殊に冗漫なる漢文を處々に引用し、普通多く用ゐざる言語を使用するなど、其の體裁甚だ宜しきを得ざるのみならず、文章も亦難澁にして、意義の明白ならざる所あり、之に加ふるに引用書名及其の抜抄せる本文等、往々多少の相違あつて、引用原本に一致せざるが如き不體裁あるを免かれずと雖も、其の大體の記事に至りては、大に參考すべきこと尠からず、多くの誤謬、多くの混雜の中に、最も多くの面白き記事を包容すること、本書の右に出づるもの、殆ど稀なるが如し。

著者の記する所に依れば、本書第二十一及二十二の二卷（海港部）は高田政度と云へる人が、明和年中に著作したるものなるを、著者が訂正して、本書中に收めたるものなりと云ふ、但著者は本書第二十一卷の初めに於て、是の一卷は、明和年中、高田政度と云者云々と記して、政度の海港に關する

原著は一卷の如く明言せり、然るに本書の海港部は、二十一の二卷となり居りて、其の所記と符合せざるが如くなるも、元來此の二卷は記事文章連續して、別人の手に成りたるものとも見えざれば、舊は一卷なりしを後に至り、著者は之を二卷に分ちたるものなるや、未詳。

世上に流布する本書は、板本二種あり、何れも木活字本なれども、一は薄葉美濃紙本にして、合本十冊とし、他の一は普通美濃紙本にして、三十卷三十冊とし、二者の内容は大體同様なれども、細かに對照すれば文章用語等、多少の異同なきにあらず、活字本の通弊として、兩本とも誤字誤植等頗る多く、往々全く通讀し難き所あり、何れを是とし、何れを正とするか、判斷し難し。

本書の著者正司考祺、通稱は庄治、碩溪又南畝と號す、肥前有田の人なり、家世々商賈にして、巨萬の質産家たり、考祺夙に學を好み、博聞強記にして、殊に經濟の學に長じ、又實地自ら莫大の山野を開き、多數の農奴を使役して、國産興作の事業を試みたる事あるが如きは、荒木某が考祺の著作「家職要道」の跋文に記する所に依つて明なり、但憾むらくは、其の學歷詳ならざるも、彼が一生の大著作なる「豹皮錄」（凡一百卷あり天保六年の作）の序跋は篠崎小竹・廣瀬淡窓・草場佩川・帆足萬里・後藤松蔭・奥野小山等諸名家の撰文に係はる事に依て、之を推測すれば、著者は當時此等の學者中に、多少知られたる人なりしならん、安政四年、年六十五にて歿せり、著す所は本書の外家職要道

及豹皮錄、環堵日記二十卷（嘉永三年の作）天明錄四卷（安政三年の作）武家七徳前後篇十六卷（弘化二年の作）あり、豹皮錄、環堵日記二書の外皆版本あり。

武家七徳（安政頃の活版本）

本書は正司考祺の著作にて前編十卷、後編八卷より成れるものにて、前編卷一、卷二は禁暴上下、卷三、卷四は、戢兵上下、卷五、卷六、卷七は完功上中下、卷八、卷九、卷十は和衆上中下にして、經濟上に關係の事甚だ少ないやうであるが後編卷一、卷二は安民上下、卷三、卷四、卷五は保大上中下、卷六、卷七、卷八は豊財上中下とし、安民保大に於て専ら武家武人の善行美事を擧げて士道を闡明し、豊財に於ては節儉を以て武士の美德となし、名將賢臣が其の部下に對する慈善行爲などを詳に記述して、士風の廉潔敦厚ならざる可らざる事を訓戒したものである、書中の所論は別に見るに足るべきものなしと雖、其の歴史上の記事は、往々參考に資すべきことなきにあらず。

本書は前編の自序文に依れば、弘化二年の著作なるが、安政の頃木活字を以て發行したるものなり。

天明錄（日本經濟叢書）

本書は第一卷の初めに時勢漸變と題し、著者現存の當時、商人が利欲にのみ趨りて、世人を欺瞞する風俗となりたる事を憤慨し、次ぎは僧徒習弊、文學明闇などと題し、和漢の故事を引用して、僧侶の墮落を攻撃し、第二卷は専ら貨幣の事を記し、金銀銅の海外に流出することを非なりとし、又青木定遠の問答十策（本書は龜井道載の著作となしあるも是は恐らくは著者の誤ならん）を第四策まで其儘抜鈔して支那及和蘭に對する交易の得失を述べ、第三卷は奢侈招衰外三件を論じ、第四卷は醜虜跋扈、及海外防禦を述べ、第五卷は互市得失外三件を論述し、日本は人口の割合に産物少なき故に、民間に充分の餘剰産物を生ずるまで、猥りに外國と交易すべからずとの意を詳にしたるものなり、大體は問答體の文章にて、「問答十策」と略々似たるものなれども、内容は例の如く著者の得意とする和漢の史實を澤山に引證し、鬱澁難解の記事中に、多くの參考資料を掲げたるは、其の勞、偉とするに足るものあらん。

書名の謂れは自叙にある如く、書經にある天明威、自三我民明威と云ふ語に取りたるものである、著作の年月は詳かならざれども、叙文の年月、即ち安政三年頃の作なるべしと思はるゝが、本書は同時頃既に發行したる木活字本（四冊）あり、又著者正司考祺の略傳は經濟問答祕録の條下に出づ。

家職要道 (日本經濟叢書)

本書は専ら商人の爲めに立身出世、家業繁昌の要道を、平易に説き示したるものにして、頗ぶる有用の著作なるが、之に就き著者正司家に特別の關係ある鈴木券太郎氏より、左の一奇談を寄せられたれば、此に其の大略を掲ぐべし。

(前略) 南畝の家職要道に依りて感奮興起した人が、大坂に存在して居るのであります。：：陰徳家本人の志に背く嫌はありますが、既に佐賀の新聞にも出たことですから、要領をお話致します。：：明治四十二年の二月でしたか、正司南畝の子孫があるか、ないかと云ふことを、大阪の或人から肥前國有田町の役場に照會して來たのであります、所が有るも、遺族は、れつきとして存在して居るのであります、そこで役場では、直に其の孫に當る正司敬次と云ふ者が存して居ると云ふことを回答しました、三月に入りて大阪の人より正司家へ宛書面を送られたのです、其の書面の本文を読んで見ませう、「貴下には未だ一面識もなき身を以て突然書狀差出すは甚だ失禮には候へども貴下御先代正司南畝先生の御尊靈に對し謹で謝意を表したき存念に有之候小生は大阪の出生の者にて候が幼少の砌即ち寺小屋時代に家計上の都合にて讀書習字に親しむこと能はず他家へ奉公するの止

むなき場合と相成候處十六歳の時又々都合ありて主人より暇を貰ひ父の手許に在りて營業を扶け居候處三十歳の時偶々病氣にて長らく臥床致し候折柄友人の大森喜兵衛と云ふ人病中の退屈紛れには此本を讀まるべしとて示されたるは貴下御先代南畝先生の著作されたる家職要道にて有之候熟々拜讀候處世にも尊き御諭しにて處世の道を懇に御教示有之病苦をも忘れて日々拜讀し快起の後も家業の餘暇には必らず此本を玩味し我生涯の一大教師と心に深く信じ御諭しの項目は一々背かざる様深く心に刻み夫れより以後五十九年の今日まで家業に就ては固より人事上に於る種々の艱難辛苦に逢ふも少しも撓まず一意専心先生の御諭しを堅く守候爲め今日に於ては相應の幸福を蒙り家内一同至極安樂に暮し居候熟々既往に遡りて今日を考ふるに斯の如き難有書を著述して人を導き世を益し給ふは實に限りなき御陰徳と申す外なく小生の今日あるは全く家職要道の御蔭を蒙り候事と深く感佩仕候就ては其報恩の萬分一を表せん爲め失禮を顧みず先生の靈前に御献物致し度金一封並に置時計一個小包郵便を以て贈呈仕候間御受納下さらば本懐の至りに奉存候」云々、此の手紙を見ますると立志傳を見るやうな感じが致します、私は之れを始めて讀んだ時は眼に涙を浮べました、此際私と正司家との關係を一寸申して置ませう。

正司敬次氏は私が先年校長を致して居りました佐賀縣立佐賀中學校の卒業生でありまして卒業後

東京の農科大學に入りて學び只今では佐賀の農工銀行員となりて有田から佐賀へ日々通勤して居ります、此人は風格清雋、思慮周密の青年であります、話、前に戻りまして正司家では此の不意の來狀に接して驚きました、併し是れも祖翁の餘慶ならめと喜び早速近親を集めまして、一同協議の上贈附金品は受領し、挨拶として祖翁の揮毫せる「成省」の大字額面を大阪の人に贈りました、大阪の人は大正二年に及びて又有田銀行渡の爲替券で壹百圓謝恩の爲めとて正司家へ贈られ、其上に「明治天皇御盛徳」と題する冊子三百部を送られました、正司家では大阪の人の志の並々ならぬに感じ、其の冊子を有田町の青年會其他へ配附しましたが、さて金の方に就ては何う處置したら宜いかと云ふことが問題となり、記念碑などは如何であらうかと云ふ議が現はれ、私へも相談をかけてきたのであります、私も建碑に賛成の由を答へ置きました、碑の材料には石か銅かと種々評定の末、遂に青銅で記念碑を建てることになり、碑文は私が撰むことになつたのであります、青銅碑は佐賀の谷口鐵工場で入念に鑄上げられました、私は昨夏有田に赴き出來上つたのを見て來たのであります、實に美しい製作でした、説いて茲に至りましたは、此の奇特なる大阪の人の面被オウエールを取り去ることを許して貰ひませう、此の奇特なる大阪の人は高麗橋四丁目淀屋橋筋に時計商を營業して居らるる生駒權七氏であります、新聞紙の廣告を見ますと時々時計の廣告を出されて居る名であり

ます、生駒權七氏は年齢正に六十五と承はりて居ります、世間には御自身の顔を廣く出さうとはせられぬやうですが、濟生會とか、白耳義救濟義捐とかには醜金などもされて居らるゝやうです、此人は隠れたる惠助を喜び又盛んに施本をさるゝ陰徳家と見へますが詳しいことは私には分りませぬ云々。

(此の談話は鈴木氏が先年大阪に於ける救濟事業研究會に於て講演せられたる筆記を同會雜誌「救濟研究」第三卷第五號へ掲げたるを寄せられたるに依り同氏の承諾を経て其の中の一編を抜抄したるものである)

右の奇談を一讀すれば、本書の性質は略々推測することを得べし、尙ほ本書の著者正司考祺の略傳は、經濟問答秘録の解題下にあり。

草茅危言摘議 (日本經濟叢書)

本書は中井竹山の「草茅危言」を、其の各條目に付き、一々論駁批評したるものなり、本書の著者、神惟孝は晋齋と號す、備前岡山の人なり、平生醫を業とし、兼て漢學に長じ、天保年間江戸に出で、神田御玉ヶ池邊に住し、廣く文人墨客と交り、詩を善くし畫を能くせりと云ふ、或人の説に本書は、惟孝一人の筆に成れるものにあらず、烟柳坪成と云へる者、其子と與に助力加筆したるものなりと、

云へど、其の眞偽詳かならず。

本書其の著作及出版年月共に明ならず、恐らくは天保年間のものなるべし。

食貨辨 (日本經濟叢書)

本書は初めに量入爲出の要を縷述して、次に義倉の良法なることを説きたるものなり、書名は「食貨辨」としてあるも、一般に食貨の事を記したるにあらず、主として義倉の必要を論じたるに過ぎず、而して書中の文意は、普通の人々が説ける義倉の主意とは、其の貸出の方法など少しく相違する所あるかの様に思はるれども、兎に角此の問題を説明すること最も詳細にして一讀の價値なきにあらず、著者は何人なるや不明なれども、矢張漢學派の儒流なるべし。

富國強兵問題 (寫本)

本書は封建時代に於ける武士の經濟觀、并に其の生活狀態に關する種々の面白き談柄を始めとし、其の他農商工の稼業の計算、或は又國家の財用、萩原近江守及白河侯の財政方針の批評等を秩序なく記載し、終りに附録として佐藤信淵の「經濟問答」を抜抄したるものにて、文章甚だ粗雜、往々不通

の所なきにあらざるも、其記事は參考とすべきもの多し、但し附録に抜抄せる「經濟問答」は今世上稀に目撃する「經濟問答秘記」(木活字板小冊上下二冊本)にはあらず、或は同書第二卷の末尾にある叙言の冒頭に「弘化元年之冬一貴人ニ請問ハレテ「經濟問答」ヲ著ハセリ」とある、其の書の事なるかとも想像すれども是れ亦明確ならず。

著者大久保仁齋、名は融、佐藤信淵の猶子なりと稱するも、其傳詳かならず、本書は安政二年の著作なること、其の序文に明記しあるも、著者の生死年月等は不明なり、本書の原本は寫本二冊本にて内閣文庫に一部を藏せらる、余は未だ他に藏本あるを聞かず。

淡雅雜著 (板本)

本書上卷は保福秘訣と題し、卷末に營生秘簿序及蘊真堂藏書畫目錄跋の二文を附載し、中卷は富貴自在と題するものにて、此の二卷は全く著者の筆に成れるものなるが、下卷は淡雅行實と題し、著者の男教中の編述する所なり、上卷の保富秘訣は専ら家事經濟の秘訣を説きたるものにて、商家の心得となるべきことを親切丁寧に論述し、且一萬金を以て家業を經營する仕方を立てたるが如きは、中々面白き意見なれども、今日吾人の所謂る經濟學の範圍に屬することは、寧ろ其の中卷なる富貴自在の

方にあり、然れども上卷の營生祕簿序は甚だ流暢の漢文を以て、保福祕訣の要領を記るし、簡明にして、能く其の主意を盡くせりと云ふべし。

今日經濟學の術語なる「資本」と云ふ語は、我國に於ては明治廿年頃までは「財本」又は「元本」などと云ひ「資本」なる用語が、普通となりたるは、比較的近世の事であるが、著者は既に保福祕訣に於て、屢々此の「資本」なる語を用ひ、之にモトテのふり假名を付して使用しつゝあるは、聊か注目すべき價直なきにあらず、併し支那にては古くより此の語を使用し居れり。

著者大橋良知、字は溫卿、淡雅と號す、晩年に至り、亭軒又東海等の號を用ふ、通稱は孝兵衛、後良左衛門と更む、江戸の豪商にして家號を佐野屋長四郎と云ふ、實は下野國都賀郡粟宮村の醫者大橋英齋の子なり、十五歳の時同國宇都宮の人菊地介々（當時古着商を營み、佐野屋治右衛門と稱す）の養子となりしも、故ありて其の家業を養父の弟に譲り、獨り江戸に出で、別に一家を立て、吳服業を營む、是より孜々として怠らず、日夜勉勵の結果、家業大に榮へ、晩年には間口十間、奥行廿二間の大店を支配し、家族召使合せて百十人の大家内を有するに至れりと云ふ、淡雅商を營むと雖も、資性英邁にして、讀書を好み、每朝夙に起き、獨り書齋に入りて、平生愛讀の諸書を開し、店を開きて業務にかゝれば、種々の簿書を一々點檢して、此事は斯く處すべし、彼件は斯く定むべしと、悉く指

揮して、更らに少しも倦色なく、實に終身一日の如くなりしかば、家人皆勉勵、事に當りて、家道益々盛んなるに至れり、嘉永六年病んで家に歿す、年六十五、一男二女あり、男は教中と名づく、菊地氏を冒して淡雅の業を襲ぎ、長女某は宇都宮菊地孝先に適し、次女某は有名なる大橋訥庵に嫁せりと云ふ。

大日本史食貨志（水戸家板本）

本書は徳川光圀以來水戸家の大著作として知られたる大日本史の一部分である志類の一であつて、全部十四冊として水戸家より發行せられたものである、内容は食貨一より十六に至り、一、二は我國天祖以來の農政を叙し、莊園の起るに及び、王綱弛んで權門勢家恣まゝに私を營み、王制全く破れたる顛末を、詳述して、總論とし、三は戸口として姓氏の由來を叙し、四は田制にて田法畝歩の制より口分田の事等を詳記し五は賦役上とし、租調庸の制を述べ、六は賦役中として専ら出擧の事を記し、七は賦役下にて調庸、地子、雜物、貢獻物の事に及び、八は倉庫とし、京庫、國庫、府庫の事諸倉の事を記して、義倉常平倉を附記し、次ぎに簿帳を附載して各式の帳簿に論及し、九は供御であつて、十は封祿上、十一は封祿下であるが、封祿は各官の祿制を叙し、十二は賑恤にて恩給を付記し、賑恤

の中には賑給、給復、蠲免、賑貸あり、飢人、窮民、鰥寡孤獨を救恤したる史實を列舉し、十三は山野河海、池溝堤防、道路橋梁の事を記し、山幸海幸より水利灌漑、堤防修築、道路開通等の設備に及び、十四は驛傳馬牛、津濟船舶、十五は市肆交易、貨幣、度量權衡にして、最終の十六は莊園に保名を附記し、莊園の跋扈を叙し、國郡の大半皆權門勢家に奪掠せられて、王室の式微に至れる徑路を詳述して、遂に名田の起原に及び、在廳官人、郡司、百姓等、往々掠公地、以爲名田、自是名田増殖、遂錯雜於莊園鄉保之間、其占有名田、多者爲大名、少者爲小名、大名小名即所謂武士者、源賴朝時如常陸豪族八田知家、多氣義幹等、稱曰大名、皆攘奪王土者也、と云ふに至つて筆を收む、其の意暗に武家武人の僭亂を憤り、封建の積惡を責めて、王政の古に復せざる可らざることを諷したるものであつて、本書十六篇の眼目は此の一點に存するもの、如し。

本書は漢文なれども行文流暢にして通讀し易く、我々經濟史を研究する者の坐右に缺く可らざる良書たることは固より辨を待たないのである、今若し之を邦文に覆譯して、一般通俗的のものたらしめんには、今日の學界に裨益すること更に一層多大なるべしと思はる。

白石建議 (新井白石全集)

新井白石は徳川時代に於ける大經濟學者の一人として知られ、彼の著作は諸家著述目錄に掲げあるだけにも、一百四十餘部の多きを算し政治、文學、美術、工藝其他各種の科目に涉つて考索論證したるもの少なからざれども、其の中今日の所謂經濟學に關する事柄は主として此の建議の中に含まれ、其の外には漢文又は通俗文にて著作したる短文斷篇に過ぎないのである、尤も彼の自叙傳を以て目せらるゝ「折たく柴の記」の中には幣制改革に關する彼の意見の概要及び彼が在職中に此の改革に與かりて畫策した顛末などを窺ひ知るべき記事の多ければ、白石の經濟學說の詳細を究めんとする者は固より此の「折たく柴の記」を熟讀するの必要あるべく、就中其の中卷及下卷(白石社本)の大部分は白石の最も努力したる改貨問題に關する記事にして、經濟史上最も重要な資料も少なくないのである、殊に彼の經濟意見の殆んど總てを包括する此の建議の由來を詳にするには、是非とも「折たく柴の記」の中下二卷を參照するの必要あり。

本書は白石建議と題名しあるも、元は無名の封事であつて、總て八篇あり、後人之を一綴して今名となしたのであらうが、其の第一、第二及第三の三建議は正徳三年(癸巳)三月に當路へ奉呈したるを以て癸巳三月議と稱し(通行の寫本癸巳三ヶ月議には第三はなし)又第四及第五の二建議は白石自ら之を改貨議と稱し、又第八建議は之を改貨議の別記として共に三冊となし、同じ年即ち正徳三年の

六月に奉呈したものゝ如し、第七建議は改貨後議と稱し、其の翌年の九月に奉呈し、第六建議は白石の五事略中の一つなる寶貨事略と稱するものにして、之は恐らく何れかの建議へ添付して當路へ差出したものであらう、其の文體上別に獨立の建議として執筆したものとは思はれないのである。

以上白石建議の順序は假りに國書刊行會本の所載に據り、第何建議と名稱しあるも、「折たく柴の記」の記事及其他の年表などを参照して此の建議の順序を正して見れば第六建議と第八建議と其の地を易へて、第八を第六とし、第六を第八として最後に置いた方が適當なるべしと思はる、刊行會本の第六建議が他の七建議のどれかへ付屬するものなることが判明なれば其の主なる建議の下に置くべく、又何れにも付屬せざる獨立の建議であつて奉呈の年月が明確なれば勿論其の年月の順位に置くべきも、此等の事が孰れとも分らざる以上は之を最終に配列するのが正しき順位であらう、併しながら全體に於て此の建議は八篇ともいづれを何年に奉呈したものか實は明確には分り兼ねる點があるのである、余は折たく柴の記に據つて斯くは順序を立て見たものゝ、此の折たく柴の記は世上にては國文の模範とせられ、如何にも立派な文章であるかの如く云傳へらるゝも、所記の事實は前後錯亂して、去年だの、此年だのと記しある所など、前後を繰返へし、對照熟讀して見るに、年月はさつぱり判明しない所多く、殊に寶永正徳年間即ち此の建議を奉呈したる前後の記事は年代の順序殊の外に錯雜混亂し、

いつの事を記述して居るのか、はつきりしない所が多く、泰平年表を始め其の他の年表、白石先生年譜など又區々にして、折たく柴の記事に符合せざる廉も少なからず、随つて建議八篇の奉呈年月は眞に明確には知れないのである、故に余は假りに折たく柴の記に據り、其の曖昧不明の點を摸索して、前記の如く推定したに過ぎないのである。

本建議の一二三は旗下の制度取締等より彼等の格式、振舞、音物、賄賂、奢侈、困窮等の細目に涉りて、詳かに其の弊害と矯正の方法などを論じ、四五七に於ては専ら貨幣改鑄に關する意見を述べたのである、即ち建議四は銀貨鑄造に關する銀座の主張及世人の評説數個條を列擧してその謬見を論駁し、建議五に於ては主として改鑄實行の方法手續等を詳論し、元祿以來鑄造せる惡銀を悉く慶長の古法に復して上銀に改鑄せんには、其原料に充つべき灰吹銀及鉛の産出は年々減少して、改鑄の目的を達するだけの原料を得ること能はざるに付、假に銀の紙幣（銀鈔と云ふ）を發行して世上通行の惡銀を漸々引き上げ、其の中に含有する灰吹銀を吹分けて、改鑄の用に充つることゝすれば十個年も經過する中には世上の通用に必要なだけの上銀を改鑄し得べしなど、云つて居るが、此時徳川政府は白石の建議の目的たる銀法（銀貨制度のこと）復古の意見を採用し、白石自ら其の議に與りて之を實行しながら紙幣發行の一條だけを行はず、又元祿以來の惡銀の通用を停めざりしより上銀が市場に現はるゝ